

県への提言

(重点項目)

〔重点〕

1. 国土強靱化の計画的かつ着実な推進について

【提案・要望】

国においては、令和3年度から7年度までの「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、防災インフラの整備や交通ネットワークの強化を図っているが、対策期間終了後も、この取り組みを継続的・安定的に進めるため、資材価格などの高騰も踏まえた必要な事業規模と期間を盛り込んだ上で、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保するよう、国へ働きかけること。

【現状・問題点】

本県は、前線に伴う集中豪雨や台風の常襲地帯に位置していることに加え、急峻な山地や崖地が多く、全国で2番目に多い約3万6千箇所もの土砂災害警戒区域を抱えていることから、頻繁に洪水・浸水被害や土砂災害が発生している。また、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえると、多くの半島を抱え、高規格道路のミッシングリンクも存在する本県では、大規模災害の発生時にインフラ及び人流・物流が寸断する危険性が高くなっている。

また、令和7年1月に埼玉県八潮市で道路陥没事故が発生し、下水道をはじめとする生活インフラの老朽化対策の重要性が全国的に再認識されたところであり、令和7年2月14日に決定された「国土強靱化実施中期計画の策定方針」にも様々なインフラの整備推進等が盛り込まれているが、頻発化・激甚化する自然災害から県民の生命・財産・暮らしを守り、地域社会の機能を維持するためにも国土強靱化基本法の改正によって位置付けられた予算・財源を確保することが重要な課題である。

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に伴う長崎県全体の予算額
- ・令和3年度 約250億円
 - ・令和4年度 約216億円
 - ・令和5年度 約234億円
 - ・令和6年度 約215億円

上記予算により、住民の生命・財産・暮らしを守る対策を実施しており、今後も予算・財源の確保が必要である。

(選定理由)

・近年頻発する大規模災害に鑑み、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」期間終了後も着実に取組みが実施できるよう、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保する必要があり、また、改正国土強靱化基本法に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」期間終了後においても切れ目なく国土強靱化の取組みを進めるよう、国への働きかけを求めるため選定するもの。

2. 保育料の完全無償化について

【提案・要望】

だれもが安心して子どもを産み育てる環境づくりの実現に関し、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

保育料における全国的な動きとして、国による幼児教育・保育無償化の対象外となる子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各自治体が独自に「完全無償化」や「第2子以降の無償化」等に取り組んでいる事例があり、他県では県内統一して「第2子以降の無償化」に取り組む事例も見受けられるが、本来、こどもを産み育てる環境は、自治体間によって差異があることは望ましくないため、全国一律の制度として実施するよう、国に働きかけること。

また、国が保育料の完全無償化について措置するまでの間、県独自の支援制度を設け、県内自治体の格差を是正すること。

【現状・問題点】

令和元年 10 月から、3～5 歳の子ども及び市民税非課税世帯の 0～2 歳の子どもの保育料が無償化されているが、課税世帯等の 3 歳未満の子どもの保育料は無償化されておらず、負担が生じている。

少子化の進行に歯止めがかからない中、保育料の「完全無償化」や「第2子以降の無償化」など独自の子育て支援策を打ち出す自治体もあり、自治体の財政状況によって子育て施策に差異が生じる事態となっているが、各市において同様の無償化を実施するためには、多額の財政負担を要することとなる。

長崎県におかれては、全国より早いスピードで進んでいる少子高齢化・人口減少といった喫緊の課題等を解決するため、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ 2025」を策定し、基本戦略の一つとして、「長崎県の未来を創る子ども、郷土を愛する人を育てる」を掲げ、取り組みを進められている。

県と市町においては、本県各自治体が抱える課題について共通認識・危機感はあるものの、県全体が一体となった取り組みには至っていないため、自治体ごとに対応が異なり、格差が生じている。

○令和7年度長崎県内全市が保育料の完全無償化を実施する場合の所要額見込み

市 名	所要額 (単位:百万円)	市 名	所要額 (単位:百万円)
長崎市	1,102	対馬市	95
佐世保市	740	壱岐市	65
島原市	251	五島市	116
諫早市	615	西海市	86
大村市	500	雲仙市	179
平戸市	95	南島原市	72
松浦市	63	合 計	3,979

全市合計
約 39.8 億円

(選定理由)

国の「こども未来戦略方針」において、これまで実施してきた幼児教育・保育の無償化に加え、支援が手薄になっている妊娠・出産期から2歳児までの支援強化が盛り込まれているが、保育料無償化の対象範囲の拡大については、関係府省と地方自治体による協議は進められていない。国の制度として無償化を実施するよう県に働きかけを求め、併せて、まずは長崎県と連携して県内の格差を是正するため、県独自の支援制度を要望することから選定するもの。

長崎県内各市の保育料負担軽減の取組み

【R7.4.1 現在】

長崎市	・ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目以降無料 ・ 市民税所得割課税額97,000円未満の世帯について、最年長の子ども（概ね18歳まで）を第1子とし、第2子以降無料
佐世保市	・ 保育料の階層別単価を国基準から平均25パーセント少ない金額に設定 ・ 副食費の第2子目以降の無償化を実施【令和2年4月1日～】 ・ 認可保育施設・認可外保育所における同時在園児の、第2子以降の1歳児および2歳児に対する保育料無償化を実施【令和6年4月1日～】
島原市	・ 認可保育施設における所得制限と年齢制限を撤廃し、第2子以降の児童にかかる保育料の完全無料化【令和元年10月～】 ・ 副食費の無償化を実施【令和元年10月～】
諫早市	・ 認可保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和5年4月～】
大村市	・ 認可保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【平成9年度～（平成9年当時は保育料軽減事業として実施）】 ・ 認可外保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和4年度4月～】 ・ 新たに保育料引き下げ【令和6年4月～】
平戸市	・ 4,800円を上限に副食費の無償化を実施【令和元年10月～】 ・ 認可保育施設における3歳未満児保育料の完全無料化を実施【令和5年4月～】 ・ 幼稚園における未就園児の保育料及び認可外保育施設における3歳未満児保育料の無料化を実施【令和5年4月～】
松浦市	・ 2・3号支給認定児童について、認可保育施設を利用した場合の同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【平成27年4月～】 ・ 市町村の認定を受けた児童について、認可保育施設を利用した場合の同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和元年10月～】 ・ 認可保育施設における3歳未満児保育料の完全無料化を実施【令和7年4月～】
対馬市	・ 認可保育施設における多子世帯が施設を利用する際の保育料について、満18歳以下の子どもが複数人いる場合は、第2子保育料を半額（市民税非課税世帯は無料）、第3子以降の無料化を実施【平成27年4月～】 ・ 保育料を国基準から平均30パーセント減額 ・ 副食費の無償化を実施
壱岐市	・ 保育施設（認可外含む）における各世帯の第2子以降の保育料無償化を実施【令和5年4月～】 ・ 副食費の一部助成を実施【令和5年4月～】
五島市	・ 保育料を国の徴収基準額から22パーセント減額【平成17年4月～】 ・ 多子計算（第1子、第2子等）の範囲を中学生までに拡大し、第3子以降を無料化。第2子については、第1子と同時在園の場合は無料、同時在園以外の場合は半額【平成27年4月～】 ・ 多子計算の範囲（年齢制限）を撤廃【平成29年4月～】 ・ 副食費の全額補助【令和元年10月～】
西海市	・ 同一世帯で、2人以上の子どもが保育所等を同時に利用している場合の利用料は、2人目以降は無料（市独自の基準。国の基準は、2人目は半額、3人目以降が無料） ・ 同一世帯に保護者の監護下にある子どもが3人以上いる場合、第3子以降の子どもの利用料は、無料（市独自の基準。国の基準は所得制限あり） ・ 副食費の無償化を実施【令和2年4月～】
雲仙市	・ 第2子以降の保育料の無料化を実施【平成28年4月～】 ・ 副食費の無償化を実施【令和元年10月～】
南島原市	・ 国基準額より負担を軽減した保育料を設定 ・ 2人以上の児童を扶養する多子世帯の第2子以降の保育料の無償化を実施【平成24年4月開始、平成31年度からきょうだい児の年齢制限を撤廃】 ・ 副食費負担金の無償化を実施【令和元年10月～】

〔重点〕

3. 中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について

【提案・要望】

学校教育の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

中学校の教頭は、学校の要として、事務処理や対外的な対応、人的管理、教育課程の管理等を担っている。また、不登校児童生徒や問題行動関連の生徒指導、保護者への対応に時間を要し、勤務時間が増加するなど働き方改革に逆行している状況である。

さらに、高等学校の教頭と異なり、授業準備や成績処理などの教科指導を行わなければならない、教頭の業務負担軽減が喫緊の課題となっている。

については、中学校教頭を教科別現員数の定数外として配置すること。

【現状・問題点】

教頭は、日頃、学校の要として校内の連絡調整や教員への指導助言等の人的管理、校舎の開錠や施錠を含め学校施設の管理を行っている。また、「開かれた学校づくり」のもと、地域やPTA、外部機関の対応など対外的な役割も担っている。そのような中、年々増加傾向にある不登校児童生徒や家庭でのトラブルを含む問題行動関連の生徒指導、特に保護者への対応等に時間を要している。その結果、勤務時間外に事務処理や授業準備、成績処理等を行っている現状がある。

現在、教科担当教員の兼務や非常勤講師等の加配が行われたことにより、教頭の授業時数を削減できた学校もあるが、全体としては副校長・教頭の時間外勤務の改善は依然として進んでいないことから、今後、教頭の役割や業務の見直しに関する協議をさらに加速させる必要がある。

(選定理由)

- 令和6年12月に財務大臣と文部科学大臣による「教師を取り巻く環境整備に関する合意」が締結され、過去20年で最多となる教職員定数の改善に加え、学校における働き方改革の推進等に取り組んでいくことが打ち出されている。

県教育委員会においても、教科担当教員の兼務や免外解消非常勤講師等の加配にて教頭の負担軽減に取り組まれているところであるが、教頭の負担軽減が実現したとまでは言えない状況であり、学校の要である教頭の負担軽減は急務であり、重点的に要望するもの。

4. 学校給食費の無償化について

【提案・要望】

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであり、全ての子どもたちに対して国の責任において実施すべきであると考えことから、保護者が負担する学校給食費を無償とし、国の負担とするよう、引き続き国に働きかけること。

また、一部都県においては、すでに給食費無償化に取り組む自治体への助成を行っていることから、本県においても国が学校給食費の無償化について措置するまでの間、県独自の支援制度を設け、県内自治体の格差を是正すること。

【現状・問題点】

学校給食は、各自治体において学校給食費を定め、保護者の負担により食材が賄われており、負担する額も自治体によりまちまちの状況である。

一部の市区町村においては、既に学校給食費を公費負担としている自治体もあるが、それぞれの自治体の財政状況に依存する。各市において学校給食費の無償化を実施するためには、多額の財政負担を要することになる。

長崎県におかれては、全国より早いスピードで進んでいる少子高齢化・人口減少といった喫緊の課題等を解決するため、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ 2025」を策定し、基本戦略の一つとして、「長崎県の未来を創る子ども、郷土を愛する人を育てる」を掲げ、取り組みを進められている。

県と市町においては、本県各自治体が抱える課題について共通認識・危機感はあるものの、県全体が一体となった取り組みには至っていないため、自治体ごとに対応が異なり、格差が生じている。

○令和7年度 長崎県内全市（13市）における学校給食費無償化の所要額見込み
（単位：百万円）

	市名	小学校	中学校
1	長崎	916	526
2	佐世保	677	425
3	島原	123	76
4	諫早	405	243
5	大村	400	233
6	平戸	67	43
7	松浦	55	40
8	対馬	76	49
9	壱岐	70	47
10	五島	81	54
11	西海	57	37
12	雲仙	108	65
13	南島原	102	66
	計	3,137	1,904

小中学校合計 約 50.4 億円

○長崎県内全市（13市）の学校給食費負担軽減の取組み【R7.4.1現在】

長崎市	・R4年度（9月～3月）食材価格高騰分を公費負担 ※財源：国の臨時交付金 ・R5年度（4月～3月）食材価格高騰分を公費負担 ※財源：国の臨時交付金 ・R6年度（4月～3月）食材価格高騰分を公費負担 ※財源：国の臨時交付金 ・R7年度（4月～3月）食材価格高騰分を公費負担 ※財源：国の臨時交付金
佐世保市	・R5年度 物価高騰による給食費の値上げ相当分を公費負担 ・R6年度 物価高騰による給食費の値上げ相当分を公費負担 ・R6年度より市立の中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の生徒の給食費を無償化 ・R7年度 物価高騰による給食費の値上げ相当分の一部を公費負担予定 ・R7年度より市立の中学校第2・3学年及び義務教育学校第8・9学年の生徒の給食費を無償化予定 ※財源 中学校第2学年分：ふるさと元気基金、中学校第3学年分：一般財源
島原市	・R6年度 市内小中学校に通う児童生徒の保護者に対して物価高騰分の食材費を補助 ※給食費据え置き、財源：国の臨時交付金28,000,000円 ・R7年度 市内小中学校に通う児童生徒の保護者に対して物価高騰分の食材費を補助 ※給食費据え置き、財源：国の臨時交付金33,779,000円（R7.4～R8.2）、一般財源2,623,000円（R8.3）
諫早市	・R6.4～市立小・中学校に通う児童・生徒（生活保護世帯を除く）の学校給食費を無償化 ・R7.4～食物アレルギー等の理由により弁当持参の児童生徒に給食費相当額を支援 ※財源：一般財源
大村市	・物価高騰に伴う給食費の増額分については、保護者負担が生じないよう一般財源で補う
平戸市	・R5年度から給食費（月額小4,800円、中5,600円）を増額し、激変緩和措置を講じている R5年度：第1子目、第2子目は月額400円控除、第3子目以上は据置（月額小4,300円、中5,000円） R6年度：第1子目、第2子目は月額300円控除、第3子目は月額400円控除、第4子目以上は据置 R7年度：第1子目、第2子目は月額200円控除、第3子目は月額300円控除、第4子目は月額400円控除、第5子目以上は据置 R8年度：第1子目、第2子目は月額100円控除、第3子目は月額200円控除、第4子目は月額300円控除、第5子目以上月額400円控除 ※激変緩和措置は、R11年度までの措置で、R12年度から全児童生徒月額小4,800円、中5,600円の徴収となる。（R12年度までの間に、物価高騰等によりさらに増額の可能性あり） ※財源：ふるさと納税を原資とした基金
松浦市	・令和7年度より児童・生徒の給食費の1/2相当額を助成し、保護者の負担軽減を図る。 ※財源：子育て支援基金繰入金
対馬市	・小学生（1食当たり50円×1.08）中学生（1食当たり60円×1.08）の市単独基本物資補助金あり ・地場産使用時の食材費補助として市単独補助金（年額1,300万円）あり
壱岐市	・R5年度から市内の小中学校の児童・生徒を対象に以下の助成を実施 小学校の給食費月額4,900円 市助成2,900円 保護者負担2,000円 中学校の給食費月額5,800円 市助成3,300円 保護者負担2,500円 ※財源：一般財源
五島市	・R6年度 米価高騰による給食費の値上げ相当分を公費負担（10月～） ・R7年度 物価高騰による給食費の値上げ相当分を公費負担予定（4月～） ※財源：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国）
西海市	・H29年度から学校給食費補助事業：第3子以降の児童・生徒への学校給食費を全額補助する。 ※財源：一般財源と基金（ふるさと西海応援寄附金基金） ・H6年度から学校給食物価高騰対策食材費補助事業：現在の学校給食費では不足する食材費を補助する。※財源：一般財源と国庫補助（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）
雲仙市	・R6年4月から市内に住所を有する児童生徒の保護者への給食費の無償化・補助を実施 ※財源：ふるさと応援基金（一部）
南島原市	・学校給食費保護者負担軽減補助金（学校給食を喫食する第3子以降の無償化） ※財源：一般財源 ・学校給食会原油価格・物価高騰対策費補助金（児童生徒の給食費の値上がり分の半額を補助） ※財源：国の臨時交付金

○学校給食に関する実態調査の結果：文部科学省調べ（R6.6.12 発表一部抜粋）
自治体独自の学校給食費無償化の実施状況（R5.9.1 現在）

調査回答自治体数 都道府県、市区町村	何らかの無償化を実施している自治体数	小中学校段階において全員を対象に無償化を実施している自治体数
1,794	722	547（全体の約 30%）

上記 722 自治体の財源（複数回答有）（R5.9.1 現在）

①自己財源（ふるさと納税、寄付金以外）	475	④都道府県からの補助	52
②地方創生臨時交付金	233	⑤寄付金	6
③ふるさと納税	74	⑥その他（交付金、基金地方債等）	86

（選定理由）

学校給食法第2条に規定する「適切な栄養の摂取による健康の保持促進」や「我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解」などの目的を達成することは、我が国の子どもたちの健やかな発達を保障することであり、すなわち国の責務であると考えます。

しかしながら、学校給食費は、学校給食法に基づく保護者負担として各自治体において額を定め、食材費等に充てられており、その額は自治体により差異がある。

また、一部の自治体においては、保護者の負担軽減の観点から学校給食費を公費負担に切り替えるところもある。

本来、子どもは地域によらず平等であるべきであり、自治体間で差異があることは望ましくないことから、国による学校給食費の無償化について、首長や教育長による協議会などあらゆる機会を通じて引き続き要望していく必要があるが、国における小学生及び中学生の給食費無償化が実現するまでの間、まずは長崎県と連携して県内の格差を是正するため、県独自の支援制度も求めていく必要があり、重点項目とするもの。

* * *

県への提言

* * *

第 1 号議案

都市財政の拡充強化に関する提言

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう、引き続き国へ強く働きかけるとともに、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 都市財政の充実強化について〔継続 2 回〕

(1) 地方税財源の充実強化について

① 都市自治体が行う住民サービスに直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

② 法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっていることから、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。

また、地方税制の改正に際しては、**地方都市**自治体の意見を聞くとともに、減収分については、代替財源を確保するなど、**地方都市**自治体の歳入に影響を与えないようにすること。

なお、平成 27 年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例が創設され、寄附者の申告手続きの簡素化が図られているが、この措置において、国税からの控除分を**地方都市**自治体が負担する仕組みとなっていることから、速やかに改め、国において補填すること。

③ ゴルフ場利用税については、その税収の 7 割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、関係市町村にとっては貴重な財源となっていることから、厳しい**地方都市**自治体の財政状況を踏まえ、引き続きその現行制度を堅持すること。

(資料 1-1 参照)

④ 固定資産税については、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、現行制度を堅持し、引き続きその安定的確保を図るとともに、新たな特例措置を設けないこと。

また、経済対策や各種政策的な措置は、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものであることから、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行わないこと。 (佐世保市)

(説明)

提言する(佐世保市ほか全市)

- ・「地方自治体」と「都市自治体」が混在していたため、「都市自治体」へ文言を統一するもの(佐世保市)

(2) 一般財源の総額確保等について

- ① 国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による~~地方都市~~自治体間の財政力格差是正と一定の行政水準を確保するために、地方交付税の持つ財源調整と財源保障の両機能を強化すること。

~~また、地方交付税総額の算出基礎となる令和6・7年度の地方財政計画について、定額減税による減収、こども・子育て政策の強化、給与改定等、自治体の施設の光熱費高騰いわゆる「103万円の壁」、地方財政の健全化、DX、防災・減災対策の推進、人件費の増加、物価高への対応が確保されている。~~

~~深刻さを増す少子化への対応や足元の物価高対策、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応はもとより、デジタル田園都市国家構想・地方創生の実現、脱炭素化の推進、頻発する大規模な災害等への対応や強靱な国土づくり、持続可能な社会保障制度づくりなどの本来的な課題解消を十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を確保・充実すること。② 地方財政における巨額の財源不足及び借入金残高に対しては、国の責務として確実に財源保障をすべきであり、臨時財政対策債によることなく地方交付税の法定率の引上げなどにより所要額を確保すること。~~

~~社会保障費の一層の増加が見込まれる中、更にこれらに要する一般財源が適切に確保されなければ、地方創生の再起動をはじめ、こども・子育て政策等の人口減少対策、国土強靱化といった重要課題に対応するために必要な財源が圧迫されることが予想される。結果、その取組が後退しかねない。このため、都市自治体は昨今の人件費の大幅増や物価高の影響に対応していく必要があることから、するための必要額を地方財政計画の歳出に確実に計上、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を確保・充実すること。~~

- ② ~~地方財政における巨額の財源不足及び借入金残高に対しては、国の責務として確実に財源保障をすべきであり、臨時財政対策債によることなく地方交付税の法定率の引上げなどにより所要額を確保すること。~~

~~都市自治体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として、財政融資資金等を確保するとともに、その償還財源について確実に確保すること。~~

- ③ 地方交付税の算定にあたっては、多くの離島や半島を抱えるという本県の特

殊性を十分考慮したものとする。

また、令和3年度の算定から令和2年の国勢調査人口が地方交付税に反映されることとなり、人口減少団体の交付税が急激に減少しないよう人口急減補正を行われているところであるが、継続的かつ急激な人口減少に直面している実態を踏まえ、制度の趣旨を鑑みて、更なる措置拡充をすること。(佐世保市)

(説明)

提言する(佐世保市ほか全市)

- ・国が作成した「令和7年度地方財政対策のポイント(総務省自治財政局)」及び「令和7年度予算編成及び地方財政対策について(地方六団体)」を踏まえた時点修正をするもの。
(佐世保市)

(3) 国庫補助負担金の見直し等について

- ① 国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。また、全国的に増加する社会資本の整備需要に対し、国の予算確保が十分にされていない状況が続いているが、地方では地方創生を推進するために都市基盤整備を進めており、今後とも財源が必要であることから、道路・公園・漁港、市街地再開発などの基盤整備を着実に実施するため、事業計画に計上されている所要の財源を確保すること。
- ② 国庫補助負担金の見直しや新制度の創設にあたっては、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。
- ③ 国の政策に基づく新たな財政需要については、必要なものは普通交付税の措置ではなく、明確に国庫補助負担金により措置すること。

(4) 県単独補助金等の見直しについて

長崎県は、中期財政見通しを踏まえたさらなる収支改善対策の中で県単独補助金等を見直しを進めている。

一方、県内市町においては、厳しい財政状況の中、人口減少対策をはじめとした地方創生の取り組みを進めているところであり、長崎県の財政健全化を目的として、一方的に補助金が削減されれば、住民生活に大きく影響し、その負担が市町に転嫁されることにもなりかねない。

このようなことから、地域経済や住民生活に影響のある補助金の削減などは行わないこと。

(5) 国土強靱化の計画的かつ着実な推進について [継続1回]

国においては、令和3年度から7年度まで「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、防災インフラの整備や交通ネットワークの強化を図っているが、同対策の最終年度となる令和7年度の予算を十分に確保するとと

~~もに、対策期間終了後も、切れ目なく安定的な取組みを推進するため、国土強靱化基本法の改正によって位置付けられた「国土強靱化実施中期計画」を令和6年の早期に策定し、その実現に必要な対策期間終了後も、この取組みを継続的・安定的に進めるため、資材価格などの高騰も踏まえた必要な事業規模と期間を盛り込んだ上で、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、予算・財源を通常予算とは別枠で確保することを国へ働きかけること。（島原市）~~

（説明）

提言する（島原市ほか全市）

・昨今の社会情勢、国の動向を踏まえた時点修正を行うもの。（島原市）

2. 浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について〔継続4回〕

浄化槽設置整備事業が生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するという大きなを目的を担っているとしていることに鑑み、~~住民の要望に応えていくために、補助制度の維持・拡充を国に強く働きかけること~~今後、更に浄化槽行政をの更なる推進するため、以下の事項に努めること。浄化槽設置者の一部に限定されている少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業の対象者を更に拡充するとともに、浄化槽設置に対する財政措置にとどまらず、老朽化した浄化槽の更新費用に対しても財政措置を拡充するよう県から国に強く要請すること。

~~また、浄化槽維持管理費に対する財政措置の制度を拡充するよう国に働きかけるとともに、県補助金に対する補正係数の減額措置について復元を行うこと。~~

- ~~（1）県においては、水環境の保全という大きな目的を担っていることから、浄化槽設置整備事業における県補助額に対する補正係数の減額措置を早急に廃止すること。~~
- ~~（2）国においては、少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業が実施されているが、当該事業における負担軽減の対象者は浄化槽設置者の一部に限定されることから、対象者を更に拡充するよう県から国に強く要請すること。あわせて、浄化槽設置に対する財政措置にとどまらず、老朽化した浄化槽の更新費用に対しても財政措置を拡充するよう県から国に強く要請すること。（佐世保市）~~

（資料1-2 参照）

（説明）

提言する（佐世保市、長崎市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市）

- ~~（1）県の補正係数の減額措置については、第135回提言に対する県の措置状況において、「補正係数を廃止の方向で検討を進めている」との回答があったことから、「早急に減額措置を廃止」するよう文言修正を行うもの。~~

浄化槽設置整備事業に係る補正係数が令和7年度から廃止されるため削除。

- ~~（2）国の維持管理費補助（65歳以上の2名以下の世帯に対する少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業）の対象者が浄化槽設置の一部に限定されることから、対象者の更なる~~

拡充について、県から国に要請するよう引き続き要望するもの。また、国において現在の浄化槽設置に対する財政措置を行っているものの、設置費用に対する財政措置にとどまらず、経年劣化等により老朽化した浄化槽の更新（入替）費用に対しても財政措置を拡充するよう県から国に要請するよう新たに要望するもの。（佐世保市）

3. 公共下水道への財政措置の拡大について [継続 1 回]

(1) 公共下水道事業への財源確保について

下水道は、公共用水域の水質保全や浸水の防除を担う、極めて公共性の高い社会資本であり、下水道事業を計画的かつ継続的に遂行するためには、多額の費用と財源が必要である。

特に、近年災害が激甚化・頻発化していることから、地震対策、浸水対策、老朽化対策は急務であるとともに、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化、施設の更新・維持管理費用の増大などにより経営環境は厳しさを増してきていることから、施設の広域化や維持管理の共同化等を進めることで、持続可能な事業環境を確保していく必要がある。

このような状況の中、下水道事業を計画的かつ継続的に進めていくためには、国の安定した財政支援が不可欠であることから、現行の国庫補助制度を堅持するとともに、防災・安全交付金等予算を十分に確保するよう、国に働きかけること。

(2) 下水道施設への接続率向上について

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中、施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。

国の社会資本整備総合交付金は未普及対策について基幹事業として下水道整備推進重点化事業として支援するとされているが、接続率の向上は施設の適正な維持管理を図る上で重要であるため、接続者に負担が生じている各戸排水設備の設置等について、下水道整備が完了した自治体とともに併せて、財政支援措置と拡充について講じるよう、国に働きかけること。

(資料 1-3 参照)

4. 廃棄物処理対策の強化について [継続 3 回]

(1) 廃棄物処理施設等について

- ① 旧焼却施設は、老朽化が進むことにより倒壊や環境汚染の恐れが高まることから、早急な解体撤去が必要である。施設の解体撤去工事は多額の費用を要するが、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない工事は国の循環型社会形成推進交付金の対象とはならないことから、厳しい財政状況の中、市単独事業として実施が困難であるのが現状である。

今後、特に市町村合併により廃止した旧焼却施設の老朽化がさらに進むなど、環境汚染のリスクが高まることから、早急な解体撤去を行うことができるようにするため、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事についても交付金の対象とするよう国に働きかけること。また、県単独補助についても検討すること。併せて、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の財政措置を講じること。

- ② 多額の建設費用を要する一般廃棄物処理施設については、循環型社会形成推進交付金が事業費に応じた要望額どおり交付されなければ、厳しい財政状況の中、適正な廃棄物処理事業の遂行が困難になる可能性がある。また、施設建設に対する地元住民との合意を得た中で、財源の不足により施設建設の遅れなどが生じることになれば、信頼を損なう恐れがあり、それがひいては市民生活に影響を及ぼす懸念がある。

一般廃棄物処理施設の建設等を適切に進め、一般廃棄物処理事業の計画的な実施が可能となるよう、予算確保を図り、循環型社会形成推進交付金制度の安定化を図るよう国へ働きかけること。

(2) 循環型社会の構築について

① 小型家電再資源化における地域間格差の是正について

小型家電リサイクル制度による市町村から認定事業者への引渡しにおいて、全国的には有償で引き受ける事例が多い中、長崎県内特有の離島が多い等地理的な条件や廃プラスチック等残渣の処理費用の高騰により希少金属等の売却を上回る処理費用が生じる結果、逆有償での引渡しとなり、自治体の経済的負担が生じ、小型家電リサイクルの促進に支障をきたしている。

については、同じ小型家電のリサイクルに際して、有償で引き取られる地域との格差を是正するため、国又は製造者の責任による新たな補助制度等、逆有償となる自治体に経済的な負担が生じることのないような制度を創設するよう国に働きかけること。

② プラスチック資源の再商品化に対する支援制度の拡充について

プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る経費については、特別交付税措置を行ってもなお自治体の費用負担が過大となることから、更なる財政措置を講じるよう国に働きかけること。

③ 再商品化製品の利用促進について

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に対応したプラスチック資源のリサイクル等新たな品目のリサイクルや既存品目の資源化量の増加を図るう

えで、処理費用が大きな支障となる。

処理費用は、処理後の再商品化製品の取引価格に左右され、再商品化製品の需要が高まることで、処理費用の低減につながる。

については、再商品化製品を原料として新たな製品を製造する者に対して原料の使用率の目標値を設定するなど、循環経済が成り立つ制度を構築し、再商品化製品の利用を促進するよう国に働きかけること。

5. 治水事業に対する財政措置等について〔継続3回〕

（1）河川の定期的な除草及び浚渫について

国及び県が管理する河川については、河川内に土砂などが堆積し、草木が繁茂している現状があることから、通水阻害に対する住民の不安意識は高く、近年頻発している集中豪雨による河川氾濫や浸水被害が懸念されている。については、治水事業の一環として県管理河川の定期的な除草や浚渫を要請する。

（2）治水事業に係る財政支援について

近年の頻発する集中豪雨による、河川氾濫や浸水被害が懸念されている中、国においては、~~令和6年度までの~~時限措置として、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川等に係る浚渫について、特例債を活用できる地方財政措置「緊急浚渫推進事業」を進めている。また、災害の発生や拡大防止を目的として実施している河川改修などの地方単独事業を対象とした「緊急自然災害防止対策事業」についても、~~令和7年度までの~~時限措置として進めている。

しかしながら、自治体が管理している準用河川や普通河川の箇所は多く、継続的に実施する必要がある。よって、県においては、治水事業全般に対する自治体への継続的な財政措置について国へ働きかけるよう要請する。**（諫早市）**

（資料 1-4 参照）

（説明）

提言する（諫早市ほか全市）

- ・令和2年に創設された「緊急浚渫推進事業債」は令和6年度までの期限付き事業であったが、令和11年度まで延長されることとなっているため文言の修正を行うもの。（令和7年1月24日に召集された第217回通常国会で法案成立見込み）

また、令和7年度には「緊急自然災害防止対策事業」の事業期間の延長も見込まれることから具体的な期限を文言から削除し、本提言について引き続き、時限措置ではなく継続的な財政措置（支援）を求めるもの。**（諫早市）**

6. 地方バス路線維持対策について〔継続5回〕

（1）補助要件の緩和について

~~平成23年度からの国の改正補助制度では、大幅な補助要件の緩和がなされて~~

~~いることから、現在の~~県単独補助制度についても、補助要件のハードルが高く、結果、市単独補助対応となり自治体市の負担が大きくなっていることから、県内の乗り合いバスの状況を踏まえつつ、キロ程10km以上、収益率20分の11の廃止等の補助要件の緩和に加え、年々厳しくなっている輸送量についての緩和も行うなど、必要に応じて制度の見直しを図り、より実効性のある制度となるよう対応すること。

また、収益率や輸送量が補助要件を下回った場合においては、国庫補助金の交付に準じ激変緩和を考慮して、実績に応じた段階的な補助を行うこと。

(2) 生活交通路線の維持・確保について

生活交通路線の維持・確保について、市が維持すべきと判断した路線について地域の課題や運行の実態に即し、その運行費用について助成すること。

(3) 交通不便地区における乗合タクシー等の運行に対する支援措置について

地域にとって生活を支える基盤となる路線バスや乗合タクシー等の維持を図るため、公共交通の維持確保に向け、支援措置の拡充を図るとともに、国にも働きかけること。

(4) バス料金の低廉化について

バスの利用拡大及びバス事業者の経営改善のため、路線バスの運賃についても、有人国境離島法の航路運賃の低廉化と同様にJR並み運賃となるように支援できる制度を構築するよう国に要望すること。

(5) 特定有人国境離島地域の赤字路線バスに対する補助の特例措置について

特定有人国境離島地域の赤字バス路線に対する補助について、~~地域公共交通確保維持改善事業における補助が受けられるよう特例措置の新設を国に要望すること~~と「地域公共交通確保改善事業費補助金」の要件に関わらず、国境離島住民の生活を支えるバス路線の欠損補助制度を創設するよう国に要望すること。

(6) バス事業者の慢性的な運転手不足の解消について

人口減少や高齢化により、公共交通ネットワーク構築の必要性が高まっているが、公共交通の担い手となる運転手不足が深刻化している。公共交通ネットワークの維持、サービス低下を防ぐため、運転士の給与・労働条件の処遇改善や確保、育成につながる新たな支援制度を構築すること。 (雲仙市)

(資料 1-5 参照)

(説明)

提言する (雲仙市ほか全市)

(1) 県措置状況 (令和5年度) によると、「国の補助制度 (地域公共交通確保維持改善事業費補

助金)における要件緩和(平成23年度において収支率が55%未満の場合の市町の嵩上げ補助廃止。平成24年度においてキロ程要件の廃止等)に併せ、同制度の県費負担(長崎県バス運行対策費補助金)の補助要件についても同様の改正を平成24年度時点で行っている。」との回答があっているが、提言している現在の県単独補助の要件緩和に対する回答になっていないので、国の改正補助制度にかかる文言を削除し、自治体負担が大きくなっている旨を追記するもの。

※県単独補助実績 [R5:15系統中4系統] [R4:14系統中4系統]と補助要件のハードルが高く、補助採択率が低い。

(5) 国境離島のバス路線維持を図るため、既存の「地域公共交通確保改善事業費補助金」要綱の見直しを求めてきたが、現状として、改善が行われていないため、有人国境離島法の趣旨に鑑みた新たな欠損補助制度の新設について要望するもの。(雲仙市)

7. 自然災害等対策事業に対する財源確保について〔継続3回〕

(1) 急傾斜地崩壊対策事業について

災害防止のため急傾斜地崩壊防止工事の実施、さらには、土砂災害防止法に基づく災害警戒区域等の指定と警戒避難体制づくりといったソフト面での対策も進めているが、危険箇所数が多いため、いまだ十分とはいえない状況にある。

国においては、社会資本整備重点計画に基づき重点的かつ効果的に事業を進めることとされているが、近年の「局地化・集中化・激甚化」した気象状況に鑑み、急傾斜地崩壊対策事業の推進を図り、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るため、県においては、県下市町の逼迫した財政状況に配慮し、市町の地元負担率を低減すること。また、市事業の進捗に影響のないよう、要望どおりの事業費を確保すること。

また、緊急自然災害防止対策事業債において、市町村施工分についても対象事業として拡充されているが、令和7年度までの期限付きであるため、安定的な財源確保の観点から、継続的な新たな制度確立を国へ働きかけること。

(資料 1-6 参照)

(2) 海岸保全施設などの整備・復旧について

本県は、多くの海岸線を抱えるという地理的条件により、台風等の自然災害により海岸保全施設への被害が頻発している。特に離島部及び海岸沿いの低地に居住する住民は、高潮や波浪による浸水被害に、日々不安を覚えながら生活している状況にある。

については、「安心して暮らせるまち」の実現は、最も基本的かつ優先して実現されるべき課題であるので、県において計画的に整備を進められているが、事業の進捗を図るため、十分な事業費の確保と迅速な対策事業を実施すること。

8. 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について〔継続3回〕

（１）補助制度の柔軟な対応等について

地域公共交通確保維持事業の離島航路運営費等補助においては、事前算定方式による内定制度が採用されているが、事前算定時には計上されていなかった船舶の突発的な故障等、想定外の経費についても、補助の対象とするなど、各航路の実態に沿った柔軟な対応を行うよう国に働きかけること。

（２）旅客運賃低廉化の対象拡大について

旅客運賃の低廉化については、有人国境離島法（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法）の対象地域に限らず全ての離島航路について JR 等本土交通機関を比較基準に見直し、支援制度の拡充を図るよう国に働きかけること。

また、離島住民だけでなく、観光客など離島航路を利用するすべての者に運賃低廉化が適用されるよう制度の拡充を図ること。

（３）貨物輸送運賃の低廉化について

本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化について、輸送コスト支援事業の対象品目を増やすなど支援制度の拡大を国に働きかけること。

また、本土から離島へ生活物資などを輸送する際にも、貨物輸送運賃が低廉化されるよう新たな支援制度の創設を国に働きかけること。

（４）離島航路における海上高速交通体系の維持について

離島航路は人・物の流通手段として生活及び産業経済活動に欠くことのできない重要な役割を果たしている。

特に、ジェットフォイルは、高速かつ大量輸送が可能で住民にとって必要不可欠な存在となっている。

県内の離島航路に就航しているジェットフォイルは、船齢がいずれも30年以上経過しており、更新時期を迎えているが、導入当時に比べ建造費が大幅に高騰しており、~~いる。厳しい経営環境にある航路事業者の負担のみでジェットフォイルの更新を行うことは困難な状況にある。~~

~~ジェットフォイルの建造については、重要性をご理解いただき、建造が促進されるよう、改正離島振興法に基づき、高速度で安定的に航行することができるものその他の船舶の新造及び更新にかかる支援制度の創設を含めた航路事業者の負担軽減対策を早急に講じること。~~

この度、ジェットフォイルの更新において、国・県・地元自治体の支援スキームが示されたが、厳しい経営環境にある航路事業者にとっては、今回示された補助率（航路事業者負担：1/2）では所有するジェットフォイルの更新を行うことは非常に困難な状況にある。

ジェットfoilについては、島民の生活や交流人口の拡大にとって、非常に重要であることをご理解いただき、航路事業者が所有するジェットfoilの新船更新が促進されるよう、国の補助率の拡大など、更なる支援制度の創設を含め、航路事業者の負担軽減対策を国に働きかけること。（五島市）

（説明）

提言する（五島市、長崎市、佐世保市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、西海市）

- ・ジェットfoilの建造費は、建造当時の2倍以上にまで高騰しており、国・県・地元自治体による補助があっても、建造費の1/2については航路事業者負担となり、負担が非常に重い。

ジェットfoilの維持は島民の生活や交流人口の拡大にとって、非常に重要であり、航路事業者が所有するジェットfoilの新船更新が促進されるよう、更なる支援を求めるもの。（五島市）

（5）有事における離島航路の維持について

本土と離島を結ぶ基幹航路は、島民の暮らしにおける命綱であり、観光事業など島の経済活動にも必要不可欠なものであることから、今般の新型コロナウイルス感染症の経験を活かし、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の基幹航路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。

（資料1-7 参照）

9. 離島航空路線の維持について〔更新〕（壱岐市、対馬市、五島市）

交流人口の拡大を目指し、航空路線を有効活用するため、壱岐空港においては、大型機材の就航が可能となる滑走路の延長、対馬空港においては、平成30年10月まで就航していたジェット機の代替機が離着陸できる滑走路距離を確保するため整備を早急を実施すること。福江空港においては、就航率アップのためダライドパス及び滑走路視距離観測装置の整備を実施すること。

併せて、令和8年度中までに滑走路端安全区域（RESA）の性能を満足させるための対策に着手を早急の実施すること。

また、本土と離島を結ぶ航空路は、島民にとっての命綱であり、市民生活はもちろんのこと、島の経済に多大な影響のある観光事業を始め、様々な経済活動に必要不可欠なものであることから、今般の燃油高騰等における物価高や新型コロナウイルス感染症に限らず、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の航空路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。

（壱岐市）

（資料1-8 参照）

(説明)

提言する(彦根市、大津市、彦根市)

・空港滑走路の延長については、彦根空港は、滑走路が1,200mであるために更新機材の選定にも影響し、大津空港は、平成30年10月まで就航していたボーイング737(B3)が退役し、代替機となるジェット機の必要滑走路が2,000m以上であることから、早急な両空港の滑走路の延長整備を要望するもの。

福江空港は、天候不良などによる欠航が年間約200便あるが、滑走路視距離装置を整備することで、欠航に対しての気象条件が緩和されるため、滑走路端安全区域(RESA)の対応については、遅くとも令和8年度末までの着工を要望するもの。

また、燃油高騰等における物価高や新型コロナウイルス感染症の影響により、離島航空路については、国、県も対策を講じているところであるが、この経験を活かして、有事の際の補助制度構築を要望するもの。(彦根市)

10. 半島航路の維持・確保について〔継続3回〕

県においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項について、国への働きかけと併せて積極的な措置を講じるよう強く要請する。

(1) 価格競争力を維持するための公的支援措置の実施

陸上交通と同等の経費水準への運賃割引等の取組に対する財政支援制度の創設や、船舶建造費・改修費への助成による航路運賃の低廉化などを実施すること。

(2) 船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施

省エネ化に資する改造等に対する更なる支援や、運航に要する船舶整備等に対する支援制度の創設又は運航欠損額に対する支援制度適用への支援などを実施すること。

(3) 貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実

モーダルシフトの取り組みに対する支援など、施策の充実を図ること。

(4) 燃油価格高騰の影響を受けている船舶事業者に対する公的支援の実施

燃油価格や物価高騰により運航コストが増大している船舶事業者に対し、事業継続を図るため公的支援を実施すること。

(資料1-9参照)

11. 市街地再開発事業に対する財政支援措置について〔継続6回〕

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、老朽建築物の建替えにより大震火災等の災害の抑制につながり、都市の再生にあたり非常に効果の高い取り組みである。一方で、事業推進のためには財政負担も非常に大きく予算措置に苦慮しているため、安全で快適な生活環境の実現、都市活力の維持・向上及び県全体の経済浮揚の観点から、必要な財源の確保を国に働きかけるとともに、県においては、事業の採択要件・補助の対象・補助金

の算定方法等について、国の要綱に準じた取扱いを行い、地方自治体負担分については県・市同額とすること。

12. 空き家対策への支援について〔継続 5 回〕

各市町では国の空き家再生等推進事業及び空き家対策総合支援事業を活用し、老朽した危険な空き家の除却に要する経費の一部に国と市・町とで補助を行っているところであり、各市町において増え続ける空き家の除却等に一定の成果を得ております。

また、空き家の除却は、治安の低下や犯罪の誘発、防災機能の低下、雑草繁茂や衛生害虫の発生といった公衆衛生の低下、景観の悪化や地域イメージの低下などの、外部不経済の解消につながり、また、都市のスポンジ化が進む地域において、市場への流通促進にも反映されることが予想されるため、長崎県地域住宅計画における良好な住環境の形成等を推進する有効な住宅施策でもあります。

人口減少等により、今後も空き家の増加が予想される中、今まで以上に県からの支援と協力が不可欠なものになってくるため、空家等対策の推進に関する特別措置法第二十九条に「国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助等、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする」と規定されていることから県補助制度を創設すること。

13. 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について

〔継続 3 回〕

平成 28 年 4 月の熊本地震を教訓とし、昭和 56 年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の本庁舎や総合支所等については、早期に建替えを実施する必要がある。

しかしながら、新庁舎や総合支所等の整備は、財政負担が大きく、また、市民合意を含めた十分な準備期間と余裕をもった設計期間を必要とする。

については、大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る恒久的な財政支援制度を新たに創設するよう国に働きかけること。

14. ふるさと納税に係る返礼品について〔継続 5 回〕

(1) ふるさと納税の返礼品の取り扱いについて〔新規〕（長崎市、佐世保市、島原市、雲仙市）

ふるさと納税の返礼品の取り扱いにおいて、都道府県とその都道府県内の市町村との間で、同一の返礼品を取り扱う事例が確認されている。

同一の返礼品の取り扱いに係る都道府県と市町村間におけるルールを策定するよう、国へ働きかけること。

また、一部都道府県においては、すでにルールを策定していることから、本県においても、国が策定するまでの間、県独自のルールを策定し、県内全域における効果の最大化を図るよう努めること。（長崎市）

（説明）

提言する（長崎市、佐世保市、島原市、雲仙市）

・ふるさと納税制度の活用は、地方自治体の財源確保や地域産業の振興に寄与するものである。本来、都道府県が制度に参入する目的は、広域的な観点において、都道府県単位で組成する特産品・ブランドやサービスを活かしながら、都道府県内全域の魅力発信・地域振興を図り、その効果を最大化することであると考えます。
そこで、都道府県内全域における効果の最大化を図るため、都道府県と市町村間で同一の返礼品を取り扱う場合のルール作りを求めるもの。（長崎市）

（２）送料の経費率について

平成３１年４月の地方税法改正に伴うふるさと納税制度に関する規制の中で、寄附額に占める経費率５割以下と定められた。この経費率には、返礼品の送料も含めることとされているが、関東からの寄附が半数を占める現状の中で、地方と関東近県とでは送料に大きな差がある。このことから、当該送料に関しては経費率の対象から除外するよう国に働きかけること。

15. 自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について〔継続 １回〕

災害の激甚化・多発化により、避難所開設においては、より多くの避難所確保が求められている。また、地域の防災活動では行政のみならず、地域住民全体の取り組みによる自主防災組織の役割が重要となっている。

従来の公設避難所での受け入れに加え、地区所有の自治公民館など民間施設を自主防災組織の運営により避難所として活用できるように、避難所としての安全性確保に向けた施設の改修費用に対する補助制度を創設すること。

16. 犯罪被害者等支援の充実について〔継続 １回〕

犯罪被害者等の支援については、犯罪被害者等基本法により国及び地方公共団体の責務が定められ、県内全市において、犯罪被害者等支援条例が制定されている。この条例に基づき、犯罪被害者等に対する見舞金が支給されることになるが、家賃助成及び転居費用助成の給付には自治体間で差異が生じている。

現在、長崎県においては、犯罪被害者等に対する直接的な経済的支援はないが、県内のどこにいても同じ支援が受けられるためには、県による支援が必要不可欠で

あることから、見舞金等の支給にかかる財政的支援及び支援体制の整備や従事する人材の育成など実効性を確保するための支援を行うこと。

17. ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について〔継続6回〕

ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・行政が一丸となった取組みが求められている中で、再生可能エネルギー導入拡大をはじめとする各分野の脱炭素社会の実現には、複数年にわたり「まちづくり」として一体的に実施する必要がある。

脱炭素社会の実現に向けた取組みを継続的かつ着実に推進できるよう、次の事項について国に強く働きかけること。

- (1) 既存の補助制度は、単年度ごとに補助対象が見直しとなり、複数年にわたる長期的な計画を立て機動的に取り組むことが困難となっている。また、脱炭素先行地域では複数年にわたる継続的、包括的な支援がなされる仕組みがあるが、ゼロカーボンシティ宣言を行った自治体が1,000以上ある中では選定数が限られている。

このことから、省エネルギーの更なる推進や再生可能エネルギーの導入・拡大など、地域の特性や実情に応じた脱炭素地域づくりに取り組む自治体を多年度にわたり安定的に支援できるよう、総合的な財政支援の拡充を図ること。

- (2) 地方財政計画において、各自治体を実施する脱炭素化に係る財政需要を適切に見込み、全ての自治体が脱炭素化に向けた取組みを着実に行うことができるよう、必要な一般財源を確保すること。
- (3) 地域の脱炭素化の推進については、地域の現状、特性を踏まえた政策立案が必要であり、専門的知見を有する人材の確保・育成が課題となっている。令和4年度より地方創生人材支援制度においてグリーン専門人材の派遣が行われているが、これは主にマッチング支援であり自治体側の費用負担も大きいことから、国において地域の特性に応じたきめ細やかな対応を行う相談窓口の設置や、更なる人材育成支援の充実を図ること。

18. 長崎県親子でスマイル住宅支援事業の復活について〔新規〕(長崎市、佐世保市、

島原市、諫早市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市)

安心して子どもを産み育てることのできる住まい・居住環境の整備を支援することで出生率の向上や子育て環境の充実を図ることを目的とした「長崎県親子でスマイル住宅支援事業」について、県においては令和6年度を最後に事業を終了したが、令和7年度現在の社会環境等情勢を鑑みても、少子化の流れに歯止めがかかっておらず、事業目的を十分に果たしたとは言えない状況にある。そのため、提案市及び賛同市においては、住民のニーズに応えるべく各々で事業の継続を行うか、財政状況が厳しく

事業を廃止せざるを得ない状況となっていることから、標記事業の継続について強く要請するしとは言い難い状況にあることから、県の事業としての復活を強く要請する。

併せて、中古住宅に対する需要があるものの本制度事業復活にあたっては、従来の事業の申請に至らない基準を満たせず、事業を活用できないケースも見受けられあったことから、より幅広い対象者の県内定住を促進するためにも、三世代同居・近居や職住・育住近接などの諸条件の緩和もを行うこと。（長崎市）

（説明）

提言する（長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市）

- ・安心して子どもを産み育てることのできる住まい・居住環境の整備を支援することで出生率の向上や子育て環境の充実を図ることを目的とした「長崎県親子でスマイル住宅支援事業」について、県においては令和6年度を最後に事業終了したが、令和7年度現在の社会環境等を鑑みても、少子化の流れに歯止めがかかっておらず、事業目的を十分に果たしたとは言えない状況にある。そのため、提案市及び賛同市においては、住民のニーズに応えるべく各々で事業の継続を行うか、財政状況が厳しく事業を廃止せざるを得ない状況となっており、標記事業の継続を要望するもの。

また、三世代同居・近居や職住・育住近接などの諸条件があるために、中古住宅に対する需要があるものの本制度の申請に至らないケースも見受けられ、より幅広い対象者の県内定住を促進するためにも、諸条件の緩和を求めるもの。（長崎市）

県内各市の償却資産(機械及び装置)とゴルフ場利用税交付金の現状 資料1-1

(単位:千円)

団 体 名	償却資産(機械及び装置) ※税額試算(1.4%)		ゴルフ場利用税交付金	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
長 崎 市	1,777,376	1,988,955	52,377	54,158
佐 世 保 市	1,231,341	1,233,852	42,054	40,403
島 原 市	204,018	199,534	0	0
諫 早 市	2,917,126	3,999,583	39,486	39,336
大 村 市	907,586	1,447,165	21,186	20,237
平 戸 市	212,137	213,752	0	0
松 浦 市	178,997	176,925	0	0
対 馬 市	284,362	308,153	0	0
壱 岐 市	153,469	159,176	2,236	2,134
五 島 市	366,315	355,445	4,905	4,497
西 海 市	346,103	337,696	29,622	31,018
雲 仙 市	248,298	241,524	11,154	10,276
南 島 原 市	160,774	173,263	7,315	7,606
県内13市の合計	8,987,902	10,835,023	210,335	209,665

※償却資産(機械及び装置)の、「税額試算」は令和4年度及び令和5年度の概要調書上の価格(課税標準額:県より)に1.4%を乗じたものである。
また、償却資産(機械及び装置)については、大臣・知事配分を合算している。

令和5年度 長崎県内(13市)における浄化槽基数等

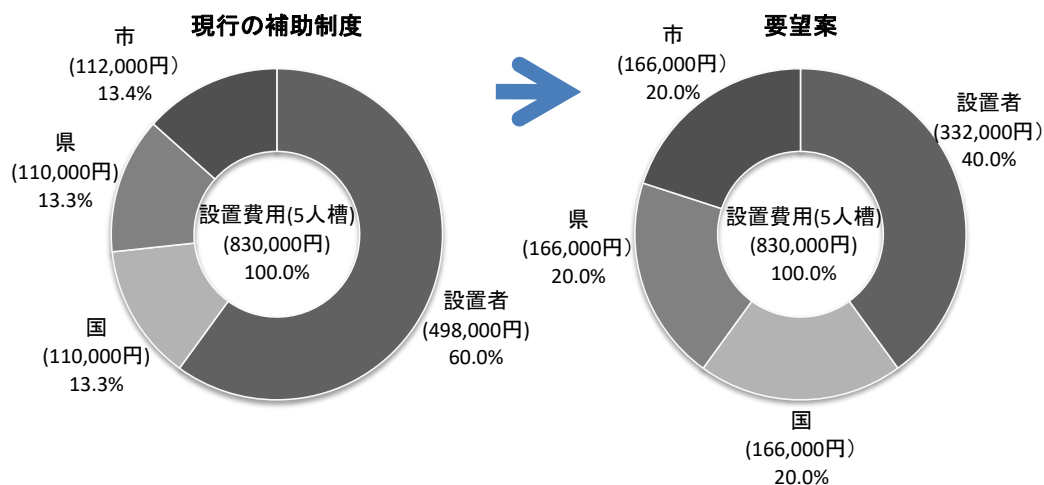
資料1-2

市名	浄化槽基数(R6.3.31現在)									令和5年度実績	
	住宅用途(基数)			住宅用途以外(基数)			合計			国庫補助 基数	国庫補助 対象経費 (千円)
		合併	みなし		合併	みなし		合併	みなし		
長崎市	2,761	2,441	320	459	322	137	3,220	2,763	457	16	5,856
佐世保市	13,517	10,310	3,207	1,994	1,075	919	15,511	11,385	4,126	184	81,512
島原市	7,052	6,277	775	1,179	955	224	8,231	7,232	999	434	301,925
諫早市	7,350	6,941	409	940	679	261	8,290	7,620	670	117	58,998
大村市	1,240	1,207	33	245	195	50	1,485	1,402	83	11	4,842
平戸市	3,729	3,091	638	665	415	250	4,394	3,506	888	75	32,376
松浦市	1,564	1,428	136	353	224	129	1,917	1,652	265	30	7,400
対馬市	2,029	1,839	190	323	107	216	2,352	1,946	406	33	19,209
壱岐市	2,614	2,494	120	343	275	68	2,957	2,769	188	60	16,502
五島市	9,009	7,496	1,513	1,004	491	513	10,013	7,987	2,026	244	145,186
西海市	2,526	2,445	81	640	517	123	3,166	2,962	204	21	7,518
雲仙市	3,518	3,251	267	541	390	151	4,059	3,641	418	100	55,503
南島原市	5,758	4,890	868	60	43	17	5,818	4,933	885	134	87,858
合計	62,667	54,110	8,557	8,746	5,688	3,058	71,413	59,798	11,615	1,459	824,685

○浄化槽設置整備事業の補助制度概要

現行の補助制度

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	60.0%	13.3%	13.3%	13.4%	40.0%
5人槽	830,000 円	498,000 円	110,000 円	110,000 円	112,000 円	332,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	621,000 円	138,000 円	138,000 円	138,000 円	414,000 円
8～10人槽	1,370,000 円	822,000 円	182,000 円	182,000 円	184,000 円	548,000 円



要望案

補助基準額の引き上げ

補助基準額(40% → 60%)

補助率(補助基準額の1/3)

※ 補助基準額は、国+県+市

○【参考】1世帯当たりの浄化槽維持管理経費(佐世保市の場合)

(単位:円)

人槽	保守点検	清掃	法定検査		維持管理経費合計	
			1年目	2年目以降	()は下水道使用料との差	
					1年目	2年目以降
5人槽	16,800	21,900	10,000	5,000	48,700 (27,838)	43,700 (22,838)
7人槽	16,700	24,400	10,000	5,000	51,100 (30,238)	46,100 (25,238)
10人槽	24,000	35,000	10,000	5,000	69,000 (48,138)	64,000 (43,138)

※1世帯当たりの平均下水道使用料(R5年度)・・・年間約20,862円 水道局営業課業務係確認

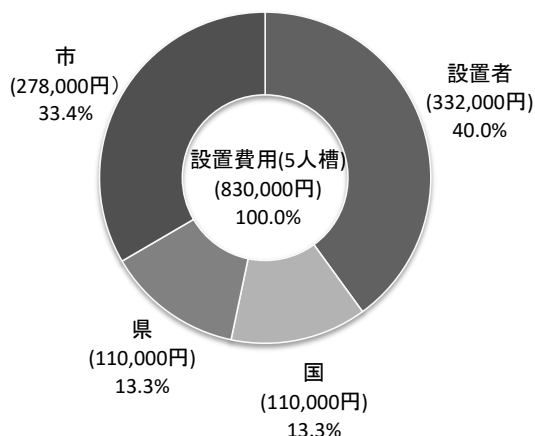
※維持管理費については、R5年度の維持管理委託契約書からの平均値

※法定検査料改訂(平成28年4月1日) 5～10人槽(1年目 10,000円 2年目以降 5,000円)

【参考】佐世保市の補助制度(申請者居住住宅 改築の場合)

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	40.0%	13.3%	13.3%	33.4%	60.0%
5人槽	830,000 円	332,000 円	110,000 円	110,000 円	278,000 円	498,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	414,000 円	138,000 円	138,000 円	345,000 円	621,000 円
8～10人槽	1,370,000 円	548,000 円	182,000 円	182,000 円	458,000 円	822,000 円

佐世保市の補助制度(改築の場合)



佐世保市浄化槽設置補助金額(国+県+市)

(単位:千円)

通常 人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	498	374	249	187
6～7人槽	621	466	311	233
8～50人槽	822	617	411	309

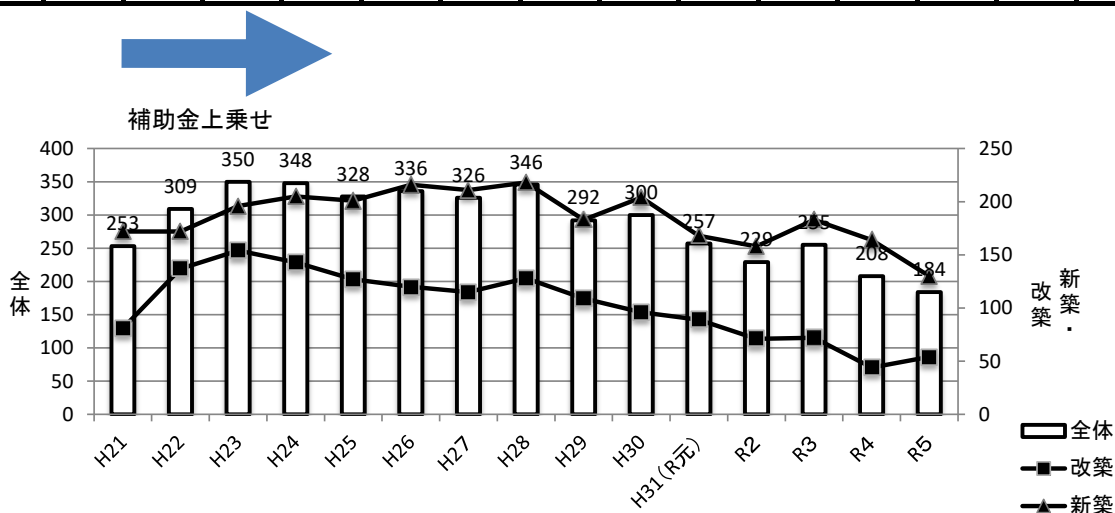
(単位:千円)

高度 人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	526	402	263	201
6～7人槽	669	514	335	257
8～50人槽	859	654	430	327

◎平成22年度から補助金を上乗せした結果

(単位:基)

結果	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(R元)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
補助基数	253	309	350	348	328	336	326	346	292	300	257	229	255	208	184
うち改築	81	137	154	143	201	120	115	128	109	96	89	71	72	44	54
うち新築	172	172	196	205	127	216	211	218	183	204	168	158	183	164	130



下水道計画区域外に設置されている合併浄化槽のうち設置後20年を経過した浄化槽(佐世保市)

佐世保市において、下水道計画区域外に設置されている合併浄化槽の基数は4,334基であり、設置後経過年数が20年を超えた浄化槽は、下表のとおりとなっている。

今後も、年間あたり約100基～150基程度、耐用年数を超えた浄化槽が出てくることとなる。

設置年度	H6以前	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
設置後経過年数	30年以上	29年	28年	27年	26年	25年	24年	23年	22年	21年	20年
設置基数	245	105	139	117	119	154	132	153	149	149	148

資料1-3

公共下水道事業概要(R6.3.31現在)

項目	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
(1) 行政区域内人口(人)(A)	393,052	234,504	42,163	133,670	99,124	28,290	20,722	27,416	23,995	33,861	25,285	40,935	41,186
(2) 下水道処理区域内人口(人)(D)	371,559	143,374	計画廃止	91,034	89,628	未着手	5,127	未着手	3,301	計画廃止	3,404	13,491	5,390
(3) 水洗便所設置済人口(人)(E)	361,645	133,017		78,561	88,206		3,895		2,176		2,439	9,143	3,511
(4) 全体計画面積(ha)(H)	6,912	4,211		3,437	2,933		424		188		136	611	225
(5) 普及率													
ア 下水道普及率 $D/A \times 100(\%)$	94.5	61.1		68.1	90.4		24.7		13.8		13.5	33.0	13.1
イ 接続率 $E/D \times 100(\%)$	97.3	92.8		86.3	98.4		76.0		65.9		71.7	67.8	65.1
(6) 総事業費(千円)(J)	350,144,958	142,371,490		107,082,326	82,548,690		8,950,913		6,747,033		8,853,219	22,171,687	13,906,193
同上財源													
ア 国庫補助金(千円)	115,320,358	53,764,488		35,130,415	30,127,781		3,721,079		2,984,550		3,976,255	9,520,879	5,955,750
イ 企業債(千円)	185,806,753	73,967,540		53,890,466	41,913,004		4,242,500		3,070,500		4,067,983	9,983,400	5,699,900
ウ 受益者負担金(千円)	4,295,280	4,021,067		5,152,212	2,750,876		127,538		90,673		81,937	161,363	177,148
エ その他(千円)	44,722,567	10,618,395		12,909,233	7,757,029		859,796		601,310		727,044	2,506,045	2,073,395
同上のうち使途内訳													
ア 管きよ費(千円)	204,636,654	93,474,113		74,972,807	56,753,897		7,147,247		4,206,514		6,463,346	13,995,841	7,177,011
イ ポンプ場費(千円)	20,666,665	5,905,009		4,208,081	4,665,436				228,012			921,397	1,734,355
ウ 処理場費(千円)	109,986,438	40,658,783		21,637,108	20,513,137		1,770,801		2,293,187		2,389,873	6,824,872	3,921,077
エ 流域下水道建設費負担金(千円)				4,655,283	288,568								
オ その他(千円)	14,855,201	2,333,585		1,609,047	327,652		32,865		19,320			429,577	1,073,750
(7) 補助対象事業費(千円)(K)	216,859,925	101,929,301		70,190,737	55,087,159		7,066,911		6,711,013		8,025,721	17,991,081	11,742,875
(8) 補助率 $K/J \times 100(\%)$	61.9	71.6		65.5	66.7		79.0		99.5		90.7	81.1	84.4
(9) 下水管布設延長(km)	1,853	720		546	521		48		43		47	177	72
(10) 終末処理場数(ヶ所)	10	4		5	1		1		2		2	4	2
(11) 計画処理能力($m^3/日$)(L)	115,920	101,500		35,680	51,600		6,100		2,740		3,500	10,550	2,700

※算定根拠: 令和5年度決算統計(令和6年3月31日)

資料1-4

◎各市における浚渫事業の現状

市	件 数		事 業 費(千円)	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
長崎市	12	3	5,187	682
佐世保市	7	11	37,678	48,460
島原市	1	1	18,000	69,000
諫早市	42	40	79,362	75,837
大村市	7	11	120,000	73,000
平戸市	5	4	4,138	10,000
松浦市	4	6	712	2,143
対馬市	26	27	9,009	7,971
壱岐市	4	1	9,089	3,122
五島市	8	5	24,813	25,540
西海市	3	1	9,718	10,839
雲仙市	1	4	5,113	21,899
南島原市	27	24	171,452	129,772
計	147	138	494,271	478,265

※各市実績調査結果による。

資料1-5

令和5年度 地方バス路線維持対策に関する自治体補助実績一覧

1. 乗合バス事業者に対する補助

No.	市	国庫補助路線に関する補助		県単補助路線に関する補助		市単独補助路線に関する補助	
		路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)
1	長崎市	8	0	0	0	10	103,395,863
2	佐世保市	2	22,153,000	0	0	6	25,516,000
3	島原市	0	0	1	1,121,000	14	17,897,000
4	諫早市	6	57,788,000	0	0	62	267,729,000
5	大村市	2	5,082,000	0	0	13	109,461,000
6	平戸市	3	59,276,000	0	0	3	34,135,000
7	松浦市	2	36,661,000	0	0	11	74,988,000
8	対馬市	3	60,003,536	2	4,629,799	26	95,837,218
9	壱岐市	0	0	1	2,045,000	30	74,965,000
10	五島市	3	19,041,459	0	0	25	76,387,541
11	西海市	1	4,337,661	0	0	9	84,569,339
12	雲仙市	1	699,000	0	0	20	33,662,000
13	南島原市	0	0	1	5,836,000	22	36,459,000
合計			265,041,656		13,631,799		1,035,001,961

2. 地域内フィーダー系統確保維持事業

No.	市	車両数	市補助額(円)
1	長崎市	31	27,745,114
2	佐世保市	2	4,208,186
3	島原市	0	0
4	諫早市	0	0
5	大村市	0	0
6	平戸市	0	0
7	松浦市	7	29,993,911
8	対馬市	5	1,930,448
9	壱岐市	0	0
10	五島市	1	3,921,584
11	西海市	0	0
12	雲仙市	0	0
13	南島原市	0	0
合計		46	67,799,243

急傾斜地崩壊対策事業 市別箇所数一覧表

		令和4年度事業 実施箇所数	県営・県費補助		令和5年度事業 実施箇所数	県営・県費補助	
1	長崎市	36	県営	27	33	県営	26
			県費補助	9		県費補助	7
2	佐世保市	75	県営	44	79	県営	46
			県費補助	31		県費補助	33
3	諫早市	7	県営	1	8	県営	1
			県費補助	6		県費補助	7
4	大村市	0	県営	0	0	県営	0
			県費補助	0		県費補助	0
5	島原市	0	県営	0	0	県営	0
			県費補助	0		県費補助	0
6	松浦市	0	県営	0	0	県営	0
			県費補助	0		県費補助	0
7	対馬市	3	県営	3	3	県営	3
			県費補助	0		県費補助	0
8	壱岐市	5	県営	4	5	県営	4
			県費補助	1		県費補助	1
9	五島市	0	県営	0	1	県営	1
			県費補助	0		県費補助	0
10	平戸市	1	県営	0	0	県営	0
			県費補助	1		県費補助	0
11	南島原市	0	県営	0	0	県営	0
			県費補助	0		県費補助	0
12	雲仙市	0	県営	0		県営	0
			県費補助	0		県費補助	0
13	西海市	2	県営	1	2	県営	1
			県費補助	1		県費補助	1
合計		129	県営	36	131	県営	36
			県費補助	18		県費補助	16

国内のジェットフォイル（22隻）

【川崎重工製】

**KJ01** 929-117 つばさ

建造: 1989年3月
運航: 佐渡汽船

**KJ02** 929-117 S.I. 友

建造: 1989年6月
運航: 東海汽船

**KJ03** 929-117 ビートル三世

建造: 1989年9月
運航: JR九州高速船

**KJ04** 929-117 ペガサス

建造: 1990年3月
運航: 九州商船

**KJ05** 929-117 ビートル

建造: 1990年4月
運航: JR九州高速船

**KJ06** 929-117 ロケット3

建造: 1990年7月
運航: 種子屋久高速船/コスモライン

**KJ07** 929-117 ペガサス2

建造: 1990年10月
運航: 九州商船

**KJ08** 929-117 ビートル二世

建造: 1991年2月
運航: JR九州高速船

**KJ09** 929-117 ヴィーナス

建造: 1991年3月
運航: 九州郵船

**KJ10** 929-117 すいせい

建造: 1991年4月
運航: 佐渡汽船

**KJ11** 929-117 レインボージェット

建造: 1991年6月
保有: 隠岐広域連合 運航: 隠岐汽船

**KJ12** 929-117 トッピー2

建造: 1992年4月
運航: 種子屋久高速船/いわさき

**KJ13** 929-117 トッピー3

建造: 1995年3月
運航: 種子屋久高速船/いわさき

**KJ14** 929-117 S.I. 大漁

建造: 1994年6月
運航: 東海汽船

**KJ15** 929-117 ロケット

建造: 1994年6月
運航: 種子屋久高速船/コスモライン

**KJ16** 929-117 S.I. 結

建造: 2020年6月
運航: 東海汽船

【ボーイング製】

**BJ11** 929-115 トッピー7

建造: 1978年6月
運航: 種子屋久高速船/いわさき

**BJ15** 929-115 ぎんが

建造: 1979年11月
運航: 佐渡汽船

**BJ17** 929-115 S.I. 愛

建造: 1980年8月
運航: 東海汽船

**BJ19** 929-115 S.I. 虹

建造: 1981年2月
川崎重工神戸工場にて上架中

**BJ23** 929-115 ロケット2

建造: 1984年6月
運航: 種子屋久高速船/コスモ

**BJ25** 929-117 ヴィーナス2

建造: 1985年4月
運航: 九州郵船

ジェットフォイルの就航状況

(2020年8月 現在)

川崎重工業建造ジェットフォイル

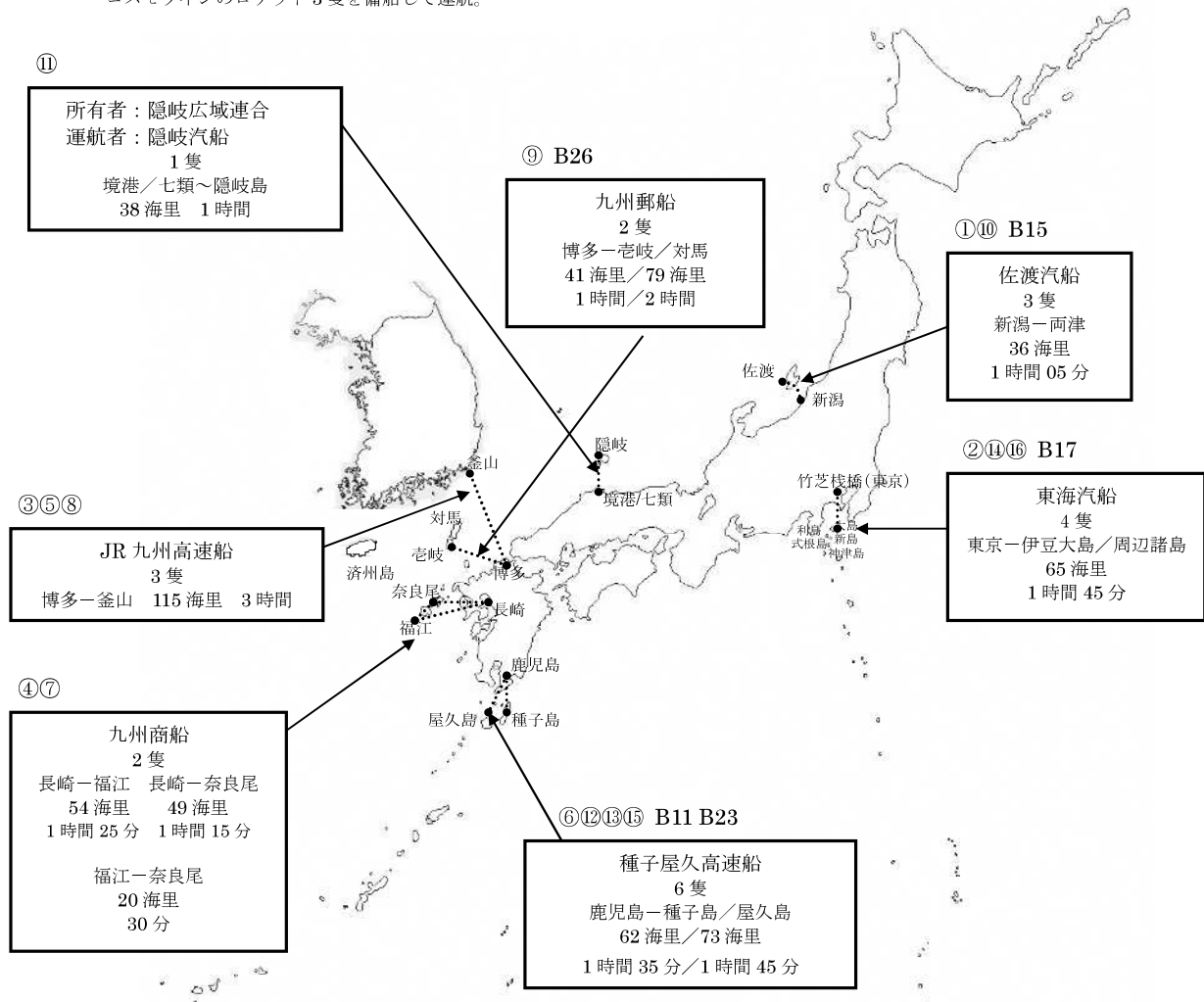
NO.(KJ)	オペレーター	船名	引渡
①	佐渡汽船	つばさ	1989/04/26
②	東海汽船	セブンアイランド友	2013/03/14
③	JR九州高速船	ビートル三世	2001/03/21
④	九州商船	ベガさす	1990/03/06
⑤	JR九州高速船	ビートル	1998/04/02
⑥	種子屋久高速船	ロケット3	2006/04/18
⑦	九州商船	ベガさす2	1997/02/01
⑧	JR九州高速船	ビートル二世	1991/03/25
⑨	九州郵船	ヴィーナス	1991/04/14
⑩	佐渡汽船	すいせい	1991/04/28
⑪	隠岐汽船	レインボージェット	2014/01/07
⑫	種子屋久高速船	トッピー2	1992/04/29
⑬	種子屋久高速船	トッピー3	1995/04/29
⑭	東海汽船	セブンアイランド大漁	2014/12/25
⑮	種子屋久高速船	ロケット	2004/10/15
⑯	東海汽船	セブンアイランド結	2020/06/30

ボーイング社建造ジェットフォイル

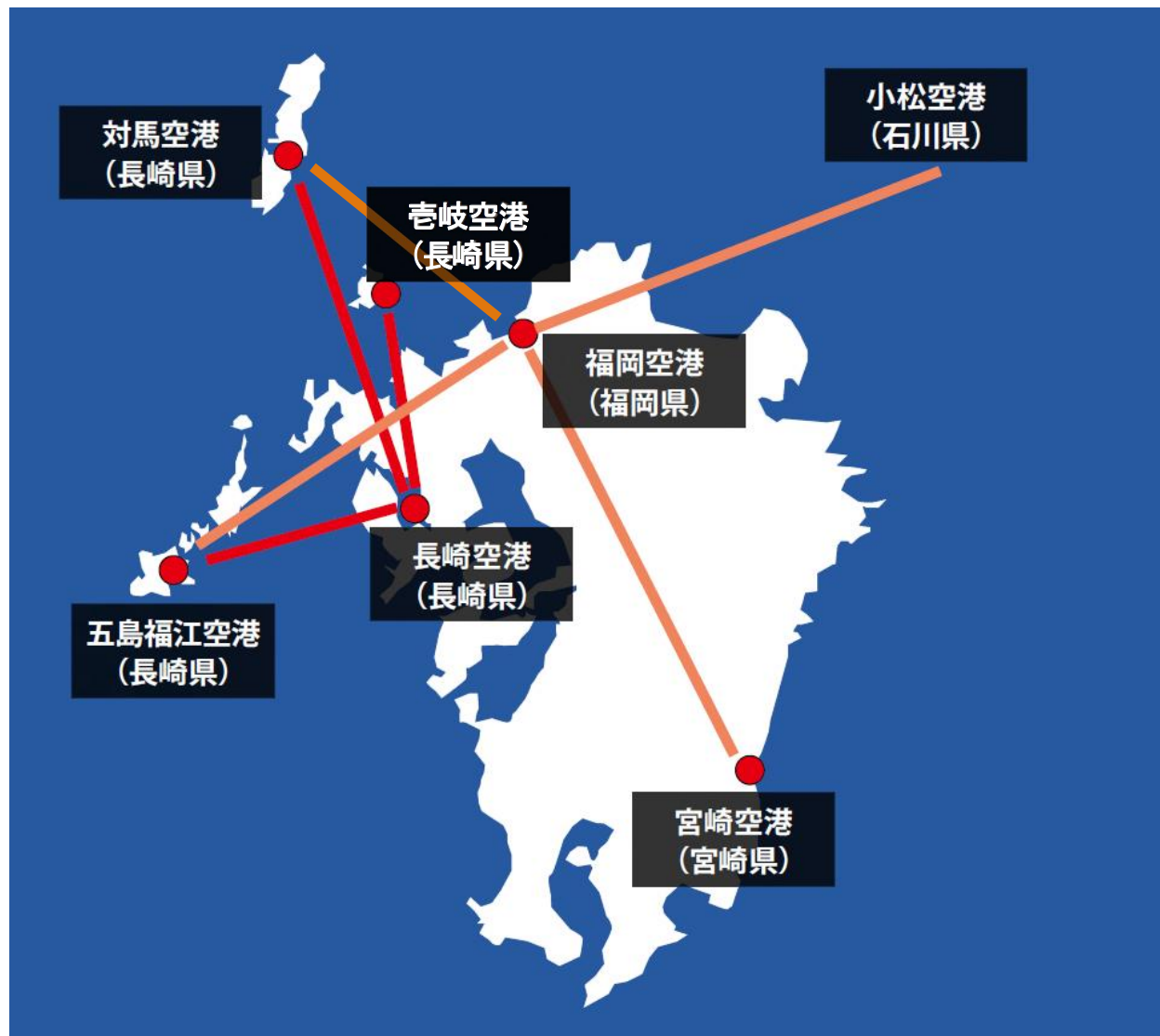
NO.(B)	オペレーター	船名	引渡
11	種子屋久高速船	トッピー7	2003/12月
15	佐渡汽船	ぎんが	1986/01月
17	東海汽船	セブンアイランド愛	2002/04月
19	川重神戸工場にて上架	セブンアイランド虹	2020/08月
23	種子屋久高速船	ロケット2	2005/04月
26	九州郵船	ヴィーナス2	2000/12月

◎ 船主名上の丸番号は川崎重工業建造ジェットフォイル番号を、
B××はボーイング社ジェットフォイル番号を示す。

【注】種子屋久高速船はいわさきコーポレーションのトッピー3隻及び
コスモラインのロケット3隻を傭船して運航。



オリエンタルエアブリッジ運行航空路線図



航空路線の機体整備による欠航の状況

年度	対馬－長崎	対馬－福岡	壱岐－長崎	五島－長崎	五島－福岡	福岡－宮崎	福岡－小松	計
H27	5	—	2	1	5	—	—	13
H28	4	—	1	8	5	—	—	18
H29	11	—	7	12	2	2	—	34
H30	18	—	6	6	5	6	2	43
R1	16	—	7	10	4	2	2	41
R2	4	2	10	12	3	5	5	41
R3	8	1	11	14	4	3	3	44
R4	9	5	0	1	8	2	2	27
R5	6	3	7	5	2	5	1	29
R6	21	8	12	7	1	2	0	51

※R6 は令和6年12月末時点

半島航路の維持・確保について



第2号議案

国民健康保険制度に関する提言

国民健康保険制度の健全かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 国民健康保険制度について〔継続1回〕

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、県においては、制度改正に伴う臨時的財政負担等への支援が可能となるよう、新たな財政措置を講じること。

また、被保険者の相互扶助により成り立つ国民健康保険制度の本質を念頭におくとともに、都道府県単位化における県の役割である市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化の推進を踏まえ、「長崎県市町国保連携会議」や「作業部会」において引き続き、市町と制度の広域化等に向けた協議をすすめること。また、協議においては、市町の意見を十分反映すること。

さらに、国に対しては、法改正により国の責任が明確になったことから、国民健康保険制度の安定化に向けて、引き続き財政支援について強く要請すること。

第3号議案

地域医療保健の充実強化に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 地域医療提供体制の確保について〔継続2回〕

(1) 医師確保対策等について

全国的に医師や、看護師・助産師等の医療従事者が不足し、地域間や診療科目間で偏在している実態を踏まえ、医学部入学者の定員増や各種養成機関の充実、労働環境の改善を図るための支援策及び財政措置を講じること。

本県の離島、へき地や半島などでは、大変厳しい医師不足が生じている。特に二次離島などの過疎地域においては、医療体制についての不安が増しており、島内のみで、住民にとって必要な医療を提供することは、既に限界にきていると言っても過言ではない。その結果、島外の病院への入・通院を余儀なくされ、高齢化した住民の不安と経済的負担が大きくなっている。

安心で安定的な医療サービスを提供するためには、離島等への医師や看護師等の勤務の誘導策などが早急に必要であり、県においては、これらの対策を含め早急に医師や看護師等の不足、配置偏在を是正するための実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じるよう国に働きかけること。

また、新専門医制度については、医師偏在を助長することがないように検証を行うとともに必要な措置を講じるよう国に働きかけること。

(資料 3-1 参照)

(2) 長崎県離島医師確保補助金等について

県においては、「長崎県離島・へき地医療支援センター」を設置し、県職員として採用した医師を常勤医師として派遣するなど、離島医師確保対策を進めているが、県の事業である「長崎県離島医師確保補助金」について、平成20年度に補助上限額が引き下げられていたが、令和2年度において更に引き下げとなっている。

また、二次救急医療体制を担う病院群輪番制病院における医療提供体制整備等のための「医療提供体制推進事業費補助金」についても、減額が行われている状況である。

については、離島及びへき地や半島地域における医師確保対策及び地域医療提供体制を確保することの重要性を認識し、適正な補助額の確保を図ること。

(3) 医師養成・派遣システムの充実について

県において実施している「医師養成・派遣システム」の充実や、長崎大学の「国境を越えた地域医療支援機構」への支援強化を図ること。

(4) 啓発事業の実施について

重篤患者の措置の遅延や、勤務医の過重な疲弊を招かないよう、県民が安易に救急部門を受診することなく、自らの症例に応じた適正な医療機関の選択・利用を図るための啓発事業を実施すること。併せて休日・時間外の医療相談体制の充実を図ること。

(5) 自治体病院・診療所への支援について

自治体病院・診療所が安定的に質の高い医療を提供することができるよう、地域の実情に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるよう国に働きかけること。

また、地域医療構想に係る取組みの推進については、地域住民の不安や医療現場の混乱を招かぬよう慎重かつ丁寧に行うとともに、地方の取組みに対する必要な支援を行うこと。

特に、自治体病院が有床診療所化した場合においても、運営が成り立つように診療報酬や医師確保等の対策を講じるとともに、地方交付税所要額を確保するよう国に働きかけること。

(6) 医師派遣体制の整備について

長崎県病院企業団については、医師確保による医療水準の維持向上を目的としていることから、県においては、引き続き養成医の配置を行い、併せて医師派遣体制の整備に努めること。

(7) 看護職員に対する支援体制の整備について

県においては、看護職員の計画的な育成、確保、定着及び資質向上が図られるよう、育成機関の充実や育児休暇後の円滑な職場復帰等、労働環境の整備など適切な措置を講じるよう努めること。

(8) 医療計画における基準病床数算定について

医療計画における基準病床数は、国で定めた全国一律の基準により算定されているが、その算定にあたっては、地域の実情、特に、県外流出入院患者数が多いという離島・山間地域における特殊事情が十分に反映されていないことなどの理由から、既存病床数が基準病床数を上回る結果となり、今後の病院整備計画にも支障をきたし、地域医療の充実が図れない状況である。

よって、医療計画の策定者である県においては、離島振興法第10条第8項の規定も踏まえたうえで、離島・山間地域における医療の特殊事情をはじめとする地域の実情を考慮して基準病床数の算定方法の見直しを図ること。

(9) 感染症対策について

新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、新興・再興感染症などの重大な健康被害が想定されるような感染症への対応について、迅速かつ的確に対応するために、県が主導的役割を果たすこと。

(10) 新型コロナウイルスワクチンの定期接種の費用について〔新規〕(大村市、佐世保市、島原市、諫早市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市)

新型コロナウイルスワクチンの定期接種を安定的に実施するため、次の事項について国に働きかけることを強く要請する。

① 接種費用の財政支援確保について

令和6年度から定期接種化された新型コロナウイルスワクチンについては、令和6年度の接種費用に対して助成金が支給されているが、予防接種費用が高額であることから、引き続き助成金を確保すること。

② 接種費用標準額の見直しについて

令和6年度及び令和7年度の接種費用については標準額が示されており、多くの自治体が標準額で接種を実施しているが、標準額のうち予診費用は臨時接種の際に示された積算の方法と異なっていることから、臨時接種と同じ積算で見直すこと。

(長崎市)

(説明)

提言する(長崎市、佐世保市、対馬市、西海市)

(1) 接種費用の財政支援確保について

国から示された令和6年度定期接種の標準額では接種費用は1回あたり15,300円となっており、そのうち国が助成金として、1回あたり8,300円、長崎市においては4億9,000万円支給されることとなっている。令和7年度の標準額は15,600円と示されたものの、助成金の有無については現時点では未定であり、助成金がなければ市の負担が3億9,000万円増となり、安定的な接種の実施のためには助成金が必要不可欠であるため、要望するもの。

(2) 接種費用標準額の見直しについて

令和5年度の臨時接種では、手技料のうち、予診費用を医科点数(診療報酬)の初診料(2,880円)の75%と再診料(730円)の25%の合計額2,340円と国が積算している。これに対し、国が示した令和6年度の定期接種の標準額では、予診費用は初診料の100%の2,880円となっている。また、令和7年度の予診費用も初診料の100%の2,910円となっており、臨時接種時の積算方法と比べ、令和7年度における市の一般財源は2,800万円の増となる。

臨時接種では接種対象者の通院割合を考慮して予診費用を積算しているのに対し、令和6年度からの定期接種では通院割合が考慮されていないことから、臨時接種の積算方法が適切と考え、要望するもの。

なお、定期接種の標準額のうち、手技料の内訳（予診費用等）は国から示されておらず、長崎市が厚生労働省に直接聞き取りしたもの。（長崎市）

(11) 産科医療体制の整備について〔新規〕（大村市、佐世保市、島原市、諫早市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市）

分娩取扱施設が少ない地域において、身近な地域で安心して出産できるよう、産科医及び分娩取扱施設を確保するため、必要な体制整備及び財政支援を行うこと。（大村市）

（説明）

提言する（大村市、佐世保市、島原市、諫早市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市）

- ・ 県内各地で分娩取扱施設が減少する中、ハイリスク妊婦の分娩を担う総合周産期母子医療センターや比較的高度な医療を担う地域周産期医療センターにおいても受入可能な産科病床数には限りがあるため、今後出産難民（分娩施設を見つけられない妊婦）が発生する事態が危惧される。そのため、産科医の育成・確保に向けた実効性のある施策の立案・実施とともに、周産期母子医療センター以外の分娩取扱施設を対象とした設備の整備及び運営に対する補助等の支援制度の創設等、県民が安心して出産できる産科医療体制の整備を要望するもの。（大村市）

2. がんとの共生を図る社会の実現に向けた支援の充実について〔継続4回〕

がん患者に対するアピアランスケアについては、国において診療連携拠点病院等との連携による相談支援体制の充実や情報提供等が進められてきているが、がん患者がかつらや乳房補整具等のケア用品を購入する際の費用助成についても、国において支援措置を講じるよう国に働きかけること。

また、県において、県内で助成を実施する市に対する支援措置を講じること。

従業地別医師数・施設数

医療圏区分別	人口	医師数 (実数)	人口10万人対率	内医療施設従業 地別医師数	施設数			
					病院	一般診療所	有床	無床
長崎医療圏	479,899	2,256	470.1	2,116	51	589	60	529
佐世保北医療圏	290,339	813	280.0	786	35	260	51	209
県央医療圏	262,608	883	336.2	849	32	249	51	198
県南医療圏	118,418	246	207.7	236	16	113	23	90
五島医療圏	31,835	76	238.7	72	4	38	7	31
上五島医療圏	17,762	36	202.7	35	1	22	1	21
壱岐医療圏	22,660	51	225.1	48	5	15	0	15
対馬医療圏	25,912	63	243.1	61	2	34	1	33
長崎県合計	1,249,433	4,424	354.1	4,203	146	1,320	194	1,126
全国		339,623	269.2					

※厚生労働省医療統計(R4.10.1)より抜粋

※医師数(実数)には、その他の職業に従事する者及び無職の者も含む

第4号議案

子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言

だれもが地域の一員としてともに生きる社会の実現を図るため、安心して子どもを産み育てる環境づくりをはじめとする福祉施策の充実強化に関し、国の責任において次の事項について特段の措置を講じるよう国へ強く働きかけるとともに、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 子ども・子育て施策の充実強化について〔継続4回〕

(1) 子ども福祉医療費制度について

各都道府県の実施している子ども福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがある。この制度は少子化対策として、子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、住んでいる自治体によって制度格差が生じないように、全国一律の制度として創設するよう国へ働きかけること。

また、県内各自治体における子ども福祉医療については、県において令和5年度から高校生世代への助成が償還払いの方法で行われることとなったが、全市町が単独で実施している小・中学生についても助成を行うこと。併せて、市民の利便性や事務負担軽減のため、現在の高校生世代への助成を含め、全世代とも現物給付の方法を導入すること。（諫早市）

（説明）

提言する（諫早市、長崎市、大村市）

・本市は、子育て環境の充実のため国の制度として統一的な子ども福祉医療費制度の創設について市長会を通じて国や県に要望している。県へは、国の制度が実現するまでの間、小学生から高校生世代まで切れ目のない県の助成制度設計を求めるもの。

また、県の助成が制度化されるまでの間は、高校生世代への医療費助成については、現物給付についても償還払いと同様に10/10助成を行っていただくよう要望するもの。

《県の福祉医療費助成事業の状況》

乳幼児、母子家庭の母、子、父子家庭の父、子・・・補助率 1/2

高校生世代

・・・補助率 10/10

※現物給付は 63/100

（諫早市）

(2) 妊産婦医療費助成制度の創設について

だれもが安心して妊娠し出産できる環境づくりを国が責任をもって行うこととし、妊産婦への医療費の助成について国の制度として創設するよう国へ働きかけること。

(3) 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について

放課後児童クラブの量の確保及び質の向上の推進を図るため、次の事項について、早急に措置を講じるよう国への働きかけを強く要請する。

- ① 父母がいない児童、母子・父子家庭児童及び低所得世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。
- ② 小規模なクラブへの支援の拡充を行うこと。
- ③ 借家で運営しているクラブへの賃借料の助成について、子ども・子育て支援新制度以降に新設したクラブのみが補助対象となっているが、新制度開始前から運営していた既存クラブについても補助制度の対象とすること。

(4) 保育料の完全無償化について

保育料における全国的な動きとして、国による幼児教育・保育無償化の対象外となる子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各自治体が独自に「完全無償化」や「第2子以降の無償化」等に取り組んでいる事例があり、他県では県内統一して「第2子以降の無償化」に取り組む事例も見受けられるが、本来、こどもを産み育てる環境は、地域によらず平等であるべきであり、自治体間によって差異があることは望ましくないため、全国一律の制度として実施するよう、国に働きかけること。

また、国が保育料の完全無償化について措置するまでの間、県独自の支援制度を設け、県内自治体の格差を是正すること。

第5号議案

介護保険制度等に関する提言

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について、国に対して積極的に検討を加えるよう強く働きかけること。

1. 第1号被保険者の保険料について〔継続1回〕

第1号被保険者の保険料がこれ以上過重な負担とならないよう、国の責任において、財源構成を含め、財政的な対策を講じること。

(資料5-1 参照)

2. 介護従事者の人材確保について〔継続1回〕

人口減少、少子高齢化の進展により、生産年齢人口の減少と介護ニーズが高い後期高齢者数の増加が見込まれるが、介護の現場では慢性的な介護従事者の人材不足による介護サービス提供体制の確保への影響やサービスの質の低下が懸念されていることから、介護従事者の人材確保、育成及び定着と一層の処遇改善につながる対策に加えて、介護ロボット・ICTの導入による負担軽減、外国人材の受入れ及び介護事業者指定申請手続の簡素化などの支援を確実に実施すること。(長崎市)

(説明)

提言する(長崎市ほか全市)

- ・令和6年秋の提言を受けた県からの指摘内容を県担当課に確認したところ、市からの提言の趣旨と齟齬があることが判明したため、手続き名称を具体的に記載することとしたもの。(長崎市)

資料5-1

長崎県内の介護保険料基準額の状況

(単位:円)

	第8期 (R3～R5)	段階数	第9期 (R6～R8)	段階数	改定率
長崎市	6,800	10	6,800	13	0.0 %
佐世保市	5,822	9	5,817	13	△ 0.1 %
諫早市	5,970	9	5,970	13	0.0 %
大村市	5,800	9	5,800	13	0.0 %
平戸市	5,875	9	5,508	13	△ 6.2 %
松浦市	5,700	11	5,500	13	△ 3.5 %
対馬市	6,400	10	6,500	14	1.6 %
壱岐市	6,490	9	6,490	13	0.0 %
五島市	6,660	9	6,780	13	1.8 %
西海市	5,925	9	5,925	13	0.0 %
島原地域広域市町村圏組合	6,500	9	6,300	13	△ 3.1 %
平均	6,177	－	6,126	－	△ 0.8 %

~~第6号議案は欠番（県への提言がないため）~~ 第6号議案

生活環境の保全・整備等の充実に関する提言

生活環境の保全・整備等の充実を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

（説明）

- ・ 前回会議まで国への提言の第6号議案に対応する県への提言がなかったため欠番としていたが、今回、新たに「生活環境の保全・整備等の充実に関する提言」に関連する提言があつてることにより、県への提言にも第6号議案を設けるもの。（事務局）

1. 長崎県地震等防災アセスメント調査の再実施について〔新規〕（佐世保市ほか全市）

平成18年3月に「長崎県地震等防災アセスメント調査」については、平成18年3月にが作成・発表されており、作成から、すでに19年が経過している。

当調査結果は、長崎県及び県内市町の地震防災対策の基礎資料となっていることから、最新のデータを用いて再度アセスメント調査を実施すること。（佐世保市）

（説明）

提言する（佐世保市ほか全市）

- ・ 「長崎県地震等防災アセスメント調査」による被害想定は、地域防災計画の地震防災対策や業務継続計画の基礎資料となっているが、調査から20年近く経過しているため、当時の被害想定と実際の被害が乖離している可能性がある。
能登半島地震においても、道路や水道、電気などインフラの断絶により想定以上の応急復旧対策の遅れが発生している。
調査にあたって使用した資料については、建物分布や斜面災害危険箇所、交通施設など、この20年で大きく変化しているものもあるので、最新の資料を用いて再度調査を行い、被害想定を正しく算定することで、地震防災対策の見直しを行う必要があるため提言するもの。
（佐世保市）

第7号議案

九州新幹線等の整備促進に関する提言

九州新幹線等の整備を促進することにより、県内の経済発展と地域活性化を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料 7-1 参照)

1. 九州新幹線西九州ルート of 着実な整備について〔継続2回〕

九州新幹線西九州ルートに関しては、武雄温泉～長崎間が令和4年9月23日に開業を迎えたものの、新鳥栖～武雄温泉間については、未だに整備方針が決定していない。著しい人口減少が課題になっている各市にとって、全国の新幹線ネットワークとつながり交流人口を拡大させることは非常に重要であり、その実現には全線をフル規格で整備する必要があると考えるため、次の事項について国に強く働きかけること。

- (1) 国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が断念されたという事情を考慮して地方負担や並行在来線等、想定される課題の解決に向けた方策を示すこと。
- (2) 新鳥栖～武雄温泉間が早期着工できるよう、関係者の理解を得て早急に環境影響評価に着手すること。
- (3) 西九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の開業を機に、沿線各市が取り組むまちづくりに関する各種公共事業及び県全体へ新幹線開業効果を波及させるための官民が行う取組への支援拡充を行うこと。

2. 県下幹線鉄道の整備改善について〔継続2回〕

九州新幹線西九州ルートの整備に際しては、J R 佐世保線を新幹線鉄道直通線同等のものと位置付け、長崎県において平成4年11月に示された「九州新幹線（長崎ルート）等の整備に関する基本的考え方」を踏まえた佐世保線及び大村線の輸送改善のため、国及び沿線自治体並びにJ R 九州との積極的な協議・調整を行い、次の事項の実現に努めること。

- (1) 西九州ルートの全線フル規格を要望されていくうえで、佐世保～武雄温泉間を含めた並行在来線問題についても、一体的なものとして取り扱うこと。
- (2) 長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときは、これまでの歴史的背景を踏まえ、佐世保市から運行時間が短縮できる西九州ル

ートへの直通運行を視野に入れた、佐世保線の輸送改善方策を推進すること。

- (3) 西九州新幹線の開業効果を県内全域に波及させるため、長崎県下の都市を結ぶ大村線の表定速度改善など輸送力の強化を図ること。
- (4) 佐世保線及び大村線について、通勤、通学などの需要を鑑みた、普通列車の運行確保を行うこと。

3. 地域鉄道に対する支援策の充実について〔継続2回〕

鉄道輸送の安全確保のためには、車両を含めた一体的な鉄道施設の整備が必要不可欠であるが、地域鉄道関連の国庫補助について予算が確保できず、要綱に基づく確実な補助が受けられない状況となっている。

また、地域鉄道においては、慢性的な運転士不足により、ダイヤ削減が行われるなど、運行の維持が難しい状況に陥っている。

施設整備の補助制度においては、社会資本整備総合交付金の基幹事業として「地域公共交通再構築事業」が創設されたところであるが、引き続き、車両検査を含めた鉄道施設の整備に対し必要な予算を確保されるとともに鉄道運転士不足の解消に向け、次の事項の実現について国へ働きかけること。

- (1) 国の要綱に定める補助率上限での補助交付
- (2) 地域鉄道支援に関する国庫補助事業の補助率嵩上げ
- (3) 施設整備費用の地方負担に係る財源措置の拡充
- (4) 鉄道運転士不足に対応した支援措置等の創設

九州新幹線西九州ルート概要図 (令和4年9月23日暫定開業時)



暫定開業時の博多～長崎間の所要時間

最速 1 時間 20 分 (従来の「特急かもめ」最速 1 時間 50 分より 30 分短縮)

【国土交通省試算】

第 8 号議案

高速道路網等の整備促進に関する提言

高速道路網等の整備を促進することにより、産業の活性化や地域振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料 8-1 参照)

1. 道路網の整備について〔継続 2 回〕

(1) 高規格道路の整備について

① 西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 松浦佐々道路（松浦 I C から佐々 I C）の~~早期供用開始に向けた事業整備促進~~

イ 佐世保道路（~~佐々 I C~~佐世保中央 I C から佐世保大塔 I C）の 4 車線化の~~供用開始に向けた事業整備促進~~

ウ ~~武雄佐世保道路（佐世保大塔 I C から武雄南 I C）の 4 車線化の早期着工~~
佐世保大塔 IC 周辺の渋滞対策の早期実施

エ 武雄佐世保道路（武雄南 I C から佐世保大塔 I C）の 4 車線化の早期着工

オ 武雄佐世保道路の 4 車線化に合わせた休憩施設の設置

② 島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早 I C 間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 島原市出平町から有明町間の早期供用に向けた事業促進

イ 島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の早期供用に向けた事業促進

ウ 雲仙市瑞穂町から吾妻町の早期供用に向けた事業促進

エ 諫早市森山町から小野町間の早期供用に向けた事業促進

オ 諫早市小野町から長野町の調査検討

③ 島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港間）の早期事業化

④ 西彼杵道路、長崎南北幹線道路の整備促進

本路線は、長崎県新広域道路交通計画に位置付けられ、長崎市と佐世保市を約 1 時間で結び、西彼杵半島地域の自立的発展、さらには長

岐県の発展に不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 西彼杵道路の整備促進

(ア) 西海市西彼町平山郷から西海市西彼町白似田郷間の事業促進

(イ) 残る調査中区間の事業化

イ 長崎南北幹線道路の整備促進

(ア) 長崎市茂里町から長崎市滑石2丁目間の事業促進

(イ) 残る調査中区間の事業化

ウ アクセス道路（主要地方道長崎畝刈線（長崎市滑石2丁目～時津町野田郷間））の事業促進

⑤ 長崎南環状線（新戸町～江川町工区）の早期完成

⑥ 有明海沿岸道路（諫早市～鹿島市間）の調査検討

⑦ 東彼杵道路（佐世保市～東彼杵町）の早期事業化

（有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討）

⑧ 島原半島西回り道路（雲仙市～南島原市）の調査検討

（２）幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動に寄与するとともに、交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

① 一般国道205号の早期整備

針尾バイパスの4車線化（江上交差点からハウステンボス入口交差点）の整備促進

② 一般国道57号の早期整備

ア 一般国道57号森山拡幅の雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備

イ 一般国道57号愛野町から小浜町までの安全対策の促進及び富津防災事業の整備促進並びに愛野・小浜バイパスの調査検討

③ 一般国道34号の早期整備

ア 大村諫早拡幅の整備促進

イ 大村拡幅の早期完成

ウ 諫早北バイパスの4車線化の早期事業化

~~エー新大王・馬町交差点改良事業の早期完成~~

- ④ 一般国道 207 号の早期整備
 - ア 佐瀬拡幅の早期整備
 - イ 佐瀬拡幅の延伸（多良見町佐瀬地区から長与町岡郷間）
 - ウ 東長田拡幅の早期整備
- ⑤ 一般県道諫早外環状線（都市計画道路破籠井鷺崎線）の早期事業化
 - ア 一般国道 207 号長田バイパス交差部から一般国道 34 号
- ⑥ 一般国道 202 号福田（仮称）バイパスの早期事業化
- ⑦ 一般国道 499 号（栄上工区）の早期完成
- ⑧ 一般国道 382 号の整備促進
- ⑨ 一般国道 384 号の整備促進
- ⑩ 一般国道 389 号（雲仙市多比良港～南島原市口ノ津港間）の整備促進
- ⑪ 主要地方道佐世保日野松浦線（〔仮称〕棕呂路トンネル）の早期事業化
- ⑫ 主要地方道野母崎宿線の整備促進
- ⑬ 主要地方道厳原・豆酲・美津島線及び上対馬豊玉線の整備促進
- ⑭ 主要地方道福江富江線の整備促進
- ⑮ 主要地方道小浜北有馬線（大亀矢代工区）の早期整備

（３）架橋の実現について

架橋は、離島や半島の地域の経済・文化の発展、さらには、医療・教育の向上等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

- ① 九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の推進
- ② 嫦娥三島大橋と原島大橋架橋の実現
- ③ 松島架橋の早期実現
- ④ 大村湾横断道路構想の推進

（雲仙市）

（資料 8-2 参照）

(説明)

提言する（（１）雲仙市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、
壱岐市、五島市、西海市、南島原市）

（（２）雲仙市ほか全市）

・（１）-①

整備の優先順位に合わせたことにより、順番を入替、言い回しを変更するもの。

イ 佐世保道路の区間変更

佐々IC～佐世保中央IC までの区間の４車線化工事が完成し、令和７年３月２３日より
供用開始見込みであるため文言を修正するもの。

ウ 佐世保大塔 IC 周辺の渋滞対策の早期実施」の新規追加

料金所先（佐世保駅→ハウスボス方面）信号停車による渋滞が発生している状態。車両
が本線まで続くことにより、佐世保道路の４車線化の効果減衰する可能性があるため、要
望するもの。

エ 武雄佐世保道路の区間名称（反転）

令和６年３月１日付け国土交通省発表資料（「高速道路の暫定２車線区間の４車線化に
ついて」）の表記と合わせるもの。

オ 「武雄佐世保道路の４車線化に合わせた休憩施設の設置」の新規追加

西九州道（川登SA～相浦中里IC(サセボックス 99)間、38km休憩施設がなく、R4.12
アンケート（長崎県西九道建設促進期成会会員）では大多数が設置希望をしているため、
要望するもの。（R６年度から長崎県・波佐見町と共に検討会実施中）

・（２）-③

エ 令和６年度中に「新大工・馬町交差点改良事業の早期完成」が完了予定のため削除する
もの。（雲仙市）

２．地方における無電柱化事業の促進について〔継続６回〕

無電柱化事業においては、これまで歩道が広い幹線道路などを中心に整備が進められてきたが、近年の社会情勢の変化により、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成等を図る上でも事業の必要性はより一層増加している。さらには、令和２年１２月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に、電柱倒壊による道路閉塞のリスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化が重点的に取り組むべき対策として盛り込まれた。また、令和３年５月には、無電柱化を一層推進するための新たな「無電柱化推進計画」が策定されている。

しかしながら、無電柱化事業の主な整備手法である電線類地中化は、事業コストが高く道路管理者及び電線管理者の財政負担も大きく、事業期間が長期にわたるなど、円滑な事業進捗に支障をきたしている。

また、地方においては、歩道が無く、狭小な道路が多く存在しており、地上機器の設置スペースなどの技術的な課題の解決が必要不可欠となっている。

このようなことから、国家的な重要プロジェクトである無電柱化を着実に推進するため、関係予算を確保するとともに、無電柱化に係る技術的進歩を促し、地方

の負担を軽減しながら無電柱化を促進するための総合的かつ積極的支援に取り組むよう国に要請すること。

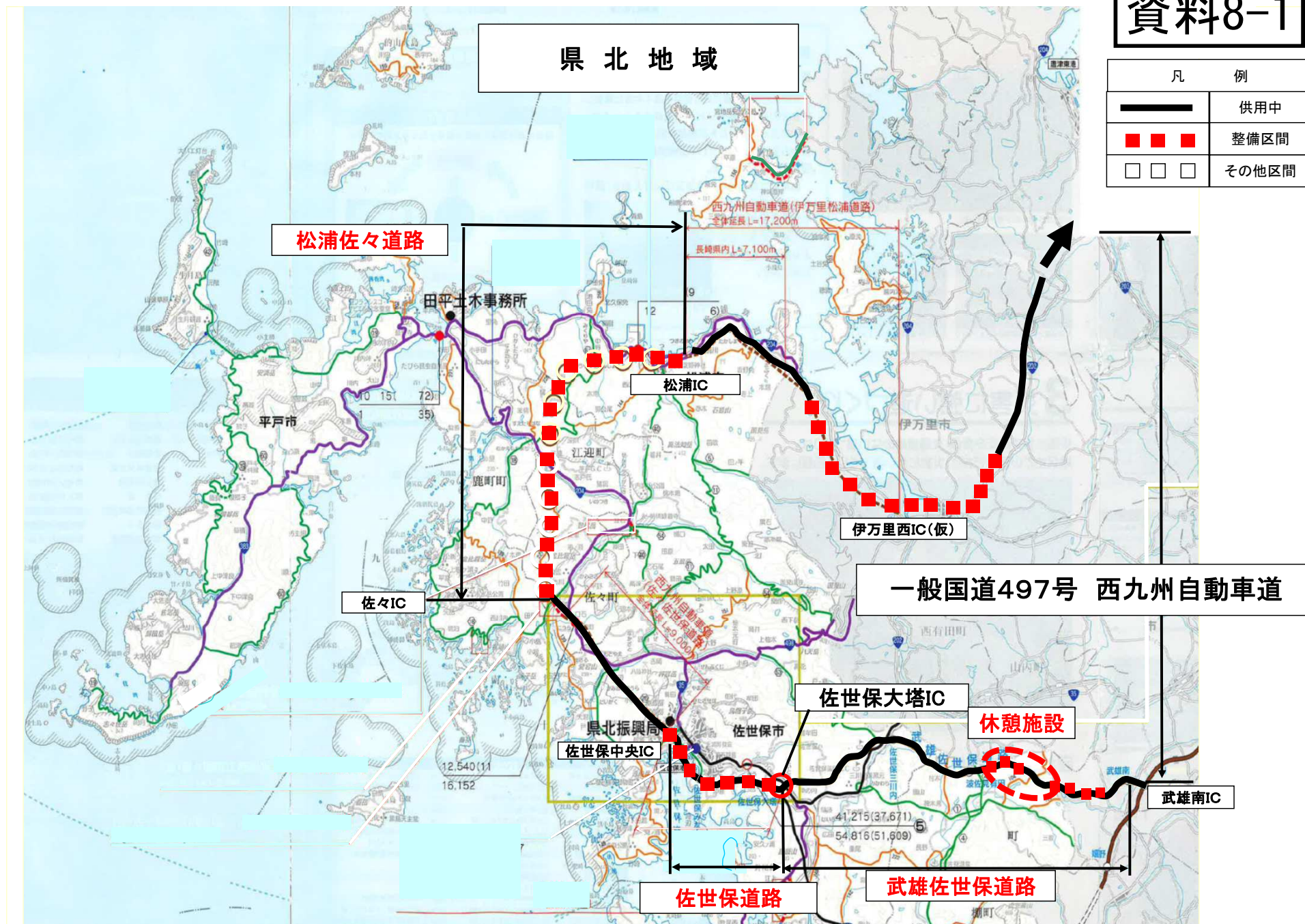
3. 港湾の整備促進について〔継続2回〕

港湾は、産業活動や生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化や産業再生、観光振興、離島振興等を進めていくためには、施設の維持管理を含め港湾の整備が不可欠である。

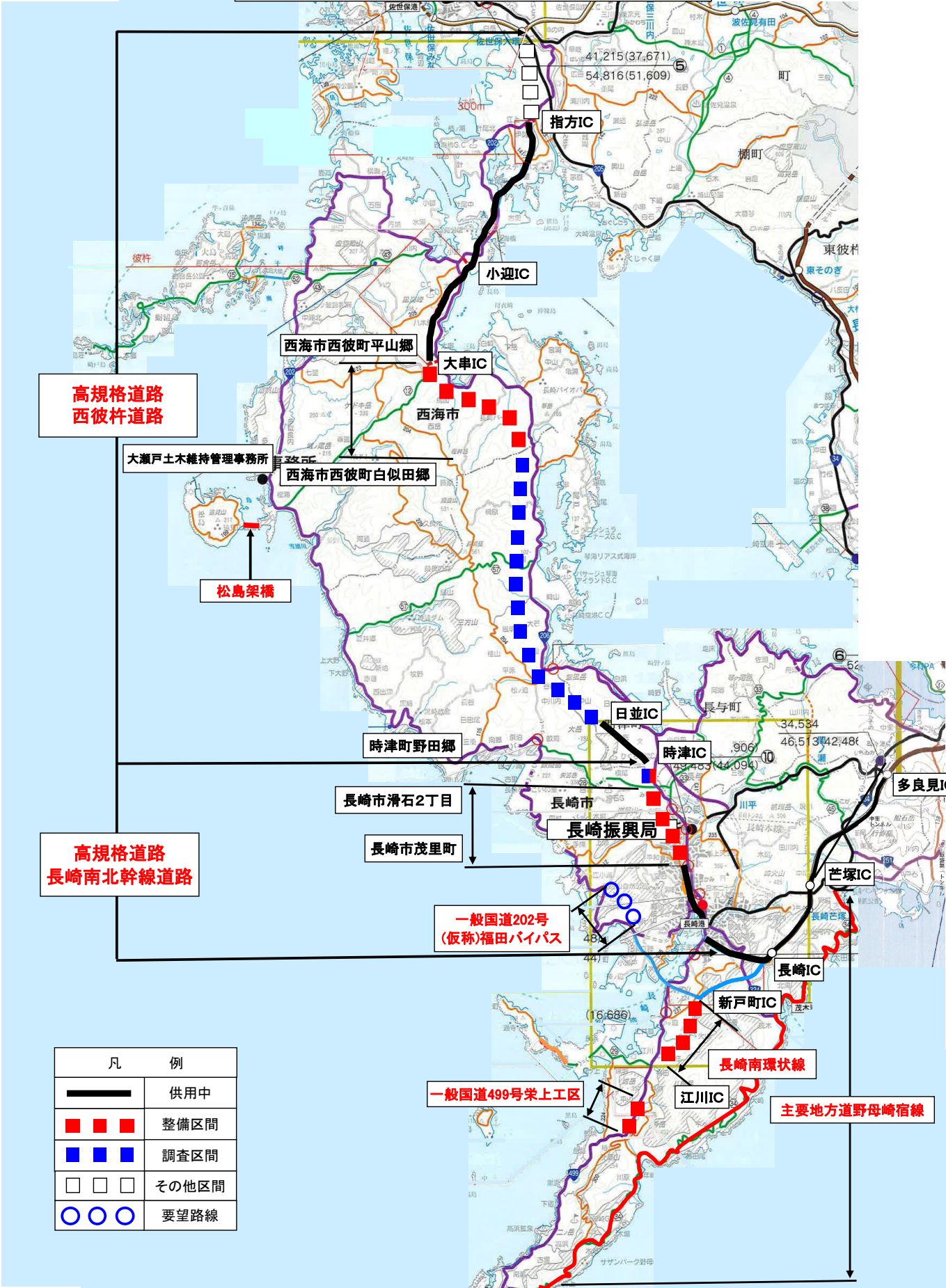
このようなことから、整備費の縮減を行わず、必要な港湾整備事業費の所要額を確保し、重要港湾及び地方港湾の整備促進を図ること。

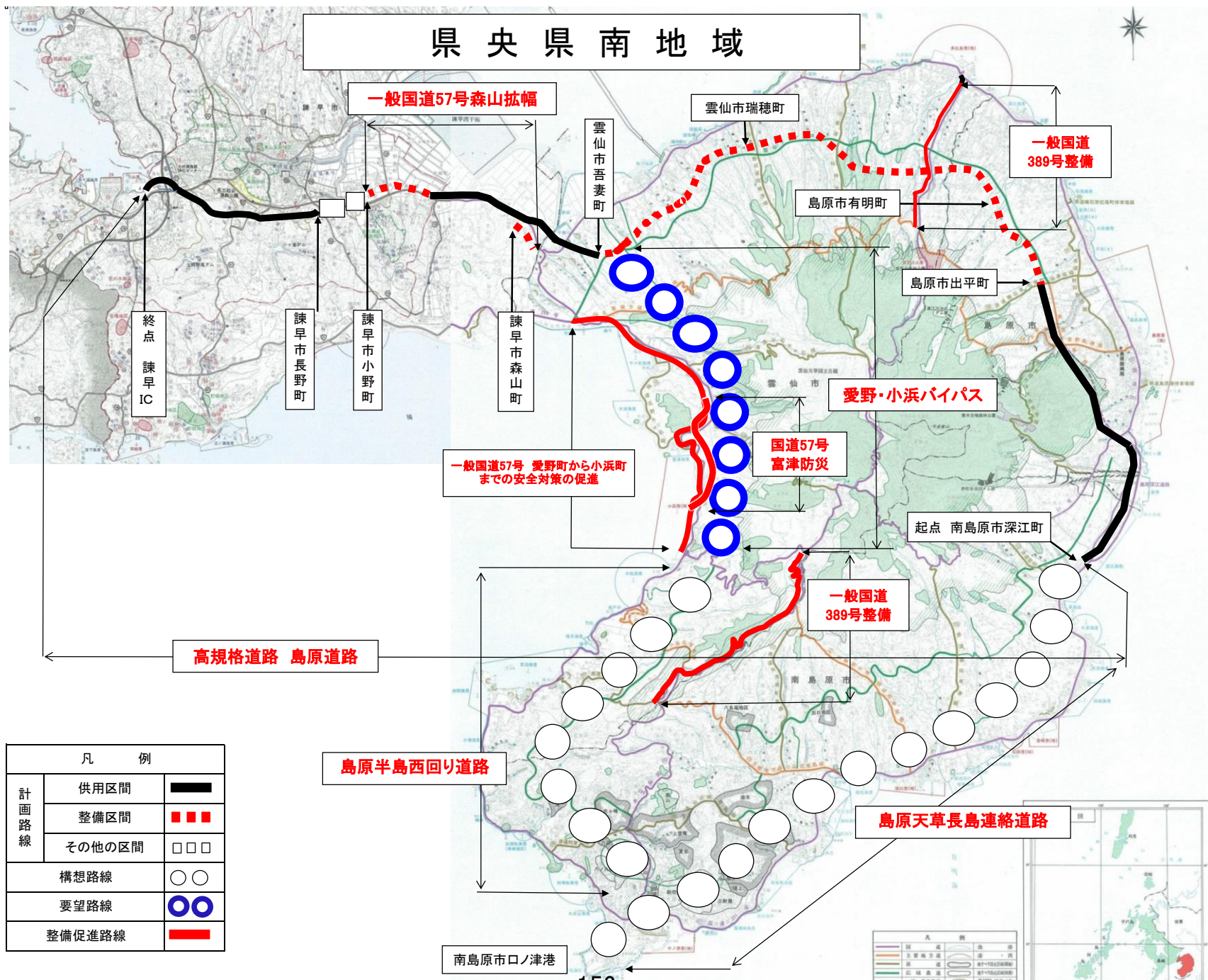
- ・重要港湾（長崎港、佐世保港、厳原港、郷ノ浦港、福江港）
- ・地方港湾（島原港、大村港など77港あり）

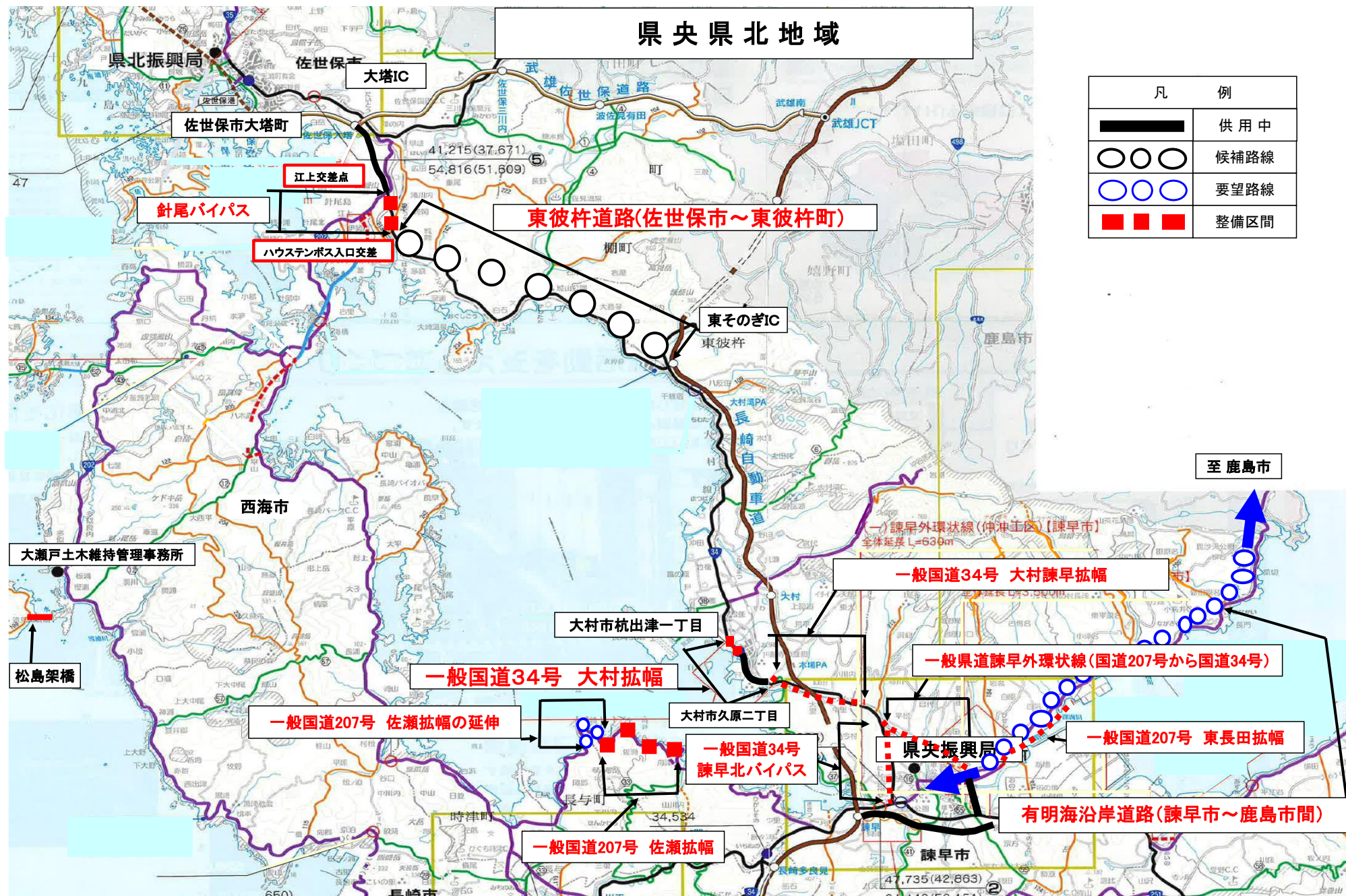
凡	例
	供用中
	整備区間
	その他区間



長崎、西彼杵、佐世保地域



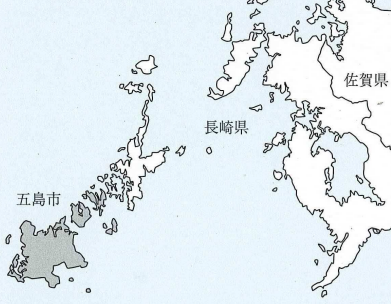




五島市全図

平成十八年五月

五島市位置図



男女群島



五島地域

五島市

五島市

五島市

一般国道384号線整備促進

主要地方道福江富江線の整備促進

凡 例			
—	市 境	—	国 道
○	市 役 所	—	県 道
○	支 所	—	一 般 道 路
○	郵 便 局		
○	警 察 署		
○	学 校		

1 : 150,000

500m 0 1 2 3 4 5km



第9号議案

農林水産業の振興に関する提言

農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 農業の振興対策について〔継続1回〕

(1) 経営所得安定対策について

経営所得安定対策は、地域農業を支える中心的政策である。

同対策は、担い手農家の経営安定に資するようゲタ・ナラシ対策を実施し、また食料自給率の維持向上を図るため、飼料用米・麦・大豆などの戦略作物や、地域特産品野菜等の転作に対し助成する制度となっており、市町は、関係機関で構成されている協議会の構成員として実施要綱で定めている役割に基づき、交付金の手続き等大きい事務負担を担っている。

県は、国へ、土地利用型作物の生産が困難である中山間集落を多く抱える長崎県の状況を踏まえ、地域の営農形態に合った制度対象作物の拡充を図るとともに、農家が安心して加入できるよう制度を法制化し、市町の事務の負担軽減を図るよう国に働きかけること。

(2) 農業農村整備事業の安定的な予算の確保について

安定した効率的な食料体制を図るための農業生産基盤の整備や関連施設を適正に管理するための農業農村整備事業については、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図るよう国に働きかけること。

(3) 有害鳥獣被害対策について

イノシシ被害については、農作物だけでなく生活環境へも及ぶなど、依然として深刻である。

イノシシ等有害鳥獣捕獲対策については、これまで県内市町で広域横断的な「捕獲報奨金制度」を設けてきたことで、捕獲対策の強化につながってきた。しかしながら、令和元年度より、特別交付税が市町の有害鳥獣対策に交付されていることを理由として、「捕獲報奨金制度」が廃止された。有害鳥獣対策経費が、特別交付税として考慮されていることは事実であるが、市町への交付総額は変わらないことから、厳しい財政状況にある市町にとって財政的影響は避けられない。

有害鳥獣の捕獲頭数が減少していない中で、今後も市町が連携して捕獲対策を

実施していくためにも、捕獲報奨金制度の廃止による市町負担増加額と同額程度の財源を活用した支援を継続的に講じていくこと。

さらに、アナグマ、カラス等による農作物被害額は依然多いことから、国の鳥獣被害防止総合対策交付金における、それら獣種の上限単価の見直しや捕獲経費及び処分経費等の補助についても充実するよう働きかけること。

また、イノシシの捕獲頭数の増加により、単独自治体での取り組みでは効率も悪く限界があるため、処理施設及び加工施設建設の検討など、広域的かつ総合的な被害防止体制の充実強化を図ること。

(資料 9-1 参照)

(4) 農業用機械及び施設の更新や長寿命化に係る支援について

共同利用の農業用機械及び施設については、新規導入時の支援だけでなく、既存事業で導入した施設・農業用暖房器等の付帯設備・農業用機械等の更新や長寿命化についても、例えば、今後10年程度の地域農業維持が可能であることなどの要件を付して補助事業の対象とすること。

(5) 環境保全型農業直接支払交付金の予算の確保について

地球温暖化防止など自然環境の保全に効果の高い農業生産活動を支援するための環境保全型農業直接支払交付金については、取組主体や取組面積が拡大する中、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図るよう国に働きかけること。

2. 水産業の振興対策について〔継続1回〕

(1) 養殖共済の充実・加入促進について

近年、県内の沿岸等で大規模な赤潮が発生しており、トラフグやマダイなど養殖魚が大量にへい死し、多額の被害が発生している。

そのような中、物価高騰の影響など漁業経営を取り巻く環境は厳しく、漁業共済への加入が困難な状況にあるうえに、養殖共済に加入していたとしても、共済単価と実勢価格との間に乖離があり、養殖漁業者が安心して経営を再建できるとは言い難い状況にある。そのため、フグ類やクロマグロなど全国有数の生産量を誇る本県の養殖産地の存続に関わる問題となりかねない。

こうした状況を踏まえ、養殖業者の経営安定を図るため、安心して経営を継続できるように、養殖共済の国の掛金補助の補助限度率の引き上げや共済単価の実態に即した金額への見直しなど、共済制度の充実を国に働きかけ、養殖共済への加入を促進すること。

(2) 漁業就業者対策の充実について

漁業者の高齢化、後継者不足などにより漁業就業者数は減少の一途をたどっており、さらに、漁場環境の変化や資源の減少に加え、漁業資材の高騰などにより、漁業経験の浅い新規就業者を取り巻く環境は厳しい状況にある。

漁業においては、経営体育成総合支援事業などの長期研修終了後、独立して新規に漁業経営を始める者には漁船取得など相当な資金が必要であり、漁業開始から自らの漁業収入だけでは生計がままならない状況である。

農業における営農開始後の支援制度と同様に、漁業においても新規漁業就業者に対して経営確立を支援する制度を創設するよう国に働きかけること。

また、県事業である漁業就業実践研修事業において、個人経営体に対して所得要件を設けることは、他の職種への流出等も懸念されるため、漁業継承コースの対象漁家の「直近3カ年平均の漁業所得が500万円未満」の要件を廃止すること。

令和5年度野生鳥獣による農作物の被害状況

主要鳥獣の年別農作物被害状況（平成6～令和5年度）

【県内の被害状況】

（被害金額、単位：千円）

鳥獣種類別	被害面積 (ha)				被害量 (t)				被害金額 (千円)			
	R4	R5	R5-R4 増減	(前年度比)	R4	R5	R5-R4 増減	(前年度比)	R4	R5	R5-R4 増減	(前年度比)
イノシシ	68	116	49	172%	604	1271	666	210%	99,800	151,845	52,045	152%
カラス	4	3	▲ 2	62%	67	46	▲ 21	68%	15,827	7,626	▲ 8,201	48%
ヒヨドリ	2	1	▲ 1	40%	20	6	▲ 14	30%	4,544	1,678	▲ 2,866	37%
シカ	3	2	▲ 1	71%	19	28	9	150%	3,013	2,145	▲ 868	71%
アナグマ	2	2	0	119%	23	24	1	104%	10,649	6,649	▲ 4,000	62%
タヌキ	1	1	0	117%	16	11	▲ 5	67%	5,492	2,323	▲ 3,169	42%
アライグマ	2	0	▲ 1	19%	25	9	▲ 16	35%	7,243	7,893	650	109%
スズメ	0	0	▲ 0	75%	2	1	▲ 1	70%	499	338	▲ 161	68%
カモ	38	34	▲ 4	91%	188	214	26	114%	24,668	34,501	9,833	140%
その他の鳥獣類	1	1	1	220%	2	3	1	167%	1,080	1,827	747	169%
合 計	118	160	41	135%	966	1612	646	167%	172,815	216,825	44,010	125%

※ データの標記について、表示単位未満で四捨五入しています。

「0」は四捨五入して1に達しないものを示しています。

年 度	イノシシ	シカ	カラス	その他	合 計
H 6	55,850	104,630	333,500	140,120	634,100
H 7	103,650	131,700	258,020	128,350	621,720
H 8	143,890	178,310	196,990	231,610	750,800
H 9	149,000	155,870	225,590	123,470	653,930
H10	136,640	150,230	207,230	256,350	750,450
H11	158,330	143,510	189,110	63,910	554,860
H12	203,070	169,070	186,790	77,680	636,610
H13	225,120	104,460	228,750	73,100	631,430
H15	250,030	75,980	272,890	54,720	653,620
H16	457,220	25,100	234,080	105,790	822,190
H17	307,590	22,790	162,200	44,790	537,370
H18	380,358	27,330	132,205	23,738	563,631
H19	209,897	15,513	69,293	19,230	313,933
H20	266,213	4,491	93,380	35,685	399,769
H21	191,603	12,514	49,449	36,978	290,544
H22	405,539	11,724	47,537	61,448	526,248
H23	398,271	8,829	60,898	31,174	499,172
H24	327,644	12,851	26,377	33,618	400,490
H25	239,298	4,695	21,938	21,309	287,240
H26	193,029	17,591	19,110	31,807	261,537
H27	191,418	6,632	9,002	22,652	229,704
H28	230,477	6,523	10,883	53,057	300,940
H29	143,662	9,906	15,420	47,384	216,372
H30	141,744	7,837	8,430	50,403	208,414
R1	81,573	4,855	14,689	40,721	141,838
R2	190,834	6,841	16,578	81,155	295,408
R3	141,437	3,933	16,985	48,650	211,005
R4	99,800	3,013	15,827	54,175	172,815
R5	151,845	2,145	7,626	55,209	216,825
備 考	県内全域で被害が発生。	五島市、対馬市、長崎市、佐世保市、新上五島町で被害が発生	県内全域で被害が発生。		

第10号議案

地域経済の活性化に関する提言

地域経済の活性化を図るため、次の事項について強く要請する。

1. 地域経済牽引事業への支援措置について〔継続2回〕

民間設備投資の推進等のために地方税を減免した自治体への支援として、普通交付税の減収補てん措置の対象となる資産に償却資産（機械及び装置）を追加するよう国に働きかけること。

（資料10-1 参照）

2. 工業団地の整備について〔継続5回〕

市町営工業団地整備支援制度を堅持すること。

また、その条件の緩和及び補助率や補助対象の拡充など、更なる財政支援を行うこと。

3. V・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカへの支援について〔継続1回〕

長崎にホームを置くV・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカ（以下「両クラブ」という。）について、県民を挙げての応援環境づくりを推進するとともに、地域の活性化につなげていくため、次の項目について要請する。

- （1）長崎県及び県内全市町で構成する「プロスポーツクラブ長崎自治体連携会議」にて、長崎県が中心的な役割を担い、県内各自治体の連携を推進し、両クラブを県内自治体全体で応援する取り組みを図ること。
- （2）両クラブと自治体が連携し、両クラブの地域貢献活動等を広く県内に展開するため、長崎県が県内自治体の窓口として両クラブとの連携を図ること。
- （3）県民応援DAYを県内自治体の観光・物産のPRの機会として引き続き実施するとともに、ホームゲームを県内自治体の観光・物産のPRの機会ととらえ、アウェイサポーター及びアウェイブースターを観光客として呼び込むため、長崎空港内のブースや主要駅前で県内自治体の観光・物産のPRを行うなどの新たな取り組みを図ること。
- （4）ホームゲームの応援に行きやすくなるよう、離島など交通費及び宿泊費等の負担が大きい地域への支援を行うこと。

4. 県と市町の連携による広域観光の活性化について〔継続3回〕

国内観光については国や各自治体の旅行支援の効果もあり、各地の観光需要はコロナ禍前の状況に回復しつつある。

また、~~入国規制緩和~~国際航空路線の就航や客船の受け入れ再開拡大等に伴い訪日外国人数も堅調な回復が見られているはコロナ禍前を上回る勢いである。

この機を逸することなく、長崎県内への誘客や消費拡大をさらに促すために、長崎県を中心としたこれまで以上の広域観光の活性化に向けた取組みについて、次のとおり要請する。

- (1) 広域観光の取組みについて、企画段階からの意見交換や方向性の確認など、これまで以上に県と市町の連携強化を図ること。
- (2) ~~国内観光において、~~長崎県内のみならず九州各県との連携した相互送客や広域周遊観光の促進に取り組むこと。
- (3) 国内で開催される大規模イベント等を契機とした訪日外国人観光客の長崎県内への誘致促進に取り組むこと。
- (4) 離島・半島地域に対する食のブランド化の推進や旅行支援の造成など、地域の魅力の掘り起こしや来訪を促す施策の拡充を図ること。 (長崎市)

(説明)

提言する(長崎市、佐世保市、五島市)

- ・当初提言を行ったときはコロナ禍という状況を踏まえた提言内容となっていたが、現状に合わせて提言内容を修正するもの。(長崎市)

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
(通称：地域未来投資促進法)」(平成29年7月31日施行)

<主な支援措置>

①税制による支援措置

○地方税の減免に伴う補てん措置

・固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん

(対象資産：土地、建物、構築物)

○課税の特例

- ・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置

⇒機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除

(上乗せ要件を満たす場合50%特別償却、5%又は6%税額控除)

⇒建物等：20%特別償却、2%税額控除

②予算による支援措置

○地域中核企業・中小企業等連携支援事業

- ・研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援

○地方創生推進交付金の活用

- ・地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画については、内閣府と連携し、重点的に支援

③金融による支援

○資金供給の円滑化

- ・日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期(20年、7年以内)かつ固定金利での融資
- ・地域経済活性化支援機構、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設
- ・信用保証協会による債務保証

④情報に関する支援措置

○候補企業の発掘等のための情報提供

- ・地域経済分析システム(RESAS)等を活用

⑤規制の特例措置等

○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応

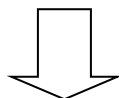
- ・工場立地法の環境施設面積率、緑地面積率の緩和
- ・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加

○農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

○事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設

◆固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん措置の対象資産

対象資産：土地、建物、構築物



機械及び装置が補てん対象となっていない

第 1 1 号議案

学校教育の充実に関する提言

学校教育の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置の拡大について〔継続 1 回〕

きめ細かな指導の充実や豊かな個性と創造性に富んだ人材を育成するため、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 少人数学級編制については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により、小学校においては令和 7 年度までに段階的に 35 人に引き下げられるが、小学 1、2 年生を 30 人学級とするとともに、中学校においても 35 人学級とすること。
- (2) 現状として、少人数指導のための加配教員が少人数学級編制のための教員（担任）として配置され、本来の目的が果たされていないことから、少人数指導のための教職員の加配措置を拡大すること。
- (3) 複式学級の解消、あるいは編制基準の引き下げを実施するための教職員を増員すること。

2. 少人数学級編制に伴う財政支援措置について〔継続 1 回〕

社会状況等の変化により、学校は児童生徒に対するきめ細やかな対応が必要となっている。日本語指導などを必要とする子どもや障がいのある子どもへの対応、いじめや不登校に関する生徒指導等、学校現場での課題は多岐にわたる。

については、このような重要な課題の解決に向けた少人数学級編制実施のための学校施設等の整備について県独自の財政支援措置を講じること。

3. 派遣指導主事の配置に伴う財政支援措置について〔継続 1 回〕

指導主事は、学習指導要領に基づく教育課程の適切な編成・実施及び学力向上、いじめや不登校に関する生徒指導等への対応など、学校教育に対する多様な要求に応える指導体制を充実するために、極めて重要な役割を担っている。

各市においては、合併による学校数の増加や教育事務所の廃止に伴う指導業務及

び事務量の増大に対応し指導主事を増員しているが、各市の財政負担が大きくなっている。ついては、県教育委員会から派遣指導主事を各市へ配置するなど財政的な支援措置を講じること。

(資料 11-1 参照)

4. 養護教諭の配置について〔継続 1 回〕

分校及び 3 学級未満の本校においては、養護教諭が定数化されておらず、養護教諭が加配されていない場合は、専門以外の担任等が保健業務を担う状況となるため養護教諭の配置を定数化することを国に強く要望すること。

なお、それまでの間は未配置の本校及び島部にある分校については優先的に配置を行うこと。

5. 学校事務職員の配置について〔継続 1 回〕

学校事務職員は、予算等の会計管理や教職員の福利厚生に関する事務等を含めた学校内の総務・財務等に関する重要な役割を担っている。

そのような中、分校及び 4 学級未満（中学校においては 3 学級未満）の本校においては、事務職員が配置されておらず、教頭が本来の職務に加えて教科も持ちながら学校事務を行っている状況にあるため、事務職員の配置を行うこと。

6. 小中学校における「教育相談員、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）」等配置に係る財政支援措置について〔継続 1 回〕

教育相談員に関しては、現在、県においては、対策が図られているものの、高度な資格が必要とされ、かつ、少ない人員配置のなかでの活動のため、ふれあう時間・回数も限られ、相談を必要とする児童・生徒の多くが心を開いて相談できるまでの信頼関係を構築することは困難な状況であり、各市においては、高度な資格を要しない相談窓口として「心のケア教育相談員」等を単独事業として配置している。

SC、SSWに関しては、現在、県の派遣事業を活用し、不登校対策等において大きな成果をあげている。市町によってはこのような資格を有する人材の確保が難しい状況にあり、県のSC、SSWの派遣事業を拡張し、配置を増員すること。

また、県において策定された、いじめ防止基本方針では、いじめの防止の対策に専門的知識を有する者の確保のため、必要な措置を講ずることが盛り込まれた。

県においては、こうした現状に応じた財政支援措置を講じること。

(資料 11-2 参照)

7. 学校栄養職員・栄養教諭の配置について〔継続 1 回〕

栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は給食管理を主眼としているが、食育指導

や食物アレルギーへの対応を推進するため、配置の基となっている業務の考え方を
見直す必要があることから、県においては、食育指導等の推進のための配置拡充に
ついて、国に強く要望すること。また、加配等による増員について県独自の対策を
継続し、更に拡充すること。

8. 学校図書館充実のための司書教諭の配置について〔継続1回〕

図書館教育をはじめとする読書に関わる教育の充実のために、主に学校図書館の
経営及び指導面を担当し、学校図書館の機能を活用する学習指導、読書指導、情報
活用能力の育成指導等を支援する司書教諭の配置は不可欠である。

については、学校図書館法（昭和28年法律第185号）附則第2項及び学校図書
館法附則第2項の学校の規模を定める政令（平成9年政令第189号）の規定によ
り、12学級以上の全ての学校に司書教諭の資格を持つ教諭を配置されたところだ
が、12学級未満のすべての小・中学校においても司書教諭の配置を行うこと。

（資料11-3 参照）

9. ICT支援員配置のための支援について〔継続1回〕

各自治体において学校のICT教育環境整備は整いつつあるものの、さらにICT
T機器を効果的に活用するためには研修等を通じそのスキル向上に努めている。し
かしながら、教職員の負担が減ることはなく、ICT機器を用いる学習準備（学習
系）や校務処理のためのICT機器利用（校務系）に追われることも多い。

そこで、県においては、引き続きICT 支援教育教育に関する研修を全県的に充
実させるとともに、「ICT支援員」の配置の拡充に努め、ICT教育環境の充実
を図ること。（平戸市）

（資料11-4 参照）

（説明）

提言する（平戸市、島原市、諫早市、大村市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲
仙市、南島原市）
・ 県の担当課からの意見に基づいて文言を修正するもの（平戸市）

10. 長崎県中学校体育連盟及び長崎県中学校文化連盟への財政支援に ついて〔継続1回〕

- （1）長崎県中学校体育連盟への県の補助金については平成20年度に減額された後、
従前の水準まで回復していない状況である。長崎県中学校体育連盟の財政運営の
厳しさを鑑み、平成22年度の郡市分担金については増額したところであり、更
に平成28年度からは、県大会参加費も求められることとなった。中学生の健全
な育成のためには、県と市が連携して推進すべきものであることから、県におい
ては、長崎県中学校体育連盟への補助金を増額すること。

(資料 11-5 参照)

(2)長崎県中学校文化連盟が更に充実・発展するためには十分な助成が必要である。
長崎県中学校総合文化祭の充実及び活性化を図るため、全国中学校総合文化祭の成果等を踏まえ、更なる発展に努めるとともに、県代表として九州大会・全国大会に出場する際の実費補助のため、県においては引き続き十分な財政的支援を行うこと。

(資料 11-6 参照)

1-2-1 1. 統合型校務支援システムの導入について〔更新〕(南島原市、長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、西海市)

教職員の業務改善のため、県内の公立小中学校及び義務教育学校において統合型校務支援システムの共同利用の促進を図られるよう、システム導入の効果及び活用促進について各市町に対して積極的な情報提供を行うこと。

また、導入及び運用に係る経費に対して引き続き財政支援措置を講じるよう国に働きかけること。(南島原市)

(説明)

提言する(南島原市、長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、西海市)

教職員の業務改善は、「学校における働き方改革に関する緊急対策」(H29年12月26日文科省)にあるとおり、国を挙げての喫緊の課題となっている。そのうち、教職員の業務時間の軽減に効果の高い統合型校務支援システムについては、多額の予算とともに専門的な知識を必要とするため、一部の市町を除いて、これまで導入が進まない市町があった。

このような中、国において、教職員の異動が都道府県単位で行われている実態を踏まえ、統合型校務支援システムの全国的な導入・普及を加速させるべく、都道府県単位による「統合型校務支援システム導入実証研究事業」(H30年4月20日文科省)が公募され、長崎県において、事業を実施した。クラウド環境下で統合型校務支援システムを導入することにより、

- パッケージに基づく業務の標準化を行い、県下で共同して利用することで、事務の効率化が促進できる。
 - 最新のセキュリティ対策が施された場所でITの専門家がシステムを常時監視することで、個人情報保護の強化を図ることができる。
 - 県内他市町との共同利用によりコストが削減できる。
- などの効果が確認された。

このような取組を通して、平成30年度に3市町が導入して以降、導入済み自治体数は17市町となっている。しかし、導入未定の自治体が、まだ4市町(1市・3町)あることから、引き続き、統合型校務支援システム導入の効果及び活用促進について、各市町に対して積極的な情報提供を行うこと。併せて導入及び運用に係る経費に対して、引き続き財政支援措置を講じるよう国に働きかけを求めるもの。(南島原市)

1-3-1 2. 中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について

〔継続 4 回〕

近年の小中学校管理職員の選考試験における教頭志願者の倍率は低下傾向にあることや、県における教職員の女性管理職の割合は全国と比較し低い状況であるなど、今後の管理職希望者不足が懸念される。その原因の一つが教頭の長時間労働だとされているため、教頭が本来の職務に注力できるよう教頭業務を見直し改善を図ること。特に、中学校教頭における時間外勤務が多いことから、この改善を図るため、中学校教頭を義務標準法による教科定数外として配置することや教頭業務を補佐する職員を配置すること。

また、これが難しい場合には、中学校教頭と同教科教員の加配配置や教頭の授業時数が多い場合に非常勤講師を配置するとともに、大規模校には副校長、主幹教諭を配置するなど、教頭が働きやすい環境を整えるための措置を講じること。

1-4-1-3. 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について〔継続 6 回〕

各自治体では、老朽化した施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など、様々な課題への対応を求められているところであり、計画的な改修・整備を進めていくことが喫緊の課題となっている。

このことから、児童生徒の安全で安心な教育環境を着実に整備できるよう財源の確保及び補助単価の増額、補助率の嵩上げを図るよう、次の事項の実現について国に強く働きかけること。

- (1) 校舎等の外壁改修、屋上防水改修については、改修周期から同時期に実施するが、長寿命化改良事業については、補助対象となっているものの、防災機能強化事業については、外壁改修のみ補助対象となっていることから、屋上防水改修についても補助対象とすること。

また、学校施設を支える法面については、学校建設当初から手を加えていない箇所がほとんどであり、近年の大雨被害の激甚化を鑑みると、崩落などにより施設そのものや近隣住宅などへ被害を与える恐れがあるものもあるため、法面の整備についても、防災機能強化事業として補助対象とすること。

- (2) 学校施設の新增改築について、補助単価の嵩上げ措置がなされたものの、労務単価や資材単価の上昇傾向は続いており、いまだ実工事費との乖離が大きいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。
- (3) 特別支援の対象となる子どもたちの入学に併せて設置するエレベーターなどの障害児等対策については、入学予定の子どもたちの状況を事前に把握し、設置に合わせて国庫補助の申請を行っている。しかし、入学予定の子どもが事故等により急に肢体不自由になったり、また、市外からの転校などにより、急きょエレベ

ーターを設置する必要性が生じた場合、国庫補助の内示後に事業に着手すると、迅速な対応ができなくなるため、緊急的な事業の実施が必要な場合は、個別に補助手続きを可能にする枠組みを設けるなど、柔軟な対応を行うこと。

また、エレベーターの増設工事について、実工事費との乖離が大きいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

- (4) 屋内運動場への空調設備の整備については、断熱性確保工事で併せて補助対象とされているが、既存の屋内運動場の多くは断熱性確保工事が必要となり、現行の大規模改造空調整備事業における補助対象工事費上限額を超えることが見込まれる。補助単価の嵩上げは行われているものの実工事費との乖離が大きいため、補助対象工事費上限額の引上げ及び補助単価の増額を行うこと。

また、空間上部など必要のない部分を除き、断熱性確保工事を行わずとも必要な活動範囲のみに効果を行き届かせることができるスポット的な空調設備の整備についても補助対象とするなど、補助要件の緩和を行うこと。

1-1-1 4. 特別支援学級編制基準の弾力化について〔更新〕(佐世保市、長崎市、諫早市、大村市、平戸市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市)

特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増加しており、~~また、~~障害の多様化も進んでいることから、~~状態が異なる複数の児童生徒への対応を~~教員1人で指導・対応を行うことは困難な状況にある。~~が、~~~~ついでに、~~児童生徒個々の状態に応じたきめ細かな指導・対応を行うため、現在8人で1学級となっている特別支援学級の編制基準を、6人~~以下の少人数学級編制で、実態に応じた弾力的な学級編制ができるよう見直しを行うことで1学級とするよう国へ要望すること。~~

~~「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、~~~~また、国による上記編制基準となるの見直しが行われるまでは、上記編制となるよう、県独自の予算措置を講じること。~~ (佐世保市)

(説明)

提言する(佐世保市、長崎市、諫早市、大村市、平戸市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市)

- ・特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増加しており、障害の多様化も進んでいる。普通学級及び特別支援学級に在籍する児童生徒の中で、担任1人では指導が困難で、特別な支援を必要とする児童生徒も毎年増加している。

現在8人で1学級を編制している特別支援学級の編制基準を6人で1学級とすることにより、1学級あたりの児童生徒数が減少し、児童生徒個々の状態に応じたきめ細かな指導・対応が可能となることから提言を行うもの。(佐世保市)

1 5. 学校給食費の無償化について〔継続3回〕

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する

正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであり、全ての子どもたちに対して国の責任において実施すべきであると考えことから、保護者が負担する学校給食費を無償とし、国の負担とするよう、引き続き国に働きかけること。

また、一部都県においては、すでに給食費無償化に取り組む自治体への助成を行っていることから、本県においても、国が学校給食費の無償化について措置するまでの間、県独自の支援制度を設け、県内自治体の格差を是正すること。

派遣指導主事の配置について

各市の指導主事配置状況

令和7年1月1日現在

市名	学校数(校)		児童生徒数(人)	児童生徒数(人) 計	指導主事数(人)
長崎市	小学校	67	17,429	25,586	39
	中学校	37	8,157		
佐世保市	小学校	44	11,872	18,003	34
	中学校	24	6,089		
	義務教育学校	2	42		
島原市	小学校	9	2,218	3,338	6
	中学校	5	1,120		
諫早市	小学校	28	7,280	10,761	13
	中学校	14	3,481		
大村市	小学校	15	6,414	9,450	11
	中学校	6	3,036		
平戸市	小学校	15	1,317	2,014	6
	中学校	8	697		
松浦市	小学校	9	1,016	1,578	5
	中学校	7	562		
対馬市	小学校	15	1,193	1,830	7
	中学校	11	637		
壱岐市	小学校	18	1,213	1,878	6
	中学校	4	665		
五島市	小学校	11	1,330	2,111	8
	中学校	9	781		
西海市	小学校	9	1,140	1,733	6
	中学校	5	593		
雲仙市	小学校	17	1,994	2,970	7
	中学校	7	976		
南島原市	小学校	15	1,807	2,765	7
	中学校	8	958		
計	小学校	272	56,223	84,017	155
	中学校	145	27,752		
	義務教育学校	2	42		

小中学校における「教育相談員等」配置に係る財政支援措置について

※人数欄の()内の数字は県派遣の数字

令和7年1月1日現在

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備 考
長崎市	カウンセラー派遣	会計年度任用職員	0 60回程度	希望校に対し事案に応じた人材を市教委が人選。3時間/回程度。(問題行動等の対応のための児童生徒、保護者、学校への相談業務、いじめ調査)	H16	県配置SC配置校以外の学校を中心に派遣。いじめ調査のため派遣など
	学校相談員	非常勤職員	20	1日4時間、週2～3日勤務、中学校20校に配置。(問題行動等の未然防止を目的とした相談業務)	H16 (H10～15 国の事業として配置)	H21～H30 中22校 R01 中21校 R02～04 中20校
	学校サポーター	非常勤職員	小62校193人 中18校27人	・小中ともに1日2時間、週2日程度、年間70日 ・小学校においては全小学校に配置予定(児童の学習支援や教育活動支援、相談活動等) ・中学校においては、全中学校を対象に配置予定(配布文書の印刷・仕分け、採点業務の補助など)	小H16 中R02	H21 小38校 H29 小58校 H22 小38校 H30 小61校 H23 小38校 R01 小64校 H24 小48校 R02 小50校、中4校 H25 小63校 R03 小61校、中18校 H26 小62校 R04 小64校、中18校 H27 小60校 R05 小61校、中22校 H28 小58校 R06 小62校、中20校
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員	12(0)	週30時間6人、週20.25時間6人 計12人配置。 (問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築)	H23	令和6年度から長崎市雇用が12人体制となる。
	教育相談員	会計年度任用職員	3(0)	1日6時間、週5日勤務。教育研究所に3人配置。(不登校児童生徒及び保護者の来所・電話による教育相談を行う。)	H9	令和元年度から3人体制となる。
	学びの支援センター(旧適応指導教室)	会計年度任用職員	2(0)	1日6時間、週5日勤務。教育研究所に2人配置。(学びの支援センターにおいて小集団による相談指導を行い、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行う。)	H27	令和5年度から2人体制となる。
	スクールカウンセラー	会計年度任用職員	0(29)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H7	H29 小26校 中34校 H30 小28校 中34校 R01 小31校 中34校 R02 小35校 中34校 R03～04 小44校 中34校 R05 小68校 中37校 R06 小67校 中37校
佐世保市	心の教室相談員	非常勤職員	12	1日半日程度、年間100日	H10	教育委員会からの委嘱
	スクールソーシャルワーカー	パートタイム 会計年度任用職員	7	年間840時間以内勤務、青少年教育センターに配置。 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内における組織体制の構築、支援	H22	H22 1名 R2 6名 H23～H27 2名 R3～R5 7名 H28～H29 3名 H30～R1 4名
	教育相談員	非常勤職員	214回	県配置SCがカバーできない学校を中心に派遣。2時間/回程度。教育相談、カウンセリング、講演会、ワークショップ、事例研究会など	H13	
	青少年教育センター教育相談員	フルタイム 会計年度任用職員	4	1日7時間45分勤務。青少年教育センターにおける教育相談を担当。学校適応指導教室通級生に対する個別支援も行う。	H4	
	学校適応指導教室担当	フルタイム 会計年度任用職員	1	1日7時間45分勤務。学校適応指導教室通級生における担任業務を行う。	H13	
	学校適応指導教室指導員	パートタイム 会計年度任用職員	2	月14日以内、1日5時間勤務。学校適応指導教室における学習支援や体験活動の指導を行う。	H27	
	サテライト学校適応指導教室担当	パートタイム 会計年度任用職員	1	年間174日以内、1日6時間勤務。市内遠方に住む児童生徒や保護者のニーズに応えるサテライト(出張型)学校適応指導教室における学習支援や体験活動の指導を行う。	R3	
	メンタルフレンド	ボランティア	17	引きこもりの児童生徒の家庭へ大学生等を派遣し、会話などを通して関係を築いていき、学校復帰や社会的自立につなげる。1回2時間の派遣。	H13	
	スクールカウンセラー	県配置会計年度任用職員	0(20)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H9	
島原市	校内教育支援センター支援員	非常勤職員	20	一人年間875時間	R6	教育委員会からの委嘱
	心の教室相談員	会計年度任用職員	5	全中学校に配置。第一、第二、有明中:1日5時間の週4日。第三、三会中:1日4時間の週3日	H11	
	スクールカウンセラー	県配置職員	0(3)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校を拠点校、小学校をエリア校として、全小中学校に配置。	H24	
	スクールソーシャルワーカー	県配置職員	0(1)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。学校教育課に配置。 1日6時間の35週	H27	
島原市	適応指導教室相談員	会計年度任用職員	2	不登校対策として児童生徒の学校復帰を援助する。1日6時間の週5日を基本。	H8	

※人数欄の()内の数字は県派遣の数字

令和7年1月1日現在

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備 考
諫早市	心の相談員	パートタイム 会計年度任用職員	20	週3日程度、概ね年間120日 全小学校(28)に兼務で配置	H14	児童生徒や保護者が悩みなどを気軽に相談できるための配置
				週3日程度、概ね年間120日 全中学校(14)に兼務で配置	H10	
	少年相談員	パートタイム 会計年度任用職員	5	1日7.5時間、週4日勤務 諫早少年センターに配置し、相談業務等に応じている。	H6	嘱託員3名は主に、不登校児童生徒の学習や体験活動に指導にあたっている。他2名は主に、来所及び電話相談等の相談活動を行っている。また、地域巡回を行っている。
	スクール カウンセラー	県非常勤 職員	0(11)	全中学校14校に11名を配置(中学校区の小学校にもエリア校として兼務し、教育相談、カウンセリング等を行う。)	H14	県配置(小学校は19年度、中学校は14年度から)
	スクールソーシャル ワーカー	パートタイム 会計年度任用職員 及び 県非常勤職員	2(1)	市雇用のSSWは、1日7.5時間、週4日勤務、諫早市少年センターに配置。問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築、連絡・調整。	H23	県配置1名(H23～) 市雇用2名(R6～)
大村市	心の教室相談員	会計年度 任用職員	18	1日5時間、年間約200日勤務。(悩みを持つ児童生徒の、相談相手や話し相手となる)	H21	H21～H23はふるさと雇用再生事業の補助事業として21名雇用
	スクールソーシャル ワーカー	会計年度 任用職員 及び 県配置職員	2(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築等。 学校教育課へ配置。	H15	
	教育相談員	会計年度 任用職員	1	1日7.5時間、年間約200日勤務。(市雇用のSSWと連携し、不登校緊急支援チームにおいて関係機関との連絡・調整を図る役割を担う)	H28	
	スクール カウンセラー	県配置職員	0(6)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H9	
	教育支援センター室長	会計年度 任用職員	1	1日6時間、週5日勤務。(学校に行けない児童生徒に集団生活や学習を指導する)	H29	
	教育支援センター補助指導員	会計年度 任用職員	4	1日6時間、年間約200日勤務。(学校に行けない児童生徒に集団生活や学習を指導する)	H9	
	教育支援センター補助指導員	会計年度 任用職員	1	週1回、1日3時間勤務。(あおば教室通級者の相談を行う。)	R2	
	小・中学生 サポートルーム	会計年度 任用職員	2	1日6時間、週5日間勤務 学校に行くことができないだけでなく、家を出ることができない児童生徒の居場所として開設	R3	R3. 4. 1開設
平戸市	教室支援員	会計年度任用職員(パート)	3	雇用期間は年間 勤務は週30時間(1日6h×5日) 報酬は月額	H11	
	スクールソーシャル ワーカー	県配置 非常勤職員	0(1)	市教育委員会に配置し、各学校と連絡調整の上、学校訪問を行う。 様々な課題を抱える児童生徒に対して、置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワーク構築を行う。	H24	
	スクール カウンセラー	県配置 非常勤職員	0(5)	様々な課題を抱える児童生徒に対して、教育相談・カウンセリングを行う。	H17	
松浦市	適応指導教室指導員	会計年度 任用職員	2	1日7時間、報酬は月額 平成19年に開設、市費で1名 平成21年から緊急雇用で1名(平成22年度から緊急雇用分も市費で雇用)	H19	R2年度から会計年度任用職員(市雇用)
	スクールソーシャル ワーカー	会計年度任用職員(県配置職員)	0(2)	週1日(1日6時間)の勤務。市内を6地区に分け、地区ごとに派遣日を設定し、要請があった学校に派遣。	H20	
	松浦市スクール カウンセラー	民間委託	1(4)	市雇用のスクールカウンセラーを市教委に配置(年間35週、210時間、1日6時間)している。県配置のSCがカバーできない学校を中心に勤務している。	H26	R2年度から業務委託契約に変更
対馬市	教育相談員	会計年度 任用職員	2	年間172日以内、1日の勤務時間6時間 (中学校4校に各1名配置予定)	H17	児童生徒の学業や友人関係等の悩みに対する相談活動など
	介助員	会計年度 任用職員	66	年間172日以内、1日の勤務時間6時間 (小学校15校、中学校9校に85名配置予定)	H17	教育上特別な配慮を要する児童生徒に対する身辺処理、移動等の介助、学習支援、健康管理、安全の確保等を行う。
	教育支援センター指導員	会計年度 任用職員	1	不登校児童・生徒の教育指導及び施設運営業務 1日7時間、週5日	H31	入所者への指導は、月・水・金曜日の10時から15時まで
	スクールソーシャル ワーカー	会計年度 任用職員	1(1)	1日6時間、週3日間35週を基本。 拠点校の中学校1校に配置	H25	問題をかかえる児童生徒が置かれた環境への働きかけ、学校内における組織体制の構築・支援、関係機関等とのネットワークの構築、連絡・調整等
	スクール カウンセラー	会計年度 任用職員	0(2)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校11校に兼務で配置。	H19	児童生徒へのカウンセリング、児童生徒の心の問題等への対応に関する保護者への支援、児童生徒の心の問題等への対応に関する教職員への助言

※人数欄の()内の数字は県派遣の数字

令和7年1月1日現在

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備 考
沓崎市	心の教室相談員	非常勤職員	4	1日4時間程度、年間100日(3校)、150日(1校)	H18	中学校4校
	スクールカウンセラー	非常勤職員	0(2)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校4校に配置。	H19	
	スクールソーシャルワーカー	県配置職員	0(1)	週3日、1日6時間程度、年間35週を基本。いじめ、不登校対策等として、教育相談、カウンセリング等を行う。学校教育課に配置。人件費(県費)以外の経費。	H27	
	教育支援教室指導員	会計年度任用職員	3(0)	1名が6.5時間、2名が4時間で、週5日勤務、不登校の児童・生徒に対して市の施設で「太陽」を開室(8:00～15:30)。必要な教育支援を行う。	H29	
五島市	学校適応支援員	会計年度任用職員	2	週5日、1日7時間、年間200日を。他校に要請があった学校へ、1～2校に派遣できる。悩みを抱える生徒の相談に応じ、心の負担軽減を図る。	H29	H29から学校適応支援員へ名称と配置要領を変更
	スクールカウンセラー	非常勤職員	3(4)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。市内小中学校から要請があった際に派遣する。	H13	
	スクールソーシャルワーカー	非常勤職員	1(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築等、市内小中学校から要請があった際に派遣する。	H20	
	教育支援教室指導員	会計年度任用職員	2	1日7時間、週5日勤務、市の施設に開設した「たけのこ」において、学校不適応(不登校)児童生徒を受け入れ、指導し自立促進を図る。	H22	
西海市	心の教室相談員	会計年度任用職員	4	生徒の悩み相談や話し相手、必要により家庭訪問を実施して、学校における教育相談を行う。1日4時間、年間195日程度、離島を除く全中学校に配置	H17	H22～H23 中6校 H24 中5校 H25～ 中4校
	教育支援センター指導員	会計年度任用職員	2	不登校の児童・生徒に対して、個々の実態に応じた社会生活適応指導及び学習指導を行う。1日6時間、週5日	H19	
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員	1(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整等	H25	H21～H24県配置 H25.5～H26 1名雇用 H27～県配置 H30～市雇用1名
	スクールカウンセラー	会計年度任用職員	0(3)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。全小・中学校に配置。	H18	R5～全校配置
雲仙市	スクールサポーター	会計年度任用職員	27	1日5.5時間、年間190日を上限とし、全小中学校に配置。(複数配置は小学校3校、中学校0校)学習活動支援、教育相談活動等の職務と兼務。	小学校:H18 中学校:H19	
	訪問指導員	会計年度任用職員	2	不登校対策として、訪問指導や相談活動など直接的な支援活動を行う。	H22	
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員	0(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整等	H25	
	スクールカウンセラー	会計年度任用職員	0(6)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H17	
南島原市	心の教室相談員	非常勤	11	児童生徒が抱える悩みや不安等の相談にあたり、児童生徒のストレスを和らげる。小学校4人、中学校7人 週4日・4時間勤務。年間勤務日数140日(上限)	H18	
	スクールソーシャルワーカー	(県)会計年度任用職員	0(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築等。	H27	
	適応指導教室指導員	(市)会計年度任用職員	3	不登校の状態又はその傾向にある児童・生徒に対して、指導・支援を行う。1日5時間45分	R3	令和2年度まで「心の教室施設相談員」として任用していたが、適応指導教室を開設したことで、適応指導教室指導員として令和3年度から配置した。
	スクールカウンセラー	(県)会計年度任用職員	0(5)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校を拠点校、小学校をエリア校として、全小中学校に配置。	H18	

学校図書館充実のための財政支援措置について

市費による学校図書館への司書、図書支援員等の配置状況

令和7年1月1日現在

市名	区分	職種	人数(人)	勤務内容等	配置開始年度	備考
長崎市	学校図書館司書	会計年度任用職員	43	1日4時間45分週5日勤務、原則2校に1人、合計43人配置	H21	H21・22…4人 H23…18人 H24～26…36人 H27～30…43人 R01～06…43人
佐世保市	学校司書	パートタイム 会計年度任用職員	23	1日7時間、週5日勤務、小学校44校、中学校24校、義務教育学校2校に配置	H17	H17…3人 H18～21…4人 H22…14人 H23…17人 H24…18人 H25～27…14人 H28～30…20人 R01～R6…23人
島原市	学校司書	会計年度任用職員	14	1日6時間、週3日勤務、小学校は21年度、中学校は22年度に全校に配置	H21:9人 H22:5人	
諫早市	学校図書館運営支援員	パートタイム 会計年度任用職員	42	全小・中学校42校に配置 ・1日3時間、週4日勤務	H20～ 学校司書4人 H24.9～ 学校図書館運営支援員42人	
大村市	学校司書	会計年度任用職員	15	1日5時間、年間約200日勤務(課業日のみ)、全小中学校に配置(うち6名は複数校に配置)。	H24	
平戸市	学校図書館支援員	会計年度任用職員 (パート)	6	週29時間勤務、6校を拠点校として全小中学校に配置(巡回)	H21	
松浦市	学校図書支援員	会計年度任用職員	4	年間230日間(1日7時間)、各学校を週1または2回巡回して勤務	H26年7月～	R6から4人
対馬市	学校図書館支援員	会計年度任用職員	13	市内小・中学校26校に配置 1日4時間、年間200日勤務 1人あたり2校勤務(100日×2校)、1人1校勤務(100日×1校)	H25	
壱岐市	学校司書	パートタイム 会計年度任用職員	4	1日6.5時間 月14～20日程度 小・中学校22校を巡回(1人5～6校)	H25	H25…2人 H26～29…3人 H30～4人
五島市	学校図書館支援員	会計年度任用職員	4	小学校3校、中学校1校をベース校とし、他の学校からの依頼によって訪問し、サポート等を行う。 ・週29時間程度、年間242日上限	H25	
西海市	学校図書館司書 学校図書館運営補助員	会計年度任用職員	4	司書(3人)は1日6時間、週5日勤務、中学校3校・小学校4校に配置。(中学校1校、小学校1～2校を兼務) 図書補助員(1人)は1日4時間、年間195日程度勤務、小学校3校に配置	H21学校図書館司書 H23学校図書館運営補助員	
雲仙市	図書支援員	会計年度任用職員 (スクールサポーター)	27	1日5.5時間、年間190日を上限とし、全小中学校に配置。(複数配置は小学校3校、中学校0校)学習活動支援、教育相談活動等の職務と兼務。	小学校:H18 中学校:H19	
南島原市			0	本市の市立図書館職員を週に1度、学校等所管へ派遣		

長崎県内のICT教育環境整備状況

令和6年5月1日現在

市名	電子黒板等大型提示装置	児童生使用タブレット及び授業支援ソフト
長崎市 (小68、中37)	R4年度に以下の教室に電子黒板を導入 ・普通教室・理科室に各1台 ・知的学級・情緒学級に各1台 ・道徳指導教室を有する学校に1台 ※旧大型提示装置は特別教室等で活用	小中学校への1人1台学習者用端末(Chromebook)整備 ※授業支援ソフト:小1～小3は「ロイロノート・スクール」 ※すべての学年で「Google Workspace for Education」を利用
佐世保市 (小44、中24、 義務2)	全小・中・義務教育学校の児童生使用Chromebook整備済 必要に応じて学校配当予算で整備	全小・中・義務教育学校の児童生使用Chromebook整備済 通信方式はLTE(5GB/月)を使用し、通信費は市費で負担する。 授業支援ソフトはGoogle Workspace for Educationを利用する。 オンラインドリルとして「eライブラリアドバンス」を利用
島原市 (小10、中5)	小・中学校各校1台 大型モニター普通教室各1台	小・中学校への1人1台学習者用端末(Chromebook)※3、140台 電子黒板 小・中学校各校1台整備 大型提示装置 各小・中学校普通教室1台、各特別支援教室1台整備 Google Workspace for Educationを活用 タブレットLive!(東京書籍)を導入
諫早市 (小28、中14)	【大型モニター等】 市内各小・中学校 普通教室 各 1台 6特別教室 各 1台 ※校内LANに無線接続	【児童生使用タブレット】 市立小中学校の児童生徒に1台ずつ整備 【授業支援ソフト】 「Google Work Space for Education」を利用 「Win Bird」を全校に導入 【学習ドリル】(令和4年4月～) 学校に応じて保護者負担でデジタルドリルを導入 (導入していない学校もあり)
大村市 (小15、中6)	【大型提示装置(大型テレビ等)】 小:281台 中:113台 ※ 令和元年度以降は、必要に応じて学校配当予算で追加整備	市内全児童生徒に1人1台整備(chromebook) Google Workspace for Education eライブラリアドバンス
平戸市 (小15、中8)	大型提示装置:普通教室1台 特別支援学級を有する学校に1台 理科室に全台導入。	【児童生使用タブレット】 市内全児童生徒に1人1台導入済み 【授業支援ソフト】 「Google Work Space for Education」を利用 「Win Bird」を全校に導入 「オクリンク」「ムーブノート」を小学校に導入 【学習ドリル】 ドリル型学習教材を市内全児童生徒に導入
松浦市 (小9、中7)	【電子黒板】 普通教室各1台 特別教室各校2台	Chromebook(LTE方式5GB/月)の整備済 授業支援ソフトは「Google Workspace for Education」を利用
対馬市 (小10、中11)	プロジェクターを各小学校3台、中学校は学級数台数導入済。 タブレットとの無線接続により電子黒板として利用。	小:一人一台導入済(LTE方式) 中:一人一台導入済(LTE方式) ロイロノート(小、中) AI型電子ドリル(小、中)
壱岐市 (小18、中4)	小:学校規模に合わせ、4～6台 中:普通教室全てに導入	市内全児童生徒に1人1台整備済(chromebook) Workspace for Educatin、ミライシードを活用
五島市 (小11、中9)	市内小中学校すべての普通教室に電子黒板つきプロジェクターを完備	(現在配置) ・Ipad 小学校:147台、中学校: 77台 ・GIGAスクール対応端末整備完了(Chromebook) 小:1716台(教師用含む) 中:810台(教師用含む) ・授業支援ソフトは、GoogleWorkspaceを利用。 ・R4、有償の授業支援ソフトを導入済み。(InterCLASS Cloud)
西海市 (小13、中6)	全ての学校の普通教室と特別教室3室(理科室・音楽室・学校裁量の場所)に電子黒板を整備している。	・全ての児童生徒に対して、1人1台ずつChromebookを整備 ・授業支援ソフトは「Google Workspace for Education」を利用している。 ・授業支援アプリ「ロイロノート(小1～小6、中1～中3)」 ・授業支援アプリ「スカイメニュー(小1～小6、中1～中3)」 ・AIドリル「eライブラリアドバンス(小1～小6、中1～中3)」
雲仙市 (小17、中7)	全校の普通教室と理科室に1台常設	Chromebook(wi-fi)を導入済 【当初導入台数】 ・小:2,312台(教師用、予備含む) ・中:1,100台(教師用、予備含む) ドリル教材は『eライブラリアドバンス』、授業支援ソフトは『Google Workspace for Education』を利用
南島原市 (小15、中8)	【電子黒板】 普通教室・特別教室 小:118台(普通教室1台程度) 中:59台(普通教室1台程度) 【大型モニター】 普通教室・特別教室 小:31台 中:34台 ※R4～R7 通常学級及び理科室に各1台常設になるよう、不足台数の購入及び更新を行う予定。	R2:小(1,114台・小4～小6、教師用) R2:中(1,146台・中1～中3、教師用) R3:小(31台・教師用) R3:小(939台・小1～小3、教師用) R3:中(51台・教師用) ※Windows OS、Wi-Fi端末(2,624台)、LTE端末(657台) 当面は有償の授業支援ソフトは整備せず、Microsoft Teams for EducationとL-Gate(無償版)を活用する方針

市名	デジタル教科書	ICT支援員	タブレットPCの通信料(家庭)の負担
長崎市 (小68、中37)	小:国語、社会、理科、外国語(その他教科書付属の道德、書写) 中:社会、理科、英語(その他教科書付属の道德)	ICT支援員6名を業務委託にて配置 ※別途「GIGAスクール運営支援センター」の運営支援員として6名配置	Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与(通信費は原則保護者負担。準要保護世帯で利用を希望する場合は、長崎市が定める基本プラン<月額770円>を支給。生活保護世帯には借用の有無を問わず実費相当額を支給)
佐世保市 (小44、中24、義務2)	小:国語、算数(指導者用) 他教科は必要に応じて学校予算で対応 中:国語、数学、英語を整備(指導者用) 他教科は新教科書購入時に付属しているものを利用、または必要に応じて学校予算で対応 ・R5文部科学省「学習者用デジタル教科書普及促進事業」を活用し、英語を小・中・全70校・小学校算数23校・中学校数学13校に導入	令和3年～令和6年までの4カ年事業 ・令和4～6年度・18名(市内70校に対し4校に1名配置の割合)	市負担(1台につき5G/月)
島原市 (小10、中5)	小学校:社会5・6年、算数1～6年、理科3～6年、生活1・2年、図工3～6年、英語3～6年、道德1～6年 中学校:文部科学省実証事業のみ(英語は全中学校、数学は希望校に導入) 他教科は、各学校予算で購入	R2:1名雇用 R3:2名雇用(ICT支援員)+GIGAスクールサポーター(3名) R4:1名雇用(ICT支援員) R5:2名雇用(ICT支援員) R6:2名雇用(ICT支援員)	家庭負担 ※Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与(通信費は保護者負担)
諫早市 (小28、中14)	指導者用 小学校 各学校(国語、算数、社会、理科、生活、音楽、図工、家庭、保健、外国語)を導入 中学校 各学校(国語、社会、数学、理科、英語)を導入 学習者用 ・小学校は算数、外国語、中学校は数学、英語のデジタル教科書を希望校に導入	令和5年度より1名 会計年度任用職員として任用	家庭内で使用する場合の通信料は家庭負担(就学援助世帯に対し、オンライン学習通信費を扶助)
大村市 (小15、中6)	【指導者用】 小:全教科(全学年) 中:国語、数学、英語(全学年) 【学習者用】 〔外国語〕:全小学校(5・6年)と中学校 〔算数・数学〕:小学校(5・6年)7校と中学校3校 ※〔算数・数学〕は、令和6年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」を活用	R6年度:1名 時給1245円×6時間(市雇用)	・家庭負担 ・Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与(通信費は保護者負担)
平戸市 (小15、中8)	【指導者用】 小:算数(1～6年生)、理(3～6年生)、社(5～6年生) 中:国語、社会、数学、理科、英語 【学習者用】 令和5年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」を活用	GIGAスクール運営支援センター設置	家庭負担 ※要保護・準要保護家庭のうち、Wi-Fi環境がない家庭にモバイルルータを貸与。
松浦市 (小9、中7)	【指導者用】 小:算数、理科 中:社会、数学、理科、英語 【学習者用】 小:英(5・6年)全校、算(5・6年)4校 中:英(全学年)全校、数(学年)3校	未配置	市負担(5G/月)
対馬市 (小10、中11)	小:外国語(指導者用)導入済 小:算数(全学年) 中:数学(全学年)	ハードウェア、各アプリ、運用保守にサポートセンター設置(ICT支援員配置予定なし)	市負担
壱岐市 (小18、中4)	小:英語(18校)、算数(9校) 中:英語(4校)、数学(2校)	未配置	未定
五島市 (小11、中9)	小:すべての小学校全学年に算数科デジタル教科書(指導者用)を配置済み 中:すべての中学校全学年に数学科デジタル教科書(指導者用)を配置済み ※他教科については、学校配当予算でも購入している。 実証事業の活用により全小中学校に英語の学習者用デジタル教科書を導入済み。 また、各校プラス1教科を導入済み。	H29:2名(市雇用1名、業者委託1名) H30:1名(業者委託) R元:2名(市雇用1名、業者委託1名) R2:2名(市雇用1名、業者委託1名) R3:3名(市雇用1名、業者委託2名) R4:3名(市雇用1名、業者委託2名) R5～:4名(市雇用1名、業者委託3名)	R4～基本的に各家庭の回線に接続する。就学援助家庭への通信費補助を行う。(就学援助家庭、特別支援学級在籍児童生徒の家庭:14000円/年)
西海市 (小13、中6)	【指導者用】 小:国語、社会、算数、理科、英語 中:国語、社会、数学、理科、英語 【学習者用】 R6:小(英語・算数) R6:中(英語・数学) ※学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業を活用	令和6年度は、GIGAスクールサポーター2人を市内14校に合計192回(各校10回程度)訪問で業務委託。	就学援助対象家庭に対して、「オンライン通信費」として、年額14000円を上限に補助する。
雲仙市 (小17、中7)	【指導者用デジタル教科書】 小:国語【書写】、社会【地図】、算数、理科、英語、家庭、保健 中:国語、社会【地理、歴史、公民、地図】 数学、理科、英語(令和3年度整備済) 【学習者用デジタル教科書】 〔外国語〕:全小学校(5・6年)と全中学校 〔算数・数学〕:小学校(5・6年)8校と中学校2校 ※令和6年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」を活用	R5年度にICT支援員(会計年度任用職員)を1名配置予定。	家庭負担 ※Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与(通信費は保護者負担)
南島原市 (小15、中8)	指導者用デジタル教科書(教師用指導書に付属) R6:小(全教科) R3:中(音楽・器楽・技術・家庭・道德) 学習者用デジタル教科書 R6:小(英語・算数) R6:中(英語・数学) ※学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業を活用	H29～R3:ICT支援員(2～4名)を市で雇用 R4～:市内業者に業務委託	通信環境がある家庭 Wi-Fi端末を整備し、各家庭のWi-Fiに接続。 通信環境がない家庭 LTE端末を整備し、通信料については、市負担。 (1台につき5G/月)

資料11-5

長崎県中学校体育連盟に対する県補助金の推移

(単位:千円)

年度	全国・九州派遣費	県中総体開催費	離島派遣費	事務局運営費	合 計
S52	2,000	1,000	1,200	300	4,500
53	2,000	1,000	2,420	285	5,705
54	2,000	1,000	2,884	300	6,184
55	3,000	1,000	2,884	300	7,184
56	3,000	1,000	3,809	300	8,109
57	3,000	1,000	4,200	285	8,485
58	3,000	1,000	4,715	270	8,985
59	3,000	1,000	5,030	270	9,300
60	2,700	900	5,334	240	9,174
61	3,318	1,200	5,382	－	9,900
62	2,700	1,200	5,400	－	9,300
63	2,700	1,200	5,400	－	9,300
H元	2,700	1,300	5,400	－	9,400
2	2,700	1,300	5,400	－	9,400
3	2,700	1,300	5,400	－	9,400
4	2,700	1,300	5,400	－	9,400
5	2,700	1,300	6,880	－	10,880
6	2,700	1,300	6,880	－	10,880
7	2,700	1,300	6,880	－	10,880
8	2,700	1,300	6,880	－	10,880
9	2,700	1,300	6,880	－	10,880
10	2,700	1,300	6,880	－	10,880
11	2,700	1,300	6,880	－	10,880
12	2,700	1,300	6,880	－	10,880
13	2,700	1,300	6,880	－	10,880
14	2,700	1,300	6,880	－	10,880
15	2,700	1,300	6,880	－	10,880
16	2,200	1,100	6,880	－	10,180
17	2,200	1,100	6,880	－	10,180
18	2,200	1,100	6,880	－	10,180
19	2,200	1,100	6,880	－	10,180
20	1,980	990	6,192	－	9,162
21	1,980	990	6,192	－	9,162
22	1,980	1,100	6,192	－	9,272
23	1,980	1,100	6,192	－	9,272
24	2,280	1,100	6,192	－	9,572
25	2,280	1,100	6,192	－	9,572
26	2,280	1,100	6,192	－	9,572
27	2,052	990	6,192	－	9,234
28	2,052	990	6,192	－	9,234
29	2,052	990	6,192	－	9,234
30	2,052	990	6,192	－	9,234
R元	2,052	990	6,192	－	9,234
2	2,052	990	6,192	－	9,234
3	2,052	990	6,192	－	9,234
4	1,952	990	6,192	－	9,134
5	1,852	990	5,944	－	8,786
6	1,852	990	5,944	－	8,786

資料11-6

長崎県中学校文化連盟に対する県補助金の推移

(単位:千円)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
長崎県中学校総合文化祭 開催費補助事業	1,000	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	0	900	900	900	900	900	1,100
長崎県中学校総合文化祭 離島地区中学校参加費補助事業	800	720	720	720	720	720	720	742	742	742	742	0	742	742	742	742	742	540
全国中学校総合文化祭派 遣費補助事業	1,000	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	0	900	900	900	900	900	900
長崎県中学校文化活動推 進校指定事業	1,350	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,415
全国中学校総合文化祭長 崎大会開催事業補助金												4,332						
合 計	4,150	3,735	3,735	3,735	3,735	3,735	3,735	4,057	4,057	4,057	4,057	5,847	4,057	4,057	4,057	4,057	4,057	3,955

第 1 2 号議案

デジタル化の推進に関する提言

デジタル化の推進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

(説明)

- ・前回会議まで国への提言の第 1 2 号議案に対応する県への提言がなかったが、今回、新たに「デジタル化の推進に関する提言」に関連する提言があつてにより、県への提言にも第 1 2 号議案を設けるもの。(事務局)

1. デジタルサービスの共同利用に向けた支援について〔新規〕(大村市ほか全市)

各自治体においては、ICT 技術を活用した地方創生 2. 0 の実現のため、デジタル技術の実装(地域社会DX)を通じた省力化・地域活性化等による地域社会課題の解決が重要とされているところである。一方、県内の自治体が抱える様々な課題に対しては、課題解決に向けたデジタルサービスも技術面や費用面などを含め多種多様なものが存在しており、その中で各市が専門的な技術や費用の適正性などを判断することが難しい場合がある。また、各市で個別に検討・導入を進めるよりも、県内共通のプラットフォームとして整備した方が効率的で経済性が期待できる場合もある。

ついては、国(デジタル庁)が求めている県域でのデータ連携基盤の取扱いビジョンに沿う形で、市町が抱える個別の課題や意見を十分踏まえ、各デジタルサービスを統一的なポータル(ID、データ連携基盤)で提供することも含めて検討するなど、県内市町の連携体制の構築や地域社会DXの取組などに対し、県が主導的役割を果たすこと。

県市町の連携体制の構築や地域社会DXの取組などに対しては、国(デジタル庁)が求める県域でのデータ連携基盤の取扱いビジョンや、市町が抱える個別の課題等を十分踏まえ、各デジタルサービスを統一的なポータル(ID、データ連携基盤)で提供するなど、県が主導的役割を果たすこと。(大村市)

(説明)

提言する(大村市ほか全市)

- ・長崎県内の各市町においては、それぞれの行政課題や人員体制等が異なることから、DX 推進の進捗も一定ではない状況である。また、DX 推進のための様々な課題に、個別の市町の組織だけで対応することは業務負担や費用の面などからも難しいと考えられる。そこ

で、長崎県内の各自治体が抱える様々な独自課題を解決するデジタルサービスについて、少ない業務負担や安価な費用での導入、広域的な共通サービスの効率的な追加実装等を可能とするため、県単位の統一的なポータル（ＩＤ、データ連携基盤）上で提供することが必要と考え、要望するもの。（大村市）

(3) 令和7年度長崎県市長会収支予算書(案)

令和7年度長崎県市長会収支予算書(案)

収入額 24,486 千円
 支出額 24,486 千円
 差引額 0 千円

(収入の部)

(単位:千円)

項目	予算額	前年度予算額	比較増減額	摘 要
負担金	12,325	12,325	0	1 各市負担金 12,325 長崎市 1,454 佐世保市 1,166 島原市 858 諫早市 1,043 大村市 940 平戸市 858 松浦市 858 対馬市 858 壱岐市 858 五島市 858 西海市 858 雲仙市 858 南島原市 858
交付金等	7,160	7,010	150	1 (公財)長崎県市町村振興協会助成金 1,820 団体助成金(地域活性化センター)分 2 (公財)長崎県市町村振興協会助成金 4,000 市長会議、副市長会議、主管課長会議、市長行政研修助成金分 3 全国市長会交付金 770 4 共済事業説明会開催補助金 420 5 市長行政研修参加者負担金 150
諸収入	1	1	0	1 預金利息 1
繰越金	5,000	7,000	△ 2,000	1 前年度繰越金 5,000
合計	24,486	26,336	△ 1,850	

(支出の部)

(単位:千円)

項目	予算額	前年度予算額	比較増減額	摘 要
事務費	13,897	16,902	△ 3,005	1 事務費 11,127 2 会議費 2,770
事業費	7,499	6,436	1,063	1 国への要請活動費 907 2 国・県への要望費(提言書作成等) 702 3 研究・研修費 4,069 4 補助費(地域活性化センター) 1,821
予備費	3,090	2,998	92	
合計	24,486	26,336	△ 1,850	

令和 7 年度長崎県市長会負担金

(算出基礎)

(単位：円)

人口区分	均等割	人口割	計
5 万未満	385, 000	473, 000	858, 000
5 万以上～1 0 万未満	385, 000	555, 000	940, 000
1 0 万以上～2 0 万未満	385, 000	658, 000	1, 043, 000
2 0 万以上～3 0 万未満	385, 000	781, 000	1, 166, 000
3 0 万以上～4 0 万未満	385, 000	905, 000	1, 290, 000
4 0 万以上	385, 000	1, 069, 000	1, 454, 000

(各市負担金)

(単位：円)

市 名	人 口	令和 7 年度負担金		
		均等割	人口割	計
長 崎	409, 118	385, 000	1, 069, 000	1, 454, 000
佐 世 保	243, 223	385, 000	781, 000	1, 166, 000
島 原	43, 338	385, 000	473, 000	858, 000
諫 早	133, 852	385, 000	658, 000	1, 043, 000
大 村	95, 397	385, 000	555, 000	940, 000
平 戸	29, 365	385, 000	473, 000	858, 000
松 浦	21, 271	385, 000	473, 000	858, 000
対 馬	28, 502	385, 000	473, 000	858, 000
壱 岐	24, 948	385, 000	473, 000	858, 000
五 島	34, 391	385, 000	473, 000	858, 000
西 海	26, 275	385, 000	473, 000	858, 000
雲 仙	41, 096	385, 000	473, 000	858, 000
南 島 原	42, 330	385, 000	473, 000	858, 000
1 3 市 計	1, 173, 106	5, 005, 000	7, 320, 000	12, 325, 000

(人口は令和 2 年度国勢調査人口による)

* * *

2 協議事項

* * *

(1) 令和 7 年度長崎県市長会役員等の選任及び推薦について

1 長崎県市長会役員等の選任

長崎県市長会会則第 5 条に規定する令和 7 年度の会長、副会長及び監事の選任（任期 1 年）

○ 会 長

○ 副会長

○ 監 事

2 全国市長会関係役員等の推薦

全国市長会会則第 6 条から第 8 条までに規定する令和 6 年度の理事、評議員の推薦（任期 1 年）

○ 理 事 1 名

○ 評 議 員 3 名

【参考】九州市長会関係役員等の推薦

九州市長会役員については、任期が 2 年（令和 6 年度から令和 7 年度）であるため、令和 7 年度は、引き続き次のとおり役員を務める。

○ 理 事 2 名

3 (公財) 長崎県市町村振興協会の役員等の推薦

(公財) 長崎県市町村振興協会定款第 17 条及び第 30 条
に規定する評議員及び理事の推薦

(評議員:任期 4 年、理事:任期 2 年、監事:任期 4 年)

※令和 7 年の定時評議員会の終結の時(R7.6 月)から

○ 評 議 員

--

○ 理 事

--

--

○ 監 事

(町村会より 選出予定)

これまで長崎県市長会会長を理事
に、副会長 2 名をそれぞれ理事及び
評議員に推薦している。

全国市長会・九州市長会・県市長会推薦資料

年度 市長		上段は(全国)・中段(九州)・下段(県)																														
		区 分	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
長 崎	全 国								副会長								副会長													評議員		
	九 州	副会長	副会長					副会長	副会長	会長	会長					副会長	副会長												会長	会長		
	県	会長	会長	会長	会長	会長	会長	会長	会長	会長	会長	会長			会長	会長	会長	会長	会長	会長	会長	会長	会長	会長	会長	会長	会長	会長	会長	副会長	副会長	
佐世保	全 国		理事			理事	評議員		理事		理事	理事						評議員								副会長						
	九 州			理事	理事					理事	理事			理事	理事	監事	監事								副会長	副会長					理事	→
	県	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長				副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長		副会長
島 原	全 国	理事			評議員		理事			理事				評議員		評議員				評議員		理事				評議員		評議員				
	九 州				監事	監事			理事	理事		理事	理事													評議員		評議員				
	県												副会長	副会長											監事	監事			副会長	副会長	会長	会長
諫 早	全 国	評議員		理事				理事		評議員		評議員					評議員			評議員		理事	理事								評議員	
	九 州					理事	理事									理事	理事												理事	→		
	県	監事	監事	監事	監事	監事	監事	監事	監事	監事	監事	監事	会長	会長									副会長	副会長	副会長	副会長	副会長					
大 村	全 国	評議員		評議員	理事					評議員				評議員				理事						評議員		評議員		評議員		理事		
	九 州					理事	理事				理事	理事													理事	理事					理事	→
	県													監事	監事	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長											
平 戸	全 国		評議員		評議員		評議員			評議員				評議員		評議員					理事				評議員		評議員		評議員	理事		
	九 州	理事	理事					理事	理事			理事	理事										理事	理事								
	県																															
松 浦	全 国			評議員		評議員		評議員	評議員					評議員		評議員			評議員					評議員		評議員				評議員		
	九 州	理事	理事							監事	監事										理事	理事						理事	理事			
	県																															
対 馬	全 国											評議員				評議員		理事			評議員※			評議員			評議員	理事			評議員	
	九 州																							理事	理事							
	県																			監事	監事											
壱 岐	全 国											評議員				評議員		評議員		理事				評議員					評議員			
	九 州																															
	県																												監事	監事	副会長	
五 島	全 国		評議員			評議員		評議員			評議員		理事			評議員		評議員※	評議員		評議員			理事				評議員	評議員			
	九 州			理事	理事									理事	理事								理事	理事								
	県															監事	監事															
西 海	全 国											評議員		評議員			理事				評議員		評議員		評議員	評議員	理事		評議員			
	九 州																		理事	理事												
	県																					監事	監事							監事	監事	
雲 仙	全 国											評議員		理事				評議員	評議員		評議員			評議員	理事			評議員	理事	→		
	九 州																												理事	→		
	県																	監事														
南島原	全 国													評議員		理事		評議員				評議員	評議員・監事							評議員	理事	
	九 州																		理事	理事							理事	理事				
	県																								監事	監事						

※長崎県市長会・全国市長会役員の任期は1年、九州市長会役員の任期は2年（R6～R7）
※推薦の目安：①就任経験のない市長、②前年度就任のない市長、③前回就任からの期間が長い市長、④その他(選挙等)を考慮
※平成24年度の全国市長会評議員については、雲仙市長が年度途中で退任したため、残任期間に五島市長が就任した。
※平成26年度の全国市長会評議員については、推薦の目安等から南島原市長を予定していたが、急遽、市長職を辞任されたことから対馬市長が就任。

全 国 市 長 会 役 員

1 副会長

- (1) 九州支部から1名推薦
(2) 任期1年

(全国市長会副会長推薦経過)

年度 県名	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
福岡								小郡								嘉麻	
大分							大分								臼杵		
佐賀						多久								小城			
熊本					天草								阿蘇				
宮崎				日向								都城					
長崎			長崎								佐世保						
鹿児島		鹿児島								鹿児島							
沖縄	那覇								南城								○

2 理事

- (1) 九州支部から9名推薦（各県1名、福岡県のみ2名）
(2) 任期1年

(理事推薦経過)

年度 県名	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
長崎																	
佐世保																	
島原							○										
諫早								○	○								
大村				○										○			
平戸						○									○		
松浦																	
対馬			○										○				
壱岐					○												
五島										○							
西海		○										○					
雲仙											○						
南島原	○															○	

3 評議員

(1) 九州支部から25名推薦（本県基準により3名）

(2) 任期1年

（評議員推薦経過）

- ・ 1市 ～ 5市 1名
- ・ 6市 ～ 10市 2名
- ・ 11市～15市 3名
- ・ 15市～20市 4名
- ・ 21市～30市 5名

年度 県名	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
長 崎																○	
佐世保				○													
島 原		○			○						○		○				
諫 早			○			○										○	
大 村								○				○					
平 戸		○								○		○		○			
松 浦	○			○					○		○				○		
対 馬	○					○			○			○				○	
壱 岐	○		○						○					○			
五 島		○		※○	○		○						○		○		
西 海						○		○		○	○			○			
雲 仙				○	○		○			○			○				
南島原			○				○	○							○		

※平成24年度の全国市長会評議員については、雲仙市長が年度途中で退任したため、残任期間に五島市長が就任した。

4 監事

(1) 九州支部から1名推薦（中国支部、四国支部、九州支部で持ち回り）

(2) 任期1年

（監事推薦経過）

	平成 7	平成 10	平成 13	平成 16	平成 19	平成 22	平成 25	平成 28	平成 31	令和 4	令和 7
北				豊前							
		唐津								武雄	
								南島原			
						臼杵					
南							荒尾				
			小林								○
	鹿屋								薩摩川内		
					石垣						

5 委員会への所属

全国市長会の理事及び評議員へ就任された市長は、4 委員会のうちのいずれかに所属される。

(1) 理事

- ① 各県における評議員が所属していない委員会を優先する。
- ② 各県において近年担当していない委員会を優先する。

(参考) 令和6年度長崎県の状況

行政委員会	
財政委員会	
社会文教委員会	南島原市
経済委員会	

(2) 評議員

- ① 各委員会とも、昨年度所属のない県を優先する。
- ② 各県においては、近年所属回数の少ない委員会を優先する。

(参考) 令和6年度長崎県の状況

行政委員会	長崎市
財政委員会	諫早市
社会文教委員会	
経済委員会	対馬市

九 州 市 長 会 関 係 役 員

1 副会長・監事

(1) 副会長・監事（南北ブロック）各1名推薦

2 任期2年

※ 会則抜粋

第6条 2 会長、副会長及び監事は、総会において選挙するものとし、理事は各県2名とし、各県市長会の推薦による。

第7条 役員は2年とし、再選をさまたげない。但し、その終期は次の通常総会において後任者が就任するまで引き続きその職務を行なうものとする。

（副会長・監事選出経過）

北ブロック

年度 県名	平6 ～ 平7	平8 ～ 平9	平10 ～ 平11	平12 ～ 平13	平14 ～ 平15	平16 ～ 平17	平18 ～ 平19	平20 ～ 平21	平22 ～ 平23	平24 ～ 平25	平26 ～ 平27	平28 ～ 平29	平30 ～ R元	R2 ～ R3	R4 ～ R5	R6 ～ R7
福 岡	—	—	—	—	—	副会長 八女	監事 太宰府			副会長 春日 監事 田川				副会長 宮若 監事 柳川		
佐 賀	監事 鳥栖		副会長 佐賀 唐津	監事 佐賀			副会長 多久	監事 武雄			副会長 多久 監事 小城				副会長 小城 監事 伊万里	
大 分	副会長 津久見	監事 杵築		副会長 津久見	監事 杵築 中津			副会長 大分				副会長 大分 監事 国東				副会長 臼杵 監事 津久見
長 崎		副会長 長崎	監事 島原		副会長 長崎	監事 松浦 島原			副会長 長崎 監事 佐世保				副会長 佐世保 監事 壱岐			

※平成24～25年の監事は大分県選出予定であったが、会長所属県からは副会長、監事を選出しない慣例に従い福岡県から選出された。

南ブロック

年度 県名	平6 ～ 平7	平8 ～ 平9	平10 ～ 平11	平12 ～ 平13	平14 ～ 平15	平16 ～ 平17	平18 ～ 平19	平20 ～ 平21	平22 ～ 平23	平24 ～ 平25	平26 ～ 平27	平28 ～ 平29	平30 ～ R元	R2 ～ R3	R4 ～ R5	R6 ～ R7
鹿児島			副会長 鹿児島				副会長 鹿児島	監事 霧島			副会長 鹿児島				副会長 南さつま 監事 薩摩川内	
熊 本	副会長 熊本	監事 荒尾		監事 人吉	副会長 熊本	監事 玉名 荒尾			副会長 多久	監事 上天草			副会長 山鹿 監事 宇城			
宮 崎		副会長 都城	監事 西都			副会長 小林	監事 西都			副会長 日南	監事 えびの			副会長 串間 監事 延岡		
沖 縄	監事		副会長 那覇	副会長 那覇	監事 宜野湾 平良			副会長 沖縄	監事 名護		副会長 南城	副会長 南城 監事 宜野湾				副会長 沖縄

2 理事

(1) 理事 16 名（各県から 2 名ずつ推薦）

(2) 任期 2 年

（理事選出経過）

生 産 県 名	平 6 ～ 平 7	平 8 ～ 平 9	平 10 ～ 平 11	平 12 ～ 平 13	平 14 ～ 平 15	平 16 ～ 平 17	平 18 ～ 平 19	平 20 ～ 平 21	平 22 ～ 平 23	平 24 ～ 平 25	平 26 ～ 平 27	平 28 ～ 平 29	平 30 ～ R 元	R 2 ～ R 3	R 4 ～ R 5	R 6 ～ R 7
長 崎																
佐世保			○			○		○								○
島 原	○				○		○									
諫 早				○					○						○	
大 村	○			○		○							○			○
平 戸		○			○		○					○				
松 浦		○									○			○		
対 馬													○			
壱 岐											○					
五 島			○					○				○				
西 海										○						
雲 仙									○						○	
南島原										○				○		

(2) 令和7年度長崎県関係国会議員との意見交換会について

1 日時

令和7年6月4日(水)全国市長会総会前の時間帯で調整中

・例年、全国市長会総会等の日程に合わせて開催。

2 場所

都市センターホテル（東京都千代田区平河町2-4-1）

3 議題

国への提言（重点項目）などから、後日、会長等と協議のうえ決定する。

（参考1）令和6年度の意見交換会の議題

- (1) 地域生活交通の維持について
- (2) 保育料の完全無償化について
- (3) 学校給食費の無償化について

（参考2）令和7年度 全国市長会総会等関連会議の開催予定

月 日	時間	会議名	出席対象市長
6月3日 (火)	10:30～11:30	理事・評議員合同会議	【現】役員等市長
	12:30～14:00	行政・財政・社会文教・経済の各分科会	全市長
	15:30～17:00	市長フォーラム	全市長
6月4日 (水)	10:00～12:00	全国市長会議(通常総会)	全市長
	13:00～13:20 ※予定	行政・財政・社会文教・経済の各委員会	【新】役員等市長

令和7年度 長崎県関係国会議員との意見交換会 会場検討資料

日時：6月4日（水）8：15～9：15

出席者：市長(13) 国会議員(6) 事務局(2) 計21名 （議員秘書、市長随行除く）

場 所	会場 使用	食事	借用 時間	会議室	会場の広さ	費 用 （ 見 込 み ）	備 考
都市センターホテル	○	×	7:00 ～ 10:00	706号室	125㎡	会場代 96,800円(税込)※ コーヒ- 550円/名 付属設備別途 <u>合計 150,860円（税込）</u>	従業員不足のため朝食提供不可 ※会員割引〔自治体〕適用 （通常の会場使用料 121,000円）
ホテルニューオータニ	○	○	8:00 ～ 10:00	アーチェロ	170㎡	会場代 150,000円 朝食 5,000円/名(税別) 付属設備等別途 <u>合計 335,500円(税込)</u>	朝食の提供は、国会議員(6)、秘書(6)、市長(13)のみを想定
				未定	未定	ブ レックファースト ¹ ラン2H 9,500円/名(R7金額未定) <u>合計 250,000円(税込)</u>	会場への入室は、国会議員(6)、秘書(6)、市長(13)及び事務局のみの最低限で想定 （市長側の随行は入室しない）

（参考）令和6年度実績

場所	会場 使用	食事	借用 時間	場所	会場の広さ	実 績	備考
砂防会館	○	×	13:00 ～ 21:00	別館3階 「六甲」	130㎡	<u>会議室使用料：121,550円(税込)</u> （付属設備費用含 内室料94,600円）	令和6年度は全国市長会総会前日に開催 （会議時間：16:00～17:00） 令和7年度 6/3(火)午後に仮予約中

長崎県関係国会議員との意見交換会 開催状況

R7.3 市長会事務局作成

年度	開催日	開催場所	全国市長会総会等	出席者		議題(提言書の中から選定)
				国会議員	県内首長	
R6	6月11日(火) 16:00～17:00	砂防会館別館3階 「六甲」会議室	6/11 理事会,各分科会,フォーラム 6/12 総会,各委員会等	・自民4 (加藤,金子,古賀,山本) ・国民民主1(西岡) ・立憲民主1(山田)	13市長	①地域生活交通の維持について(島原市) ②保育料の完全無償化について(長崎市) ③学校給食費の無償化について(諫早市)
R5	6月6日(火) 17:30～18:30	砂防会館別館3階 「立山」会議室	6/6 理事会,各分科会,フォーラム 6/7 総会,各委員会等	・自民5 (加藤,谷川,古賀,山本) ・国民民主1(西岡) ・立憲民主2(山田,末次)	13市長	①施設整備事業に対する財政措置等について(大村市) ②道路網の整備について(雲仙市) ③農林水産業における物価高騰対策の強化について(五島市) ④自治体情報システムの標準化・共通化について(長崎市) ⑤子ども・子育て施策の充実強化について(平戸市長)
R4	5月31日(火) 16:00～17:00	全国町村議員会館 2階会議室	5/31 理事会,各分科会,フォーラム 6/1 総会,各委員会等	・自民5(加藤,谷川,北村, 金子,古賀) ・国民民主1(西岡) ・立憲民主2(山田,末次) ・×公明1(秋野)	12市長(西海市 副市長代理出席)	①九州新幹線西九州ルートの着実な整備について(諫早市) ②道路整備の安定的財源確保及び道路網の整備について(島原市) ③子ども福祉医療費制度の創設について(佐世保市)
R2 R3	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催見合せ					
R元	6月11日(火) 17:30～18:30	砂防会館別館3階 六甲会議室	6/11 理事会,各分科会,フォーラム 6/12 総会,各委員会等	・自民6(富岡,加藤,谷川, 北村,金子,古賀) ・国民民主1(西岡) ・公明1(秋野)	13市長	①九州新幹線西九州ルートの整備について(大村市) ②現行過疎法期限終了後の新たな制度の創設について(西海市(佐世保市)) ③浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について(佐世保市) ④地方バス路線維持対策について(諫早市) ⑤地方における無電柱化事業の推進について(島原市)
H30	6月5日(火) 17:30～18:30	砂防会館別館3階 六甲会議室	6/5 理事会,各分科会,フォーラム 6/6 総会,各委員会等	・自民6(富岡,加藤,谷川, 北村,金子,古賀) ・国民民主1(西岡) ・公明1(秋野)	11市長 (五島市長、南島 原市長欠席)	①九州新幹線西九州ルートの整備について(諫早市) ②地域医療における医師確保対策等について(西海市) ③離島航路・離島航空路線の維持について(壱岐市) ④現行過疎法期限終了後の新たな制度の創設について(対馬市(佐世保市)) ⑤大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について(松浦市)
H29	6月5日(月) 16:00～17:00	都道府県会館 4階(401号会議室)	6/6 理事会,各分科会,フォーラム 6/7 総会,各委員会等	○:7(富岡,加藤,谷川, 北村,金子,古賀,高木) ×:1(秋野)	13市長	①一般財源の総額確保等について(佐世保市) ②社会資本整備総合交付金の予算確保について(対馬市) ③大規模災害時の防災拠点となるべき庁舎整備のための財政支援について(島原市(松浦市)) ④九州新幹線西九州ルートの着実な整備について(諫早市) ⑤ゴルフ場利用税及び固定資産税の堅持について(大村市)
H28	5月25日(水) 15:30～17:00	都道府県会館 4階(401号会議室)	全国市長会開催時には既に国会が終了していたため、前倒しし会期中の5月25日に開催 6/8 総会(10時～)	○:7(全員) ※途中参加 谷川、金子 途中離席 谷川、金子、高木	12市長 (長崎市長欠席)	①社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について ②九州新幹線西九州ルートの着実な整備について ③地方交付税の所要額確保について ④就農給付金制度の拡充について ⑤ゴルフ場利用税及び固定資産税の堅持について ⑥大規模災害時の防災拠点となるべき庁舎整備のための財政支援について

(3) 令和7年度市長行政研修について

1 市長行政研修先にかかる意向調査結果

調査実施時期	令和7年1月
回答市数	13市

Q1) 行政研修を行いたい内容について、希望する分野（複数選択可）

分野区分	回答市数
DX・情報化等の分野	2市
環境・脱炭素化等の分野	2市
防災・減災等の分野	3市
産業等の分野	4市
公共施設・インフラ等の分野	3市
保健・福祉・医療等の分野	2市
教育・文化振興等の分野	2市
移住・地方創生等の分野	4市
地域組織・コミュニティ等の分野	3市
人材育成等の分野	2市
その他	3市※

※「その他」・・・(長崎市)PPP・PFI等の官民連携の分野

(壱岐市)ふるさと納税で売れるものを作る、地域商社の仕組み

(五島市)交通・モビリティ

Q2) 行政研修を行いたい自治体、機関、人物、催し等について

分野	希望先	理 由
その他	大阪府大阪市 (諫早市提案)	「EXP02025 大阪・関西万博」 テーマが「いのち輝く未来社会のデザイン」であり、未来社会の創生へ向け、先端技術含め様々な情報やモノを見て感じることで今後のまちづくりの参考となるため。
その他	岐阜県岐阜市 (五島市提案)	「GIFU HEART BUS」(自動運転バス) バス運転手の担い手不足や買い物弱者対策として自動運転バスが活用できないか研究を行いたい。 R6年度に茨城県境町で「自動運転バスの実用化」の研修を行っているところではありますが、岐阜市では、中心市街地で5年間継続運行する日本初の取り組みを行っております。5年間の運行期間中に自動運転レベル4の実現を目指しており、自動運転の安全性や課題等の研修を希望するため。

2 研修先及び研修時期について(案)

実施時期： 9月～10月実施を想定

研 修 先： 各市の意向確認結果を基に、以下の候補地◎を軸に選定

分 野	自治体名等	研修内容・理由
その他 (産業・地方 創生ほか)	大阪府大阪 市	◎ EXP02025 大阪・関西万博(諫早市提案) 「いのち」をテーマとした世界各国や官民の最新の事業・技術(デジタル、モビリティ、環境、福祉など)を学び、未来社会及び地域の課題解決に向けた取組の参考とする。

①	その他 (PPP・PFI)	大阪府貝塚市	貝塚市新庁舎整備事業 新庁舎に福祉センターや教育庁舎、保健・福祉施設等の機能を統合することで、ワンストップサービスによる市民の利便性の向上をはかり、かつ、防災機能拠点を備えた新庁舎の整備を目的として、設計・建設・維持管理・運営及び事業用地の一部を活用した民間収益施設の整備を一体として行うことにより、民間の創意工夫の発揮による公共サービスの質の向上と財政負担の縮減を図っている先進事例。(R4.5月竣工)
②	その他 (PPP・PFI)	大阪府大阪市	公園と一体となった商業施設『なノにわ』 大阪市初の Park-PFI 事業で、難波宮跡公園を整備し、居心地の良い都市公園としての機能を提供するとともに、商業施設『なノにわ』を設けることにより、エリアに賑わいをもたらす。(R7.3月開業)
③	その他 (選挙、官民連携)	大阪府四條畷市	電子投票 全国で 8 年ぶりに導入された電子投票(R061222_市長選・市議選)について、投票の流れや効果、コスト、今後の見通しについて学ぶ。 株式会社 官民連携事業研究所 官民連携に係る多くのコーディネート実績を有しており、子育て支援、ヘルスケア、環境など様々な政策分野での事例や導入方法等を学ぶことが期待される。

市長行政研修の実施状況(平成24年度から実施)

年度	日時	研修先・内容	出席者	行程など
令和6年度	R6.10.15(火) ～16(水)	茨城県つくば市 ◆「つくばスーパーサイエンスシティ構 想」について 茨城県境町 ◆「自動運転バスの実用化」について ◆「好循環」のまちづくりについて	長崎市長、島原市長、大村市 長、平戸市長、松浦市長、対馬 市長、杵岐市長、西海市長、雲 仙市長、南島原市長 ほか担当・随行者 合計23名 (10市長、10随行者等、3事 務局)	【宿泊】ホテル日航つくば 【行程】 1日目 10:30羽田空港集合 ～(借上バス)～つくば市～(借上 バス)～つくば市泊 2日目 つくば市発～(借上バ ス)～境町～(借上バス)～羽田空 港(14:40頃)解散
令和5年度	R5.10.31(火) ～11.1(水)	滋賀県米原市 ◆「農山村の脱炭素化と地域活性～米原市 「ECO VILLAGE」構想～」の取組みにつ いて 滋賀県湖南市 ◆「さりげない支えあいのまちづくり オール湖南で取り組む脱炭素化プロジェク ト」の取組みについて	島原市長、諫早市長、大村市 長、平戸市長、松浦市長、対馬 市長、杵岐市長、五島市副市 長、西海市長、雲仙市長、南島 原市長 ほか担当・随行者 合計25名 (10市長、1副市長、11随 行者等、3事務局)	【宿泊】彦根キャッスルリゾート&SPA 【行程】 1日目 12:10京都駅集合～ (借上バス)～米原市～(借上バ ス)～彦根市泊 2日目 彦根市発～(借上バス) ～湖南市～(借上バス)～京都 駅、伊丹空港(15:00頃)解散
令和4年度	R4.10.31(月) ～11.1(火)	福島県会津若松市 ◆「スマートシティ会津若松」の取組みに ついて 福島県会津地方振興局 ◆「会津DX日新館」の取組みについて	長崎市長、佐世保市長、島原市 長、諫早市長、大村市長、平戸 市長、松浦市長、対馬市長、杵 岐市長、五島市長、西海市長、 雲仙市長 ほか担当・随行者 合計27名 (12市長、13随行者等、2事 務局)	【宿泊】会津若松ワタナベホテル 【行程】 往 (10:30集合) 東京駅 ～(新幹線)～郡山駅～(借上 バス)～会津若松市 復 会津若松市～(借上バス) ～郡山駅～(新幹線)～東京駅 (14:48着、解散)
令和2～3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、実施見合せ				
令和元年度	R元.10.16(水) ～17(木)	香川県小豆島町 ◆芸術文化によるまちづくり ・瀬戸内国際芸術祭視察 ・二十四の瞳映画村視察 香川県高松市 ◆ICT・データを活用した自治体行政等 ・スマートシティたかまつ ・保育所AI入所選考 ・高松市の防災	長崎市長、諫早市長、平戸市 長、杵岐市長、五島市長、西海 市長、雲仙市長、南島原市長 、対馬副市長 ほか担当・随行者 合計21名 (8市長、1副市長、10随行 等、2事務局)	【宿泊】ベイリゾートホテル小 豆島 【行程】 ※前泊 往 岡山駅～(借上バス)～新 岡山港～(フェリー)～土庄港 ～(借上バス)～小豆島町～ホテル (17:30着) 復 小豆島町～(借上バス)～ 土庄港～(フェリー)～高松港 ～(借上バス)～高松駅(13:20 着、解散)
平成30年度	H30.7.12(木) ～13(金)	兵庫県朝来市 ◆住民参加のまちづくり、人財育成プロ ジェクト及びシティプロモーション戦略に ついて ・まちづくり工房井筒屋現地視察 ・口銀谷銀山町ミュージアムセンター(浅 田邸)現地視察 ・甲社宅(朝来市旧生野鉱山職員宿舎、志 村喬記念館)現地視察 ・朝来市役所訪問及び視察 ・竹田地域の移住起業者の活躍の場等 現 地視察	長崎市長、佐世保市長、島原市 長、諫早市長、大村市長、松浦 市長、杵岐市長、五島市長、西 海市長、雲仙市長、対馬市副市 長 ほか担当・随行者 合計26名 (10市長、1副市長、13随 行者等、2事務局)	【宿泊】豊岡スカイホテル 【行程】 ※前泊 往 大阪(伊丹)空港～(8: 50発 飛行機)～コウノトリ但馬 空港～(借上バス)～朝来市～ホ テル(17:30着) 復 朝来市～(借上バス)～大 阪(伊丹)空港～(飛行機)～長 崎空港(18:40着)

年度	日時	研修先・内容	出席者	行程など
平成29年度	H29.7.10(月) ～11(火)	島根県雲南市 ◆地域自主組織・コミュニティ協議会現地視察、雲南市役所訪問及び視察 ・入間コミュニティ協議会現地視察 ・波多コミュニティ協議会現地視察 ・新市庁舎建設 ・コミュニティナース 岡山県真庭市 ◆真庭市役所訪問及び視察 ・バイオマス産業都市構想について ・新市庁舎建設 ◆バイオマスツアー ・銘建工業㈱本社工場視察 ・真庭バイオマス集積基地第2工場視察 ・真庭バイオマス発電㈱視察	13市長 ほか担当及び随行者 合計28名 (10市長、13随行者等、2事務局)	【宿泊】ホテル上代 【行程】 ※前泊 往) 福岡空港～(8:05発 飛行機)～出雲空港～(借上バス)～雲南市～ホテル(17:25着) 復) 真庭市～(借上バス)～岡山駅～(新幹線)～博多駅～(JR)～長崎駅(20:57着)
平成28年度		台風18号接近のため中止		
平成27年度	H27.10.5(月) ～6(火)	群馬県富岡市 ◆世界遺産登録前後の取組み ～「富岡製紙場と絹産業遺産群」(H26世界遺産)～ ・周辺自治体や関係団体等との連携 ・環境整備状況(施設、道路、研修、体制 など) 石川県金沢市 ◆新幹線開通に伴うまちづくり ～北陸新幹線 ◆近代化と歴史文化が融合したまちづくり ・旧町名を貴重な歴史的文化遺産として捉え復活、まちなか歩行回廊の整備 ・歴史的建造物の修復→「金沢職人大学校の創設」(伝統技術職人養成) ◆「学生のまち」としての取組み ～「学生のまち推進条例」(H22年全国初) など	佐世保市長、島原市長、諫早市長、平戸市長、刈馬市長、杵岐市長、西海市長、雲仙市長、松浦市副市長、五島市副市長、南島原市副市長 ほか担当及び随行者 合計22名 (8市長、3副市長、9随行者、2事務局)	【宿泊】金沢都ホテル 【行程】 ※前泊 往) 【7:30集合】品川駅(バス)～富岡製糸場(バス)～高崎駅(新幹線)～金沢駅着(16:13) 復) 金沢市内(バス)→小松空港～(17:20発 飛行機)～福岡空港(18:40着)【解散】
平成26年度	H26.11.4(火) ～5(水)	島根県隠岐諸島 ◆海士町(山内町長講演、現地視察、懇親会) 「離島発! 地域再生への挑戦」の取組み ・島まるごとブランド化、CAS ・高校魅力化プロジェクト ・産業振興(海藻センター、隠岐ファーム) など ◆隠岐の島町 ・隠岐世界ジオパークとしての取組み ・学校教育、生涯学習、ガイド養成、環境保護 など ・国境離島としての取組み	長崎市長、佐世保市長、諫早市長、平戸市長、杵岐市長、西海市長、雲仙市長、南島原市長、島原市副市長、刈馬市副市長 ほか随行者 合計22名 (8市長、2副市長、10随行者、2事務局)	【宿泊】海士町「マリンポートホテル海士」 【行程】 往) 長崎空港～(9:45発 飛行機)～大阪・伊丹空港～(飛行機)～隠岐空港～(借上バス)～西郷港～(チャーター船)～菱浦港～(ホテルバス)～ホテル(15時着) 復) 菱浦港～(高速船)～西郷港～(借上バス)～隠岐空港～(飛行機)～大阪・伊丹空港～(飛行機)～長崎空港(18:40着)
平成25年度	H25.10.2(水) ～3(木)	長野県飯田市 ① 飯田市長の講演「『ニッポンの日本』をデザインする南信州・飯田の戦略的地域づくり」 ② ラウンドアバウトに関する取組み ③ 環境モデル都市(屋根貸しによる太陽光発電) ④ 地域自治(公民館とまちづくり委員会)	長崎市長、佐世保市長、島原市長、諫早市長、刈馬市長、杵岐市長、西海市長、雲仙市長、南島原市副市長 ほか担当・随行者 合計21名 (8市長、1副市長、10随行者、2事務局)	【宿泊】飯田市「ホテルニューシルク」 【行程】 往) 福岡空港～(12:05発 飛行機)～中部国際空港～(借上バス)～飯田市(16時着) 復) 飯田市～(借上バス)～中部国際空港～(飛行機)～福岡空港(17:50着)
平成24年度	H25.1.28(火) ～29(水)	① 香川県JR四国多度津工場 ・フリーゲージトレイン視察(多度津駅～坂出駅 FGT試乗) ② 高松市役所、高松丸亀商店街 ・中心市街地活性化基本計画 ・まちなか再生 ③ JR九州本社(意見交換) ・新幹線をつかったまちづくり ・FGTの実用化に向けた取組み ・鉄道をつかった観光促進の方策	長崎市長、佐世保市長、島原市長、諫早市長、西海市長、大村市副市長 ほか担当・随行者 合計15名 (5市長、1副市長、7随行者、2事務局)	【宿泊】高松市「高松東急イン」 【行程】 往) JR博多駅～(12時発 新幹線)～岡山駅～(特急)～多度津駅～(FGT試乗)～坂出駅～(FGT試乗)～多度津駅～(特急)～高松駅(18時着) 復) 高松駅～(特急)～岡山駅～(新幹線)～博多駅(14:39着) JRとの意見交換後、16:30解散

(4) 各市からの提出議題

	議題	提出市
ア	国民健康保険税(料)に新設される子ども・子育て支援納付金に係る改正法令及びガイドライン等の早期公布・発出を求めることについて	長崎市
イ	消防本部における高機能消防指令センターの共同運用について	平戸市
ウ	高校生世代に係る子ども福祉医療費制度について	大村市

第 1 3 6 回長崎県市長会議提出議題

(提案市 長崎市)

(議 題)

国民健康保険税(料)に新設される子ども・子育て支援納付金に係る改正法令及びガイドライン等の早期公布・発出を求めることについて

(現状・問題点)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）により令和 8 年度から子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴い、その財源を国民健康保険などの医療保険の保険料(税)に含めて被保険者から徴収することになった。

この制度改正は令和 8 年 4 月 1 日からの施行と既に示されているものの、そのガイドラインや参考条例の発出、政省令の公布は令和 7 年 10～11 月以降となっており、現時点の想定では令和 8 年 2 月（3 月）市議会での条例改正議案の審議・議決が濃厚な見込みである。（なお、国保税の場合は改正地方税法施行令等の公布が必要だが、通例では、国民健康保険法関係法令(国保料)が改正された後に地方税法関係法令が改正されるため、国保税を選択している市にとっては、さらに日程的に厳しくなる。）

(提案理由)

本件では条例改正が必要だが、ガイドライン発出等の時期から考えると 2 月（3 月）市議会に改正議案を提出することになると思われる。

本件改正は国民健康保険単体でみると被保険者にとって負担増となる可能性が極めて高いため、被保険者に対して丁寧な説明が必要となるが、現在国から示されているスケジュールでは、周知期間を十分に確保することが難しい。

また、国が作成する標準仕様書に準拠する標準準拠システム（市町村標準処理システム）の導入が 1 年遅れで現在進められている中、本件制度改正に伴うシステムの改修も並行して行われなければならない。

そのため、ガイドラインの発出等の時期を現在の予定よりも前倒しして早期にさせていただきたいと考えており、このことについて、各市のご意見を伺いたい。

令和8年度に予定されている国民健康保険税(料)に係る制度改正とスケジュールについて

1 子ども・子育て支援金制度の導入（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号））

(1) 制度の趣旨及び国民健康保険税(料)に係る改正

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。

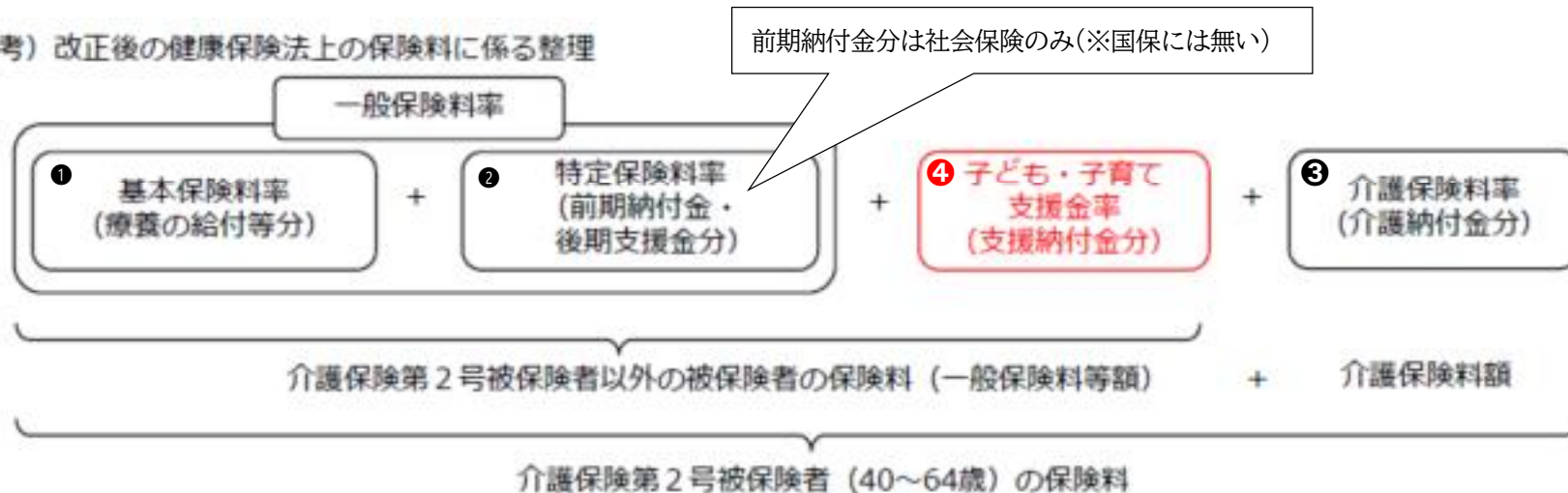


国は、支援納付金対象費用（※）に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収することとなり、**医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負う**こととなる。（※…出産・子育て応援給付金の制度化(妊婦支援給付金)や共働き・共育てを推進するための経済支援に係る経費）



被保険者等から徴収する保険税(料)に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとする。（令和8年4月1日施行）

（参考）改正後の健康保険法上の保険料に係る整理



(2) 子ども・子育て支援金分の負担イメージ



子ども・子育て支援法の附則において、以下の留意事項を定める予定である。

- 全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにすること。
- 令和8～10年度までの支援納付金の総額のうち、被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安（令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円）

2 子ども・子育て支援金の賦課・徴収について（基本的な方向性）・・・施行日 令和8年4月1日

令和8年度から子ども・子育て支援金の拠出をいただくため、医療保険料とあわせた賦課・徴収の方法について、医療保険者等の関係者の意見を踏まえつつ、実務面の整理や、政令・府省令の整備等を進めていく。【こども家庭庁】

- (1) 被保険者から徴収する子ども・子育て支援金分は、保険税(料)の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者が設定する。
- (2) 国民健康保険（及び後期高齢者医療制度）においては、以下の措置を設ける。
 - ・低所得者に対する軽減措置（※現行保険税(料)の7割・5割・2割軽減措置に準じる形で実施）、
 - ・一定の支払い限度を設ける措置（※現行保険税(料)の課税限度額に準じる形で実施）
- (3) 国民健康保険については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る「子ども・子育て支援金分の均等割額」の10割軽減の措置を講じる。

※本件軽減措置の対象となった軽減額については「対象となるこども」以外の国民健康保険被保険者の支援金で支えることとし、引き続き政省令を整備中。
- (4) 医療保険者への財政支援として、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる。

支援金制度の施行に向けたスケジュール案（国民健康保険制度関係）

※現段階での想定。

	R 6年度			R 7年度				R 8年度
	～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月
こども家庭庁・厚生労働省	・システム改修費等について7年度概算要求に向けた検討、調整		・国保標準仕様書改訂版公開			(10月～11月) ・政令、府省令の公布、ガイドライン、参考条例等発出	・政令の公布（賦課限度額関係） ・告示の発出	
	支援金制度についての周知・広報							
国保中央会	納付金システム改修に向けた検討・実施				市町村事務処理標準システム改修に向けた検討・実施			
都道府県						・ R 8 納付金仮算定	・ R 8 納付金本算定	
市町村（事務処理標準システムを使う自治体）						条例等改正	検証	・ R 8 賦課額決定
市町村（上記以外のシステムを使う自治体）				システム改修に向けた検討・実施				検証
						条例等改正		・ R 8 賦課額決定

第 1 3 6 回長崎県市長会議提出議題

(提案市 平戸市)

(議 題)

消防本部における高機能消防指令センターの共同運用について

(現状・問題点)

消防指令業務は、現在、各本部が独自で運用し整備・更新を行っているが、今後の更新整備や保守経費が高額となることから、各市町の財政負担が大きくなってくる。

(提案理由)

消防の広域化については、指令業務広域化先進地を成功モデルとして、県が主体となり高機能消防指令センターの共同運用について協議されているところではありますが、明確なロードマップを示すまでには至っていない状況にあります。

広域化の最大のメリットとして人員、施設、財政のあらゆる面におけるスケールメリットが挙げられますが、特に財政面においては、施設集約によるイニシャルコスト及びランニングコストの低廉化が期待でき、また、施設整備においては緊急防災・減災事業債（以下「緊防債」という。）の充当が可能となります。しかし、この緊防債の適用条件とされる都道府県推進計画に基づく整備の期限が令和 11 年 4 月 1 日までとされており、財政面におけるメリットを最大限に活かすためにも、早期に結論を導き出すことが望まれるところです。

また、現状における消防本部別指令設備更新スケジュールを見ても、全ての消防本部の更新時期に相違があるため、調整は難航することが予測されることから、県が大局観を以て主導し、早期に構成自治体の枠組み、運用方針が決定されるよう県・各市においても方向性を早期に決定して頂きたい。

各市消防本部指令設備更新計画

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
長崎市消防局							中間整備 予定							更新予定				
佐世保市消防局							中間整備 予定							更新予定				
県央地域市町村圏組合消防本部	中間 整備							更新予定							中間整備 予定			
島原地域市町村圏組合消防本部					更新予定							中間整備 予定						
五島市消防本部	情報 1 更新			情報 2 更新		通信系 更新予定		中間整備 予定			中間整備 予定		中間整備 予定					
平戸市消防本部	中間整備			中間整備				中間整備 予定			中間整備 予定				中間整備 予定			中間整備 予定
松浦市消防本部							更新予定							中間整備 予定				
壱岐市消防本部				更新予定							中間整備 予定							
対馬市消防本部													更新予定					
新上五島町消防本部						中間整備 予定								更新予定				
	更新予定	※ 更新予定及び中間整備予定については、R5.1月に各本部の課長へ確認したもの。																
	中間整備 予定																	

第 1 3 6 回長崎県市長会議提出議題

(提案市 大村市)

(議 題)

高校生世代に係る子ども福祉医療費制度について

(現状・問題点)

令和５年度から開始した、県の高校生世代に係る子ども福祉医療費制度は、令和７年度をもって３年間の試行期間が終了する。

県は償還払い方式で制度を開始し、試行期間の実績をもとにその後の方向性を検討するということであったが、試行期間の終了を待たず、現物給付方式を開始する自治体が出てきているのが現状である。

子ども福祉医療費制度の対象年齢の県内統一はなされたものの、給付方式において自治体間の差が生じている。

(提案理由)

試行期間の最終年度を迎えるにあたり、県はその後の方向性についてどのように検討しているのか、改めて確認が必要であると考えます。試行期間を終え、それから協議を開始するのでは、今後現物給付化を検討していく自治体において、正確な見通しを立てることができません。

複数の自治体が高校生世代の子ども医療費について現物給付方式を先行開始する中で、県の補助率がどうなるのかは、非常に重要な問題であると考えます。

県が、試行期間を経て令和８年度からの補助率等をどのように検討しているのかを問うために、各市の意見を集約し市長会としての今後の方向性をまとめていくことを提案します。

* * *

3 報告事項

(1) 令和6年度 会務報告

I 長崎県市長会議

1 第134回長崎県市長会議

日 時 令和6年4月4日（木）14時00分～

場 所 西海市 オリーブベイホテル

出席者 長崎市長、佐世保市長、島原市長、諫早市長、大村市長、平戸市長、松浦市長、
対馬市長、壱岐市長、五島市長、西海市長、雲仙市長、南島原市長

審議内容等

■審議事項

ア) 第134回長崎県市長会議議案審議

国、県への提言議案について原案どおり承認

イ) 九州市長会議提出決議案審議

次の5議案を選定

第4号議案 子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言

第7号議案 九州新幹線等の整備促進に関する提言

第8号議案 高速道路網等の整備促進に関する提言

第9号議案 農林水産業の振興に関する提言

第11号議案 学校教育の充実に関する提言

ウ) 令和6年度長崎県市長会収支予算書（案）

原案どおり承認

■協議事項

ア) 各市からの提出議題について

- ・九州・長崎 I R の審査結果及びこれまでの協力に対するお礼（佐世保市）

九州・長崎 I R の審査結果とその後の経過、これまでの協力に対するお礼が述べられた。

- ・ G F P フラッグシップ輸出産地形成プロジェクトへの取り組みについて（平戸市）

現在、円安で輸出しやすい環境であることから、県主導で採択に向けた準備を進めてもらうよう、今回の会議で出た意見を県に対して情報提供することとなった。

- ・ 子ども福祉医療費制度の給付方法について（大村市）

今回の会議での意見を集約しつつ、改めて問題点を整理したうえで、市長会として一定の見解を出し、次回の県・市町連携会議（五島市）に諮るよう調整することとなった。

- ・ 公金振込手数料の有料化について（雲仙市）

町村会とも連携しながら、まずは全自治体等を参集した協議の場の設定等を市長会会長から十八親和銀行頭取に対して要望することとなった。なお、申し入れ後の細かな協議については、最適な事務レベル（副市長や会計管理者等）で行うこととした。

イ) 令和6年度長崎県市長会役員等の選任について

区分	任期	職 名	結 果
長崎県市長会役員	1 年	会長	島原市長
		副会長 (2 名)	長崎市長
			佐世保市長
		監事	西海市長
全国市長会関係役員	1 年	理事	南島原市長
		評議員 (3 名)	長崎市長
			諫早市長
			対馬市長
九州市長会関係役員	2 年	理事 (2 名)	佐世保市長
			大村市長

ウ) 令和6年度長崎県関係国会議員との意見交換会について

エ) 令和6年度長崎県市長行政研修について

■報告事項

ア) 令和5年度会務報告について

イ) 長崎県市長会に係る今後の会議開催予定等

■講演

テーマ：「西海市における脱炭素に向けた取組について」

講 師：西海市新産業推進課

■行政視察（4月5日実施）

- ・「音浴博物館」視察
- ・「クアオルトウォーキング」視察



2 第135回長崎県市長会議

日 時 令和6年8月26日（月）14時00分～

場 所 雲仙市 雲仙温泉 青雲荘

出席者 長崎市長、佐世保市長、島原市長、諫早市長、大村市長、平戸市長、松浦市長、
対馬市長、壱岐市長、五島市長、西海市長、雲仙市長、南島原市長

審議内容等

■審議事項

ア) 提言議案の審議について

国、県への提言議案について原案どおり承認

イ) 九州市長会提出議案の選定について

次の5議案を選定

第1号議案 都市財政の拡充強化に関する提言

1. 都市財政の充実強化について

8. 地方バス路線維持対策について

第4号議案 子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言

第7号議案 九州新幹線等の整備促進に関する提言

第9号議案 農林水産業の振興に関する提言

第11号議案 学校教育の充実に関する提言

ウ) 令和5年度長崎県市長会収支決算書（案）について

原案どおり承認

■協議事項

ア) 口座振替促進キャンペーン等の連携実施について（長崎市）

税及び公金におけるキャッシュレス納付の推進を図るため、県において連携体制を整備するなどの積極的な取組みを要請するため各市の意見を伺い、県全体での取組みが望ましいとの意識共有が図られた。今後、長崎市において県へのアプローチの仕方について各市に諮りながら、そのうえで県に相談することとなった。

イ) 海洋漂着ごみ処理問題について（平戸市）

海岸線を有する長崎県において、毎年多くの海洋ごみが漂着している現状から、実現性が低いという理由で「海岸漂着物対策の財政支援措置について」を提言書から取り下げることが良いのかどうか、また、他市において海洋ごみの有用な処理方法について意見を伺い、離島をはじめとした各市の事例の情報共有を行った。

■報告事項

ア) 副市長会からの報告について

第72回長崎県副市長会議における長崎県副市長会 正副会長の選任結果を報告した。

また、公金振込手数料の有料化について第134回長崎県市長会議以降の経過を報告した。

■その他

ア) 次期開催市について、「南島原市」で承認

イ) 松浦市 友田市長より、国県等の助成制度の対象とならない、崩落の危険のある人工で造成した急傾斜地への対応について各市の意見を伺い、長崎市の取組みについて情報共有を行った。

ウ) 長崎市 鈴木市長より来年春に長崎市で開催される九州市長会議について、各市長への出席及びPRブースへの出展について依頼があり、ブースでの販売の可否等含め改めて九州市長会議事務局より案内する旨説明があった。

■講演

テーマ：「休眠預金等を活用した部活動移動支援の取組みについて」

講師：一般財団法人未来基金ながさき 理事長 山本倫子 氏

うんぜん部活動移動支援実証実験運営協議会 会長 溝口昌喜 氏

監事 西川卓也 氏

■行政視察（8月27日）

- ・国指定登録有形文化財「雲仙観光ホテル」視察
- ・国指定重要文化財「旧鍋島家住宅」視察



Ⅱ 長崎県副市長会議

1 第72回長崎県副市長会議

日時 令和6年7月31日（水） 14時00分～

場所 対馬市 対馬グランドホテル

審議内容等

■審議事項

ア) 第135回長崎県市長会議 議案審議（国・県への提言）

第135回長崎県市長会議に提出する議案のうち、各市が重点と考える項目の中から主管課長会議で副市長会議の議案とする旨決定した5項目について審議

国	県	題名	結果
○	○	に国土強靱化の計画的かつ着実な推進について〔新規〕	原案のとおり市長会議に提出
○	○	農業用機械及び施設の更新や長寿命化に係る支援について〔見直し〕	提言市に「雲仙市」を加え、原案のとおり市長会議に提出
○	○	水産業の振興対策について〔一部更新〕 〔一部廃案〕	原案のとおり市長会議に提出
	○	保育料の完全無償化について〔修正〕	全国的な事例や県のこども施策を考慮し、文言の修正については会長一任とし、市長会議に提出
	○	学校給食費の無償化について〔修正〕	全国的な事例や県のこども施策を考慮し、文言の修正については会長一任とし、市長会議に提出

■協議事項

ア) 正副会長の選任について

会長 島原市金子副市長、副会長 長崎市柴原副市長を選任(任期：1年間)

イ) 各市からの提出議題について

- ・「外国人観光客のマナー対策について」(対馬市)

各市の対応事例等の情報共有を行った。

- ・「正規職員の確保について」(対馬市)

有効な採用試験の実施方法等各市の事例の情報共有を行った。

- ・「軽自動車税納税証明書の有効期限の延長について」(島原市)

各市の対応にばらつきがあることから、次の会議で再び協議することとなった。

■報告事項

ア) 第134回長崎県市長会議での協議事項について

- ・子ども福祉医療費制度の給付方法について

当該医療費の給付方法等の協議の経過について、事務局から報告を行った。

- ・公金振込手数料の有料化について

公金振込手数料の有料化に係る長崎県副市長会をはじめとしたこれまでの経過について、事務局から報告を行った。

イ) 令和6年度長崎県関係国会議員との意見交換について

令和6年6月11日に行われた意見交換会の内容について事務局から報告

■その他

次期開催市について「壱岐市」で承認

■行政視察(8月1日)

- ・「対馬クリーンセンター中部中継所」視察



2 第73回長崎県副市長会議(第98回長崎県市長会負担金等適正化委員会と同時開催)

日 時 令和6年11月18日(月) 14時00分～

場 所 壱岐市 壱岐の島ホール

審議内容等

■協議事項

ア) 「軽自動車納税証明書の有効期限の延長について」(島原市)

(一社)長崎県自動車整備振興会からの説明、質疑応答の後、各市で対応について協議を行った。

イ) 各市からの提出議題について

- ・「管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)による高年齢職員の配置について」(平戸市)

配置の考え方について、各市に対して事前に実施した「管理監督職勤務上限年齢(役職定年制)による高年齢職員の配置についての調査」に対する回答に基づき各市から補足説明がなされた。

- ・「子ども福祉医療制度について」(佐世保市)

佐世保市では議会からの指摘があり、高校生世代の子ども医療費助成について、来年度から現物給付に切り替えようと考えており、また、県市町連携会議で知事から凸凹をなくしていこうという話があることから議題提出に至ったとの説明がなされ、意見交換を行った。

■その他

次期開催市について「五島市」で承認

■行政視察（11月19日）

・「小島神社」及び「壱岐テレワークセンター」視察

Ⅲ 長崎県市長会負担金等適正化委員会

1 第98回長崎県市長会負担金等適正化委員会

日 時 令和6年11月18日（月）午後2時00分～

場 所 壱岐市 壱岐の島ホール

審議内容等

■各種協議会等に係る各市負担金等について

ア) ながさき移住サポートセンター負担金（見直し）

令和7年度の負担金については原案のとおり承認するが、附帯意見を付すこととなった。

（附帯意見）

- 1 令和8年度以降のながさき移住サポートセンターのあり方・方向性（体制含む）を整理し、改めて令和7年度に負担金等適正化委員会に諮ること。
- 2 剰余金が生じる場合は、負担自治体への返還を基本とし、繰越金については、用途及び目的を明確に示すこと。
- 3 県市町負担金を財源とする経費に係る規定を改正する場合は、負担金等 適正化委員会の承認を前提とすること。

イ) （一社）長崎県保育協会負担金（見直し）

特に疑義なく、原案のとおり承認。

ウ) 長崎県内市町土木設計積算業務協議会負担金（新規）

特に疑義なく、原案のとおり承認。

Ⅳ 長崎県関係国会議員との意見交換会

日 時 令和6年6月11日（火）16時00分～

場 所 東京都千代田区 砂防会館別館「六甲」会議室

出席者 長崎県関係国会議員名6名（西岡議員、加藤議員、山田議員、金子議員、古賀議員、山本議員）長崎市長、佐世保市長、島原市長、諫早市長、大村市長、平戸市長、松浦市長、対馬市長、壱岐市長、五島市長、西海市長、雲仙市長、南島原市長

内 容

提言書の提言項目の中から以下の3項目について提案市長等が説明の上、意見交換

- 1 地域生活交通の維持について
- 2 保育料の完全無償化について
- 3 学校給食費の無償化について



V 市長行政研修

日 時 令和6年10月15日（火）～10月16日（水）

場 所 茨城県つくば市、境町

視 察 先 茨城県つくば市役所及び境町役場、㈱セネック

出 席 者 長崎市長、島原市長、大村市長、平戸市長、松浦市長、対馬市長、壱岐市長、
西海市長、雲仙市長、南島原市長

- ・「つくばスーパーサイエンスシティ構想」について

日 時 令和6年10月15日（火）13:00～

場 所 つくば市役所 庁議室ほか

説 明 つくば市 五十嵐市長ほか

- ・「境町が進める地方創生」について

日 時 令和6年10月16日（水）9:10～

場 所 境町役場会議室

説 明 境町 橋本町長ほか

- ・「自動運転バスの実用化」について

日 時 令和6年10月16日（水）10:35～

場 所 ㈱セネック

説 明 BOLDLY㈱市場創生部 社会実装課 石川氏ほか



VI 県・市町連携会議

令和6年度「長崎県・市町連携会議」

日 時 令和6年7月18日（木）14時00分～

場 所 五島市 カンパーナホテル

出 席 者 知事、関係部局長、13市長、8町長

意見交換

（県テーマ）

- ・デジタル分野における県と市町の連携について
 - ①地域におけるドローンの活用について
 - ②パーソナルデータ連携基盤を活用した取組について

（五島市テーマ）

- ・外国人との共生について
 - ①外国人の子どもに対する支援について
 - ②災害が発生した際の外国人への対応状況
- ・子ども福祉医療費制度の給付方法について
 - ①今後の給付方法について

報告事項

- ・次期長崎県総合計画について
- ・国家戦略特区の指定について
- ・配付資料について
 - ①未来大国づくり応援補助金について

- ②医療的ケア児支援について
- ③ながさきピース文化祭２０２５について
- ④日本スポーツマスターズ２０２４長崎大会について
- ・次期開催地について

VII 自由民主党 茂木敏充幹事長への要望

日 時 令和６年６月２日（日）１４時０５分～

場 所 長崎市 ホテルニュー長崎

要望先 （対応者）自由民主党 茂木敏充 幹事長

（要望者）長崎県知事、長崎県市長会会長、長崎県町村会会長

要望内容

- ・九州新幹線西九州ルートの整備促進
- ・離島・半島振興対策の充実
- ・こども・子育て家庭に対するユニバーサルサービスの創設



令和7年4月3日現在

長崎県市長会に係る会議開催予定等

区分 年度	市長会議				副市長会議				主管課長会議			
	春季(4月)		秋季(8月)		夏季(7・8月)		冬季(11月)		夏季(7月)	負担金(8・9月)	秋季(10月)	春季(3月)
	回数	開催地	回数	開催地	回数	開催地	回数	開催地	開催地	開催地	開催地	開催地
令和4年度	130	対馬市	131	壱岐市	68 -	大村市	69 (96)	平戸市	南島原市	WEB会議	長崎市	WEB会議
令和5年度	132	五島市	133	平戸市	70 -	松浦市	71 (97)	対馬市 (WEB会議)	佐世保市	WEB会議	島原市	WEB会議
令和6年度	134	西海市	135	雲仙市	72 -	対馬市	73 (98)	壱岐市	諫早市	WEB会議	大村市	対面(長崎市内)
令和7年度	136	南島原市	137	島原市	74 -	五島市	75 (99)	西海市	平戸市	WEB会議	松浦市	長崎市内
令和8年度	138	佐世保市	139	長崎市	76 -	雲仙市	77 (100)	南島原市	対馬市	WEB会議	壱岐市	長崎市内
令和9年度	140	諫早市	141	大村市	78 -	長崎市	79 (101)	佐世保市	五島市	WEB会議	西海市	長崎市内

* * *

4 そ の 他

* * *

(1)行政へのカスタマーハラスメントの対応に関する共同宣

長崎県市長会

言

長崎県市長会（長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市）は、行政へのカスタマーハラスメント（以下「カスハラ」）の対応に関し、下記のとおり宣言します。

記

市役所に対する住民の皆様のご意見やご要望は、市勢発展や行政サービスの改善のために重要なものであり、誠実、適切に対応すべきものです。

しかしながら、その中には、要求の内容が過剰又は不当なものや、長時間、繰り返しの苦情、暴言、脅迫、誹謗中傷など、カスハラに該当する迷惑行為（※別紙例参照）があることから、対応する職場、職員は、その対応に多大な時間と労力を費やし、他の業務に支障が生じることに加えて、職員の精神的、肉体的な負担も大きく、就労環境が悪化することで、メンタルヘルス不調や離職などに繋がっています。

このようなカスハラに該当する行為は許さないという姿勢で、職員一人ひとりを守るとも、行政サービスを安定的に提供するために不可欠です。

そのため、カスハラに該当する行為に対しては、状況に応じて対応を終了させていただくなど、組織的かつ毅然と対応します。また、悪質な場合には、警察等に相談のうえ、法的措置も含めて厳正に対応します。

なお、本共同宣言は、住民の皆様の正当な意見を不当に制限するものであってはならない、という基本的な考え方のもとで行うもので、住民の皆様と市役所とがお互いの立場を尊重しあうことを旨といたします。

私たち市役所は、住民の皆様のご意見にしっかりと耳を傾けて、より良い行政サービスを提供できるよう、絶えず努力してまいります。

住民の皆様におかれましても、カスハラの防止や行政の対応について、ご理解、ご協力をお願いいたします。

令和7年4月3日

長崎市長

佐世保市長

島原市長

諫早市長

大村市長

平戸市長

松浦市長

対馬市長

壱岐市長

五島市長

西海市長

雲仙市長

南島原市長

(別紙)【カスタマーハラスメントに該当する可能性のある行為の例】

- ・長時間又は繰り返しの電話や面談によるクレーム
- ・揚げ足取り、言いがかり、話のすり替え
- ・非協力的言動（説明を聞いていただけない、説明や謝罪に納得していただけない、自己主張ばかりで話が進まない）
- ・暴言（怒鳴る、恫喝、罵声）
- ・精神的な攻撃（侮辱、差別的発言、誹謗中傷）
- ・身体的、物理的な攻撃（暴行、傷害、物の投げつけ、机等を蹴る、たたく）
- ・脅迫（「殺す」「押しかける」などの発言、SNSやマスコミへの暴露をほめかす、凶器をちらつかせる）
- ・セクシャル・ハラスメント（つきまとい、わいせつな言動）
- ・過度な要求（金銭要求、制度上不可能なことの強要、担当業務以外の苦情）
- ・権威の行使（優位な立場を利用した暴言や特別扱いの強要）
- ・土下座や文書での謝罪の強要
- ・無断での撮影やSNSへの投稿

※以上は例示であり、これらに限られるものではありません。